# さぬき市 公共施設等総合管理計画

## ～将来の公共施設等のあり方について～

平成 28 年 3 月

さぬき市

# 目　次


1章 はじめに ..... - 1 -
第1節 公共施設等総合管理計画の目的 ..... - 1 -
第2節 本計画の位置付け ..... - 2 -
第3節 計画期間 ..... - 2 -
第4節 推進体制 ..... - 2 -
第2章 さぬき市の概要 ..... - 3 -
第1節 位置・地勢 ..... - 3 -
第2節 人口の動向と将来予測 ..... - 4 -
第3節 産業 ..... - 7 -
第4節 財政状況 ..... - 10 -
第1項 歳入 ..... - 10 -
第2項 歳出 ..... - 12 -
第3項 本市における財政収支の見通し ..... - 14 -
第3章 公共施設等の現状把握 ..... - 16 -
第1節 対象施設 ..... - 16 -
第2節 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用シミュレーション条件 ..... - 19 -
第3節 公共施設等の維持管理方針 ..... - 21 -
第1項 さぬき市公共施設再生基本計画に基づく基本的な考え方 ..... - 21 -
第2項 点検・診断等の実施方針 ..... - 22 -
第3項 維持管理・修繕・更新等の実施方針 ..... - 22 -
第4項 安全確保の実施方針 ..... - 23 -
第5項 耐震化の実施方針 ..... - 24 -
第6項 長寿命化の実施方針 ..... - 24 -
第7項 統合や廃止の実施方針 ..... - 25 -
第4節 フォローアップの実施方針 ..... - 26 -
第5節 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 ..... - 26 -
第1項 公共施設等総合管理策定のための情報収集 ..... - 26 -
第2項 施設評価 ..... - 26 -
第4章 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針 ..... - 27 -
第1節 コミュニティ・集会施設 ..... - 27 -
第1項 公民館 ..... - 27 -
第2項 集会施設 ..... - 30 -
第2節 文化施設 ..... - 35 -

第 1 項 ホール ..... - 35 -
第 2 項 展示室等 ..... - 36 -
第 3 項 図書館 ..... - 38 -
**第 3 節 保健福祉施設 ..... - 40 -**
第 1 項 高齢者福祉施設 ..... - 40 -
第 2 項 障害者福祉施設 ..... - 41 -
第 3 項 保健医療施設 ..... - 42 -
**第 4 節 スポーツ・レクリエーション施設 ..... - 45 -**
第 1 項 スポーツ施設 ..... - 45 -
第 2 項 レクリエーション施設 ..... - 48 -
第 3 項 保養施設 ..... - 50 -
第 4 項 物産施設 ..... - 52 -
**第 5 節 学校施設 ..... - 55 -**
第 1 項 小学校 ..... - 55 -
第 2 項 中学校 ..... - 57 -
第 3 項 幼稚園 ..... - 58 -
第 4 項 給食センター ..... - 60 -
**第 6 節 子育て支援施設 ..... - 62 -**
第 1 項 保育所 ..... - 62 -
第 2 項 児童館 ..... - 63 -
**第 7 節 公営住宅 ..... - 66 -**
**第 8 節 行政関係施設 ..... - 71 -**
第 1 項 庁舎等 ..... - 71 -
第 2 項 消防施設 ..... - 73 -
第 3 項 倉庫書庫 ..... - 77 -
**第 9 節 生活関連施設 ..... - 79 -**
第 1 項 斎場 ..... - 79 -
第 2 項 供給処理施設 ..... - 80 -
**第 10 節 その他施設 ..... - 82 -**
**第 11 節 使用していない施設 ..... - 83 -**
**第 12 節 建物系公共施設の総括 ..... - 88 -**
第 1 項 築年別整備状況 ..... - 88 -
第 2 項 将来の更新費用の推計 ..... - 88 -
**第 5 章 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針 ..... - 90 -**
**第 1 節 市道 ..... - 90 -**
**第 2 節 農道 ..... - 92 -**

第 3 節 林道 ..... - 94 -
第 4 節 橋りょう ..... - 96 -
第 6 章 企業会計施設の管理に関する基本的な方針 ..... - 98 -
第 1 節 上水道施設 ..... - 98 -
第 2 節 下水道施設 ..... - 101 -
第 3 節 市民病院施設 ..... - 103 -
第 7 章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針 ..... - 106 -
第 1 節 公共施設における現状と課題 ..... - 106 -
第 2 節 さぬき市が保有する全ての公共施設に関する更新費用推計 ..... - 107 -
第 3 節 今後の公共施設マネジメントの進め方 ..... - 112 -
第 4 節 将来的に廃止検討または更新をしない施設の方針 ..... - 112 -
第 5 節 将来的に廃止検討または更新をしない場合の将来更新費用 ..... - 116 -
第 8 章 おわりに ..... - 118 -
第 1 節 現状の整理 ..... - 118 -
第 2 節 今後の公共施設マネジメントの進め方 ..... - 120 -

# 1章 はじめに

## 第1節 公共施設等総合管理計画の目的

現在、わが国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化の中で、公共施設の整備が進められてきました。その当時から建築された公共施設の建築年数は、30年以上経過し、その多くが耐用年数を超過した状況となっています。そのため、このような公共施設は、今後大規模改修や、修繕、建替が必要となってきます。一方、世界経済の低迷の影響を受け、我が国の経済成長もマイナスに転じており、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる公債残高も増加の一途をたどっております。財政状況はまさに危機的状況にあります。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などによって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されております。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本市においても将来の公共施設等に係る建替や改修などの更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少などにより、公共施設等の利用需要が低下していくことが予想されます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

この状況下、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画[1]）の策定を要請されることとなりました。

[1] 国は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画の策定を要請した。

## 第 2 節 本計画の位置付け

図表 1-1 では、本市における公共施設等総合管理計画本計画の体系図を示しています。本計画は、本市の上位計画であるさぬき市総合計画を下支えする計画であり、「中長期財政計画」や「財政改善実行プラン」といった各種計画と連動して、各政策分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を提示するものです。また、各種長寿命化計画などの個別の公共施設計画については、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を相互に検証することとしました。

図表 1-1：さぬき市 公共施設等総合管理計画 体系図

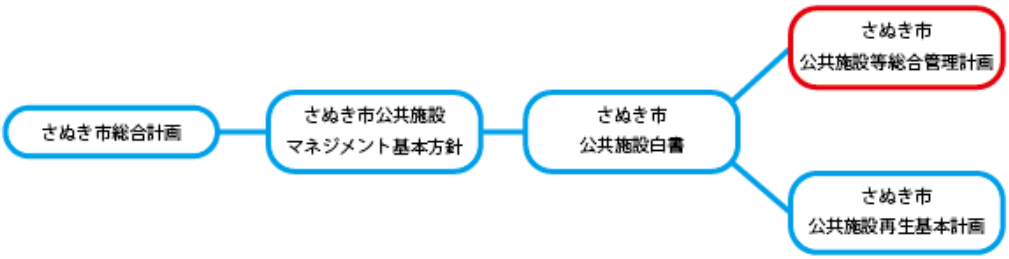


## 第 3 節 計画期間

計画期間は、さぬき市公共施設再生基本計画に準拠することとし、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとします。

## 第 4 節 推進体制

本計画に基づき、庁内の施設管理システムを活用し、関係部局と連携をとり推進を図ります。また、以下の内容を共有するものとします。

（1）財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施し、財政部局との連携を図ります。

（2）市民との協働

市民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

（3）職員の意識改革

職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、市民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

# 第 2 章 さぬき市の概要

## 第 1 節 位置・地勢

図表 2-1：さぬき市の位置

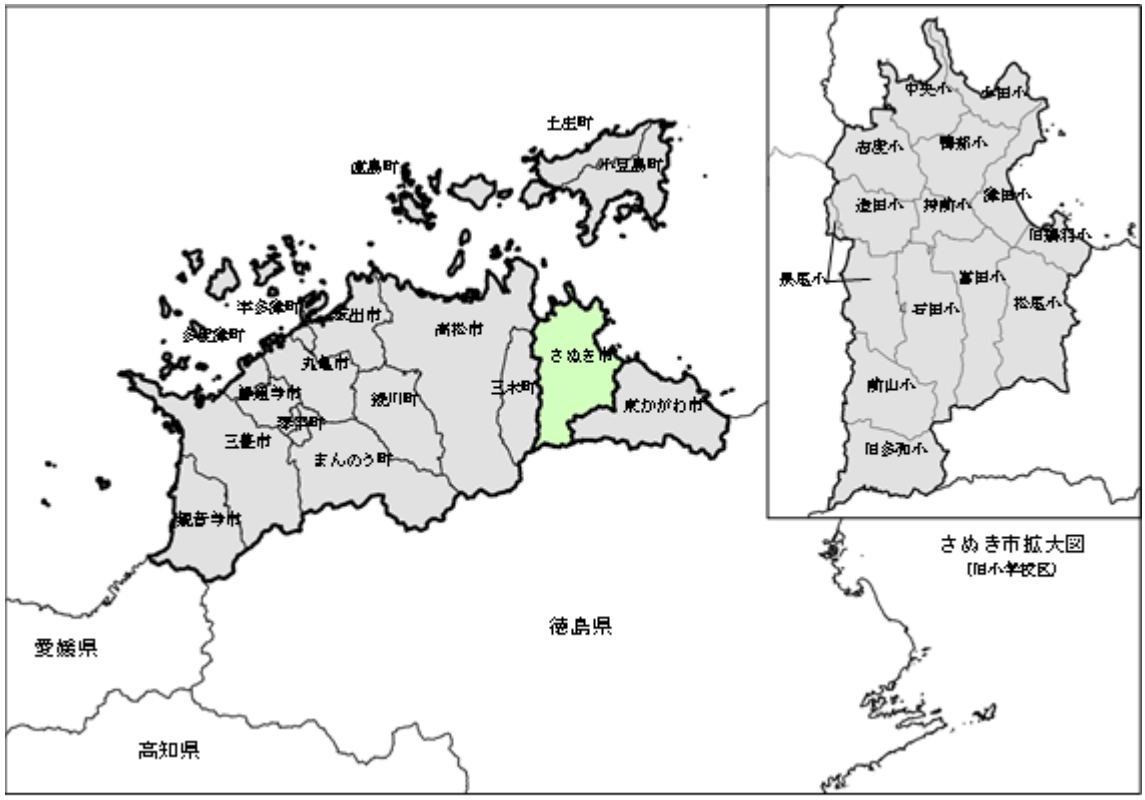


さぬき市は、平成 14 年 4 月 1 日、香川県大川郡の津田町、大川町、志度町、寒川町および長尾町の 5 町が合併して誕生しました。平成 27 年（国勢調査速報値）の人口 50,300 人、世帯数 19,737 世帯、面積は 158.63 平方キロメートル(平成 28 年 2 月 26 日現在)です。香川県庁所在地の高松市から東へ約 15 キロメートルに位置しています。

東は東かがわ市、西は高松市および木田郡三木町、南は東かがわ市及び徳島県美馬市と接しており、北には瀬戸内海を隔てて小豆島があります。 南の讃岐山地から北東へ向かって津田川が津田湾へ、鴨部川が鴨庄湾へと流れています。さぬき市の大部分は、この 2 河川の流域です。
市の北部は、瀬戸内海に面し、小さな岬・半島の岩や礫の海岸と、砂浜が交互に織りなす海岸線です。浜堤の上には、津田・志度の町並みが古くから形成され、港町として栄えてきました。白砂青松の津田の松原は瀬戸内海国立公園の一部を形成しており、「日本の渚百選」の一つに選ばれています。また、志度湾の海岸は埋め立てられ、市街地や工業団地となっています。 中央部は、西方の高松平野と連なった平野が広がっており、大小のため池が美しい田園景観を形成しています。 南部は、自然豊かな讃岐山地の山間部です。

## 第 2 節 人口の動向と将来予測

（1） 人口の動向

わが国では、全国的に本格的な人口減少時代に突入しようとしています。出生数が減少していることに加え、高齢人口の増加を受けて死亡数が増加していることが要因です。今後もこの傾向は続き、我が国の総人口は減少を続けるものと考えられます。

本市の総人口は平成 12 年から平成 27 年（国勢調査速報値）にかけて 7,472 人減少しています。年齢別にみると、「生産年齢人口（15～64 歳）」が平成 12 年から平成 22 年にかけて 15.4%減少する一方、「老年人口（65 歳以上）」は平成 12 年から平成 22 年にかけて 16.4%の増加となっており、今後一層の人口減少、少子高齢化が進行していくことが推測されます。こうした変化に伴って、公共施設に対する市民ニーズも多様化しています。さらに、東日本大震災後は、公共施設により安全・安心が求められるなど、新たな社会的ニーズも高まっています。このため、公共施設の設置目的や機能が現在の市民ニーズに合致しているかどうかの検証を行ない、ニーズに即応した公共施設への転換を図っていくことに取り組んでいく必要があります。

（2） 将来の人口推計

合併前の平成７年までは徐々に増加し、５町の人口の総和が 58,390 人に達しましたが、図表 2-2 および図表 2-3 に示すようにその後減少に転じています。さらに図表 2-4 によると、今後も人口は減少し続け、高齢化率も増加し続けると予測されています。平成 27 年（国勢調査速報値）と国立社会保障・人口問題研究所の平成 47 年の推計人口を比較すると、11,931 人減少すると予測されています。また平成 47 年の推計では高齢化率が 41.5%にまで達し、半数に近い住民が高齢者になると予測されています。さらに、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、平成 47 年には 50.2%となる見込みです。このように、本市では今後も少子高齢化が進み、人口構成が大きく変化することが予測されます。

図表 2-2：さぬき市の人口及び高齢化率の推移

| 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年（速報値） | H27/H12 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人口 | 57,772 人 | 55,753 人 | 53,000 人 | 50,300 人 | △12.9% |
| 高齢化率 | 23.0% | 26.0% | 29.2% | （未公表） | - |

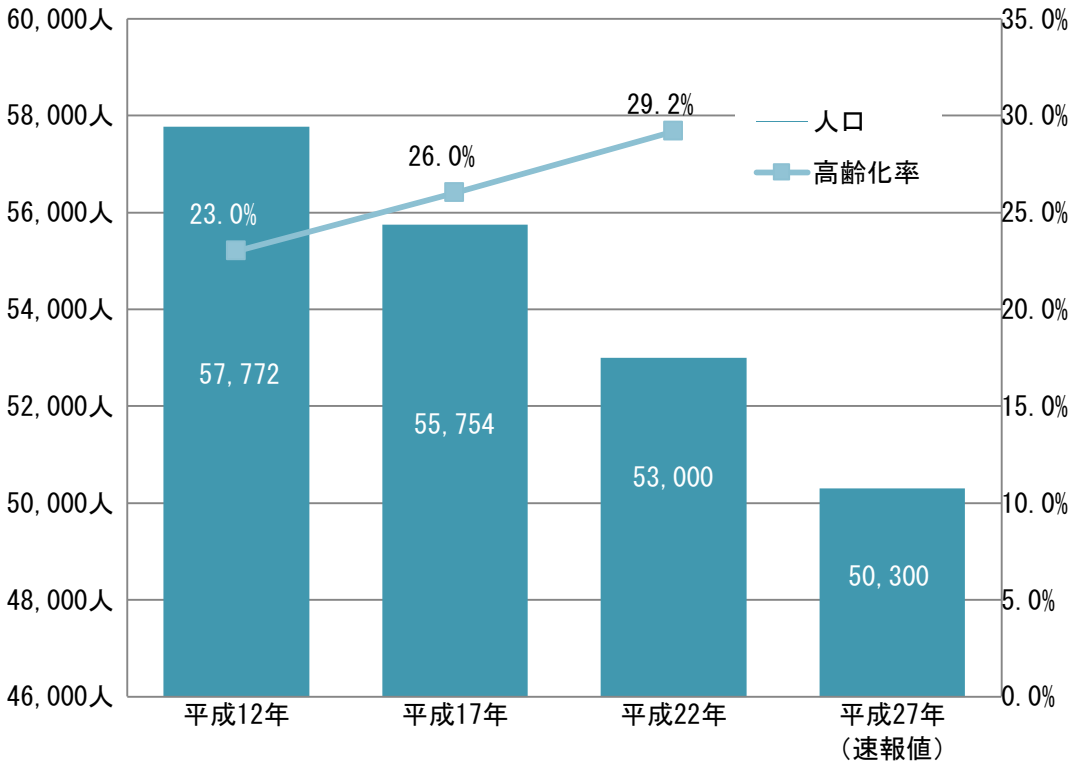


（※各年の国勢調査より作成）

図表 2-3：さぬき市の総人口の推移

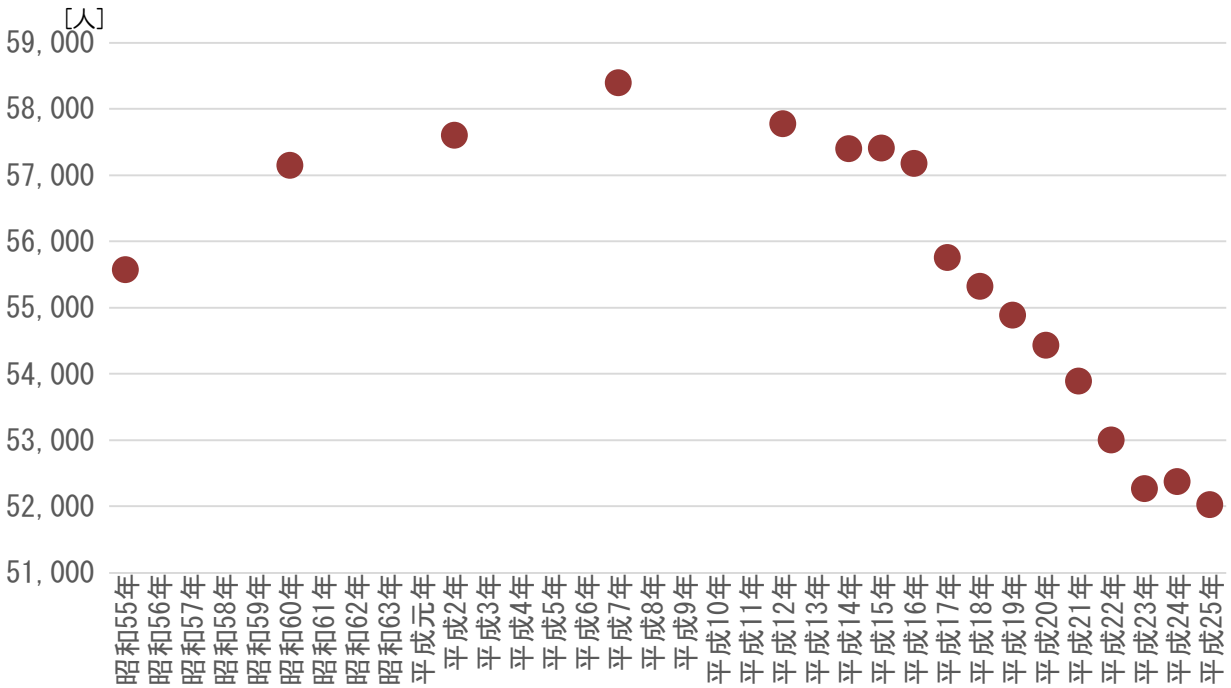


（※さぬき市統計全書(平成 25 年３月)、国勢調査、決算カードより）

図表 2-4：さぬき市の将来人口予測

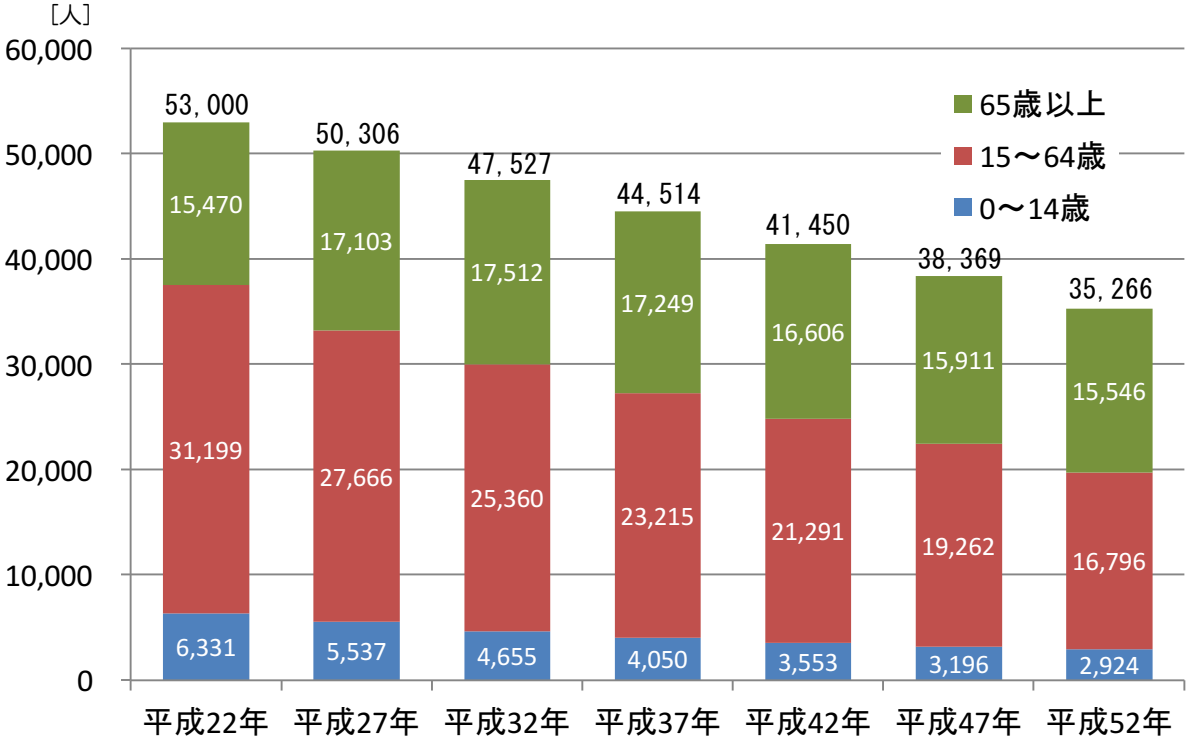


（※国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口』より）

## 第 3 節 産業

本市の産業について、図表 2-5 では産業分類別就業者数を、図表 2-6 では産業別就業者数の人口割合を、そして図表 2-7 では産業別就業者数の人口推移をそれぞれ示しています。

図表 2-6 の産業別就業者数の人口割合を見ると、第 1 次産業および第２次産業の割合が全国平均と比較して大きいことが分かります。しかし、本市では人口減少に伴い就業者数も急速に減少しています。

### （1） 農林水産業

農業は、水稲、野菜、果樹、畜産を組み合わせた複合経営が営まれています。主なものに、いちご、たまねぎ、きゅうり、キャベツ、ぶどう、花きなどがあります。近年では、有機減農薬栽培や大川農産加工コンビナートとの契約栽培、ジャージー牛の導入など付加価値の高い農業が盛んです。漁業は、ハマチ、タイ、カンパチ、牡蠣（かき）、海苔（のり）などの栽培漁業が営まれてます。

### （2） 商業・サービス

郊外型量販店の進出により消費者の利便性は向上していますが、旧来の商店街における商業再編が課題となっています。また、四国霊場八十八ヵ所の 86 番から 88 番札所の上がり３ヶ寺や市内各所の観光名所が入込み客を誘い、賑わいを見せています。

### （3） 工業

臨海工業団地や内陸工業団地、農産加工工場団地があり、地域経済の活性化と雇用の創出に貢献しています。また、平成 13 年３月、香川県による内陸工業団地の高松東ファクトリーパークが完成し、現在９社の企業が立地しています。主要企業として、クレーンなどの一般機械、ゴム製品、冷凍食品、衣料品製造などの工場があります。

図表 2-5：産業分類別就業者数

| 産業分類 | 分類 | 就業者数 |
|---|---|---|
| 第 1 次産業 | **総数** | **1,792** |
| | 農業 | 1,529 |
| | 林業 | 25 |
| | 漁業 | 238 |
| 第 2 次産業 | **総数** | **6,400** |
| | 鉱業，採石業，砂利採取業 | 8 |
| | 建設業 | 1,986 |
| | 製造業 | 4,406 |
| 第 3 次産業 | **総数** | **15,544** |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 80 |
| | 情報通信業 | 261 |
| | 運輸業，郵便業 | 1,255 |
| | 卸売業，小売業 | 4,153 |
| | 金融業，保険業 | 526 |
| | 不動産業，物品賃貸業 | 233 |
| | 学術研究，専門・技術サービス業 | 507 |
| | 宿泊業，飲食サービス業 | 1,099 |
| | 生活関連サービス業，娯楽業 | 878 |
| | 教育，学習支援業 | 1,147 |
| | 医療，福祉 | 3,219 |
| | 複合サービス事業 | 241 |
| | サービス業（他に分類されないもの） | 1,137 |
| | 公務（他に分類されるものを除く） | 808 |
| **分類不能の産業** | | **378** |
| **総数** | | **24,114** |

（平成 22 年実施国勢調査のデータより作成）

図表 2-6：産業別人口割合

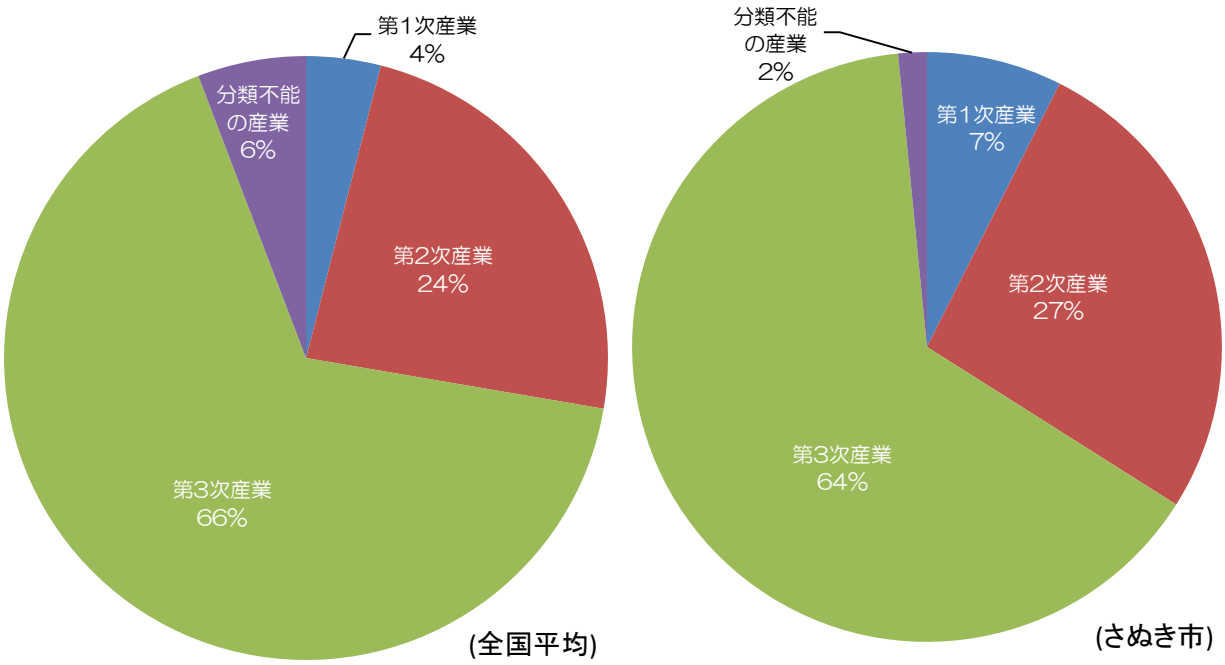


（平成 22 年実施国勢調査のデータより作成）

表 2-7：産業別人口の推移

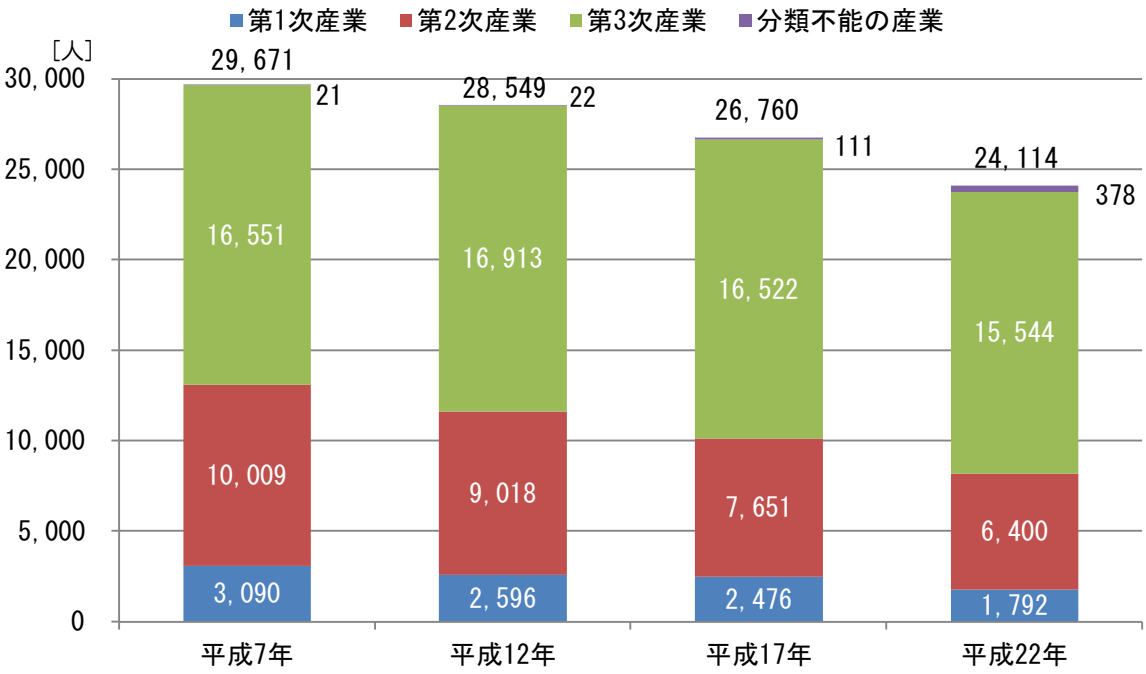


（各年の国勢調査より作成）

## 第 4 節 財政状況

### 第 1 項 歳入

図表 2-8 は平成 26 年度決算における、本市の普通会計歳入額の内訳を示しています。また図表 2-9 では歳入決算額の推移を、図表 2-10 では、決算額の推移を分類ごとに示しています。平成 26 年度の歳入の合計は 26,511,545 千円（265 億 1,155 万円）となっており、そのうち、国や県から交付された依存財源の割合が 65.7%となっています。このことから、本市の歳入は地方交付税をはじめ、国や県からの支出金などに大きく依存していることが分かります。

図表 2-8 平成 26 年度歳入決算の内訳

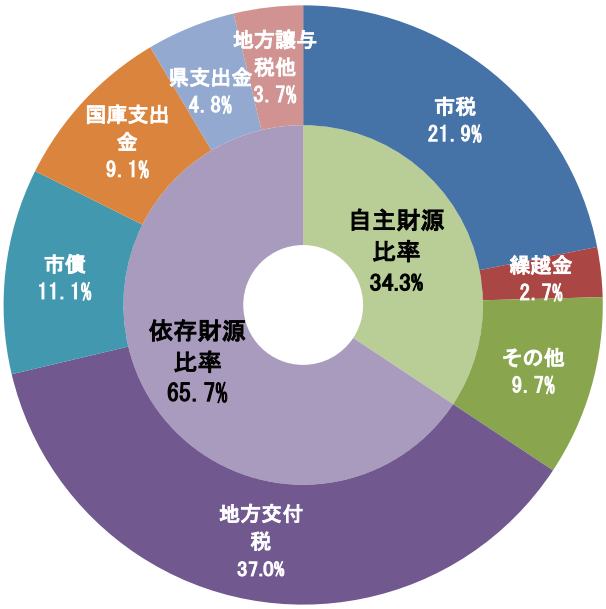


| 歳入決算の内訳（単位：千円） | | |
|---|---|---|
| 区分 | | 平成２６年度決算額 |
| 自主財源 | 市税 | 5,805,946 |
| | 繰越金 | 711,623 |
| | その他 | 2,577,787 |
| 依存財源 | 地方交付税 | 9,803,531 |
| | 市債 | 2,938,400 |
| | 国庫支出金 | 2,414,810 |
| | 県支出金 | 1,270,371 |
| | 地方譲与税他 | 989,077 |
| 自主財源比率 | | 34.3% |
| 依存財源比率 | | 65.7% |
| **歳入合計** | | 26,511,545 |

図表 2-9：歳入決算額の推移（千円）

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **一般財源** | 15, 219, 785 | 15, 564, 707 | 15, 654, 623 | 15, 670, 650 | 16, 188, 825 | 15, 915, 044 | 16, 698, 292 | 16, 913, 690 | 16, 540, 425 | 16, 548, 619 | 17, 767, 457 |
| 地方税 | 5, 032, 446 | 5, 213, 278 | 5, 254, 012 | 5, 915, 800 | 6, 019, 535 | 5, 438, 351 | 5, 366, 003 | 5, 396, 885 | 5, 288, 714 | 5, 362, 232 | 5, 805, 946 |
| 地方交付税 | 8, 779, 986 | 8, 891, 669 | 8, 749, 728 | 8, 617, 511 | 9, 097, 995 | 9, 455, 906 | 10, 328, 454 | 10, 566, 583 | 10, 371, 010 | 10, 275, 658 | 9, 803, 531 |
| その他一般財源 | 1, 407, 353 | 1, 459, 760 | 1, 650, 883 | 1, 137, 339 | 1, 071, 295 | 1, 020, 787 | 1, 003, 835 | 950, 222 | 880, 701 | 910, 729 | 2, 157, 980 |
| **特定財源** | 11, 367, 658 | 11, 181, 855 | 7, 579, 792 | 6, 273, 567 | 6, 790, 270 | 8, 786, 694 | 10, 616, 175 | 11, 890, 886 | 11, 551, 920 | 12, 429, 207 | 8, 744, 088 |
| 地方債 | 3, 936, 600 | 3, 285, 400 | 2, 380, 500 | 1, 662, 200 | 1, 770, 600 | 2, 183, 700 | 1, 773, 900 | 3, 088, 100 | 3, 344, 200 | 3, 727, 000 | 2, 938, 400 |
| 国庫支出金 | 1, 885, 616 | 2, 268, 917 | 1, 150, 868 | 1, 050, 430 | 1, 330, 984 | 2, 617, 953 | 2, 918, 479 | 2, 261, 990 | 2, 292, 938 | 2, 270, 160 | 2, 414, 810 |
| 都道府県支出金 | 1, 487, 354 | 2, 689, 935 | 1, 301, 350 | 1, 110, 704 | 1, 111, 189 | 1, 262, 897 | 1, 531, 840 | 1, 383, 309 | 1, 315, 064 | 1, 262, 187 | 1, 270, 371 |
| その他特定財源 | 4, 058, 088 | 2, 937, 603 | 2, 747, 074 | 2, 450, 233 | 2, 577, 497 | 2, 722, 144 | 4, 391, 956 | 5, 157, 487 | 4, 599, 718 | 5, 169, 860 | 2, 120, 507 |
| **歳入合計** | **26, 587, 443** | **26, 746, 562** | **23, 234, 415** | **21, 944, 217** | **22, 979, 095** | **24, 701, 738** | **27, 314, 467** | **28, 804, 576** | **28, 092, 345** | **28, 977, 826** | **26, 511, 545** |

図表 2-10：歳入決算額の推移

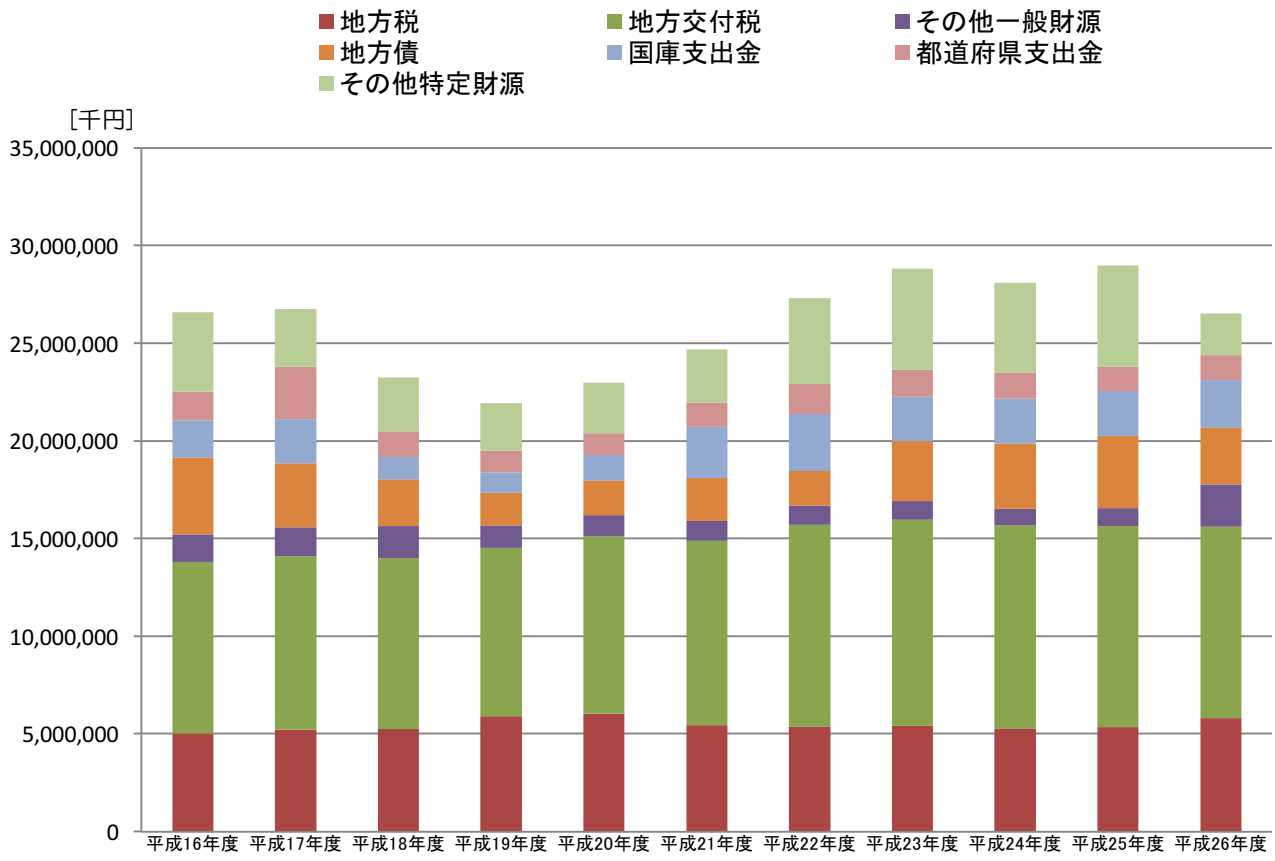


（さぬき市 各年度決算カードおよび歳入歳出決算書より作成）

第２項 歳出

図表 2-11 は平成 26 年度決算における、本市の普通会計歳出決算の内訳を示しています。また図表 2-12 では歳出決算額の推移を、図表 2-13 では決算額の推移を分類ごとに示しています。平成 26 年度の歳出の合計は 25,650,871 千円（256 億 5,087 万円）となっています。図表 2-12 を見てみると、社会保障費などが含まれる扶助費が、平成 16 年度から平成 26 年度にかけておよそ 1.5 倍に増加しています。扶助費は高齢化に伴い今後も増加していくことが予測されます。

図表 2-11 平成 26 年度歳出決算の内訳

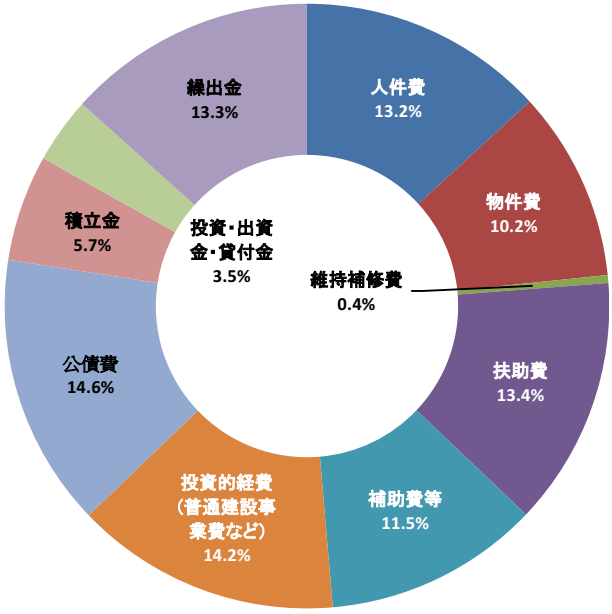


| 性質別費用の内訳（単位：千円） | |
|---|---|
| 区分 | 平成２６年度決算額 |
| 人件費 | 3,380,977 |
| 物件費 | 2,611,140 |
| 維持補修費 | 109,118 |
| 扶助費 | 3,416,037 |
| 補助費等 | 2,958,989 |
| 普通建設事業費など | 3,642,776 |
| 公債費 | 3,747,316 |
| 積立金 | 1,458,954 |
| 投資・出資金・貸付金 | 901,596 |
| 繰出金 | 3,423,968 |
| **歳出合計** | **25,650,871** |

図表 2-12：歳出決算額の推移（千円）

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 4, 311, 778 | 4, 170, 426 | 3, 993, 037 | 3, 871, 999 | 3, 669, 075 | 3, 581, 359 | 3, 554, 665 | 3, 578, 717 | 3, 449, 323 | 3, 353, 139 | 3, 380, 977 |
| 物件費 | 3, 146, 874 | 2, 651, 167 | 2, 512, 167 | 2, 586, 514 | 2, 478, 863 | 2, 664, 005 | 2, 690, 386 | 2, 845, 951 | 2, 610, 745 | 2, 687, 208 | 2, 611, 140 |
| 維持補修費 | 113, 338 | 88, 964 | 78, 709 | 82, 911 | 67, 590 | 63, 774 | 76, 890 | 82, 435 | 108, 485 | 103, 911 | 109, 118 |
| 扶助費 | 2, 244, 496 | 2, 208, 835 | 2, 257, 032 | 2, 311, 901 | 2, 350, 986 | 2, 488, 494 | 3, 042, 623 | 3, 195, 326 | 3, 253, 876 | 3, 215, 669 | 3, 416, 037 |
| 補助費等 | 3, 808, 701 | 3, 723, 112 | 3, 827, 584 | 3, 831, 442 | 3, 932, 601 | 4, 762, 773 | 3, 883, 276 | 3, 256, 948 | 3, 017, 808 | 3, 237, 418 | 2, 958, 989 |
| **消費的経費** | 13, 625, 187 | 12, 842, 504 | 12, 668, 529 | 12, 684, 767 | 12, 499, 115 | 13, 560, 405 | 13, 247, 840 | 12, 959, 377 | 12, 440, 237 | 12, 597, 345 | 12, 476, 261 |
| 投資的経費 | 5, 171, 723 | 6, 069, 973 | 2, 717, 898 | 1, 355, 875 | 1, 664, 690 | 2, 184, 375 | 2, 718, 274 | 3, 089, 785 | 3, 894, 626 | 5, 215, 612 | 3, 642, 776 |
| 公債費 | 2, 993, 339 | 3, 204, 106 | 3, 466, 531 | 3, 541, 577 | 3, 827, 453 | 4, 054, 474 | 3, 724, 471 | 3, 815, 236 | 3, 811, 880 | 3, 872, 779 | 3, 747, 316 |
| 積立金・投資及び出資金・貸付金 | 1, 123, 641 | 1, 042, 702 | 1, 090, 400 | 800, 769 | 1, 208, 850 | 1, 195, 452 | 3, 963, 434 | 5, 149, 481 | 3, 569, 526 | 3, 266, 388 | 2, 360, 550 |
| 繰出金 | 2, 812, 042 | 2, 911, 576 | 2, 964, 362 | 3, 093, 982 | 3, 286, 039 | 3, 092, 131 | 3, 192, 883 | 3, 262, 733 | 3, 653, 362 | 3, 314, 079 | 3, 423, 968 |
| **合計** | **25, 725, 932** | **26, 070, 861** | **22, 907, 720** | **21, 476, 970** | **22, 486, 147** | **24, 086, 837** | **26, 846, 902** | **28, 276, 612** | **27, 369, 631** | **28, 266, 203** | **25, 650, 871** |
| **義務的経費** | 9, 549, 613 | 9, 583, 367 | 9, 716, 600 | 9, 725, 477 | 9, 847, 514 | 10, 124, 327 | 10, 321, 759 | 10, 589, 279 | 10, 515, 079 | 10, 441, 587 | 10, 544, 330 |

図表 2-13：歳出決算額の推移（分類別）

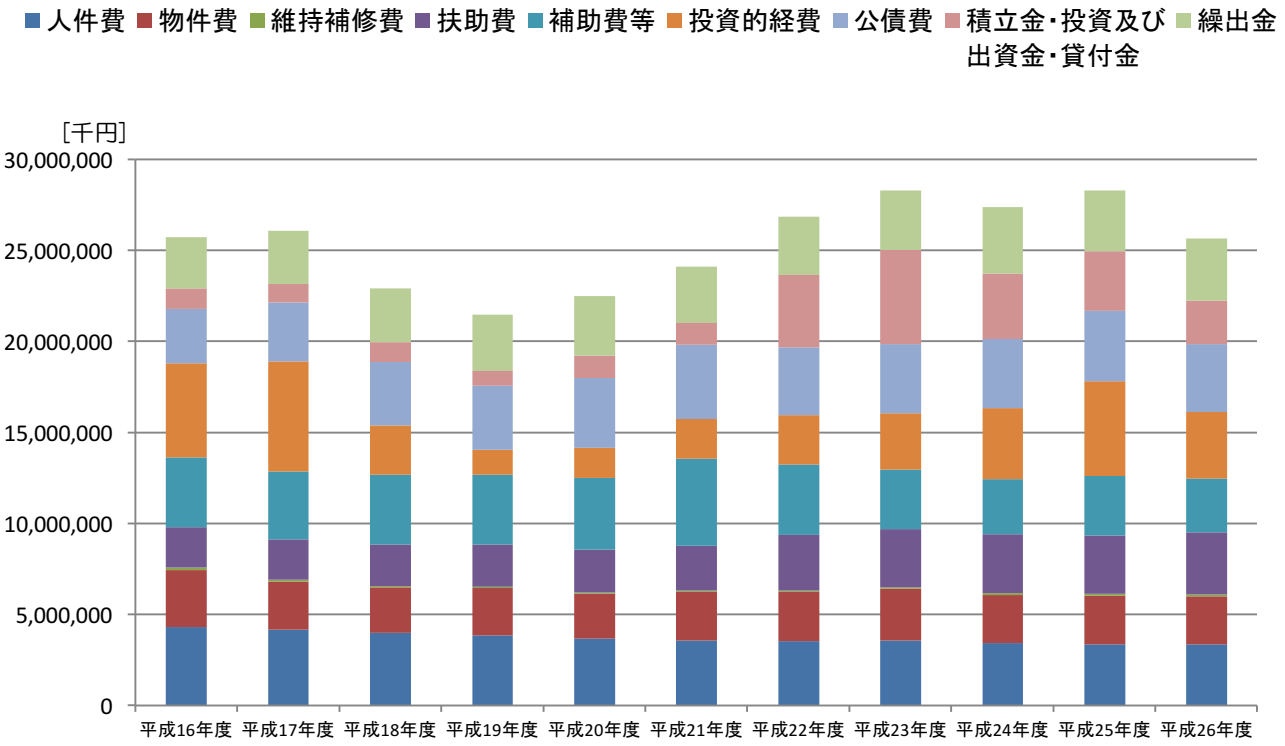


（※さぬき市 各年度決算カードおよび歳入歳出決算書より作成）

## 第 3 項 本市における財政収支の見通し

普通会計の歳入・歳出の総額は 250 億円から 300 億円前後で推移しています。ここ数年は土地開発公社への年度内貸付け等の実施に伴って予算規模が拡大する傾向にあります。市税収入は平成 14 年度の合併時期を挟んで景気停滞等の影響で低迷していました。その後回復基調に転じ、平成 19 年度からは所得税から市民税への税源移譲や法人市民税の回復もあって大幅増となりました。しかし、平成 21 年度は景気悪化に伴う法人市民税の減収等に伴って、対前年度比△9.7%の大幅減となり、以降においても景気低迷による影響を受けて低水準となっています。

地方交付税は、国の三位一体改革による総額抑制もあり減少傾向で推移しましたが、平成 22 年度は 103 億 28 百万円、平成 23 年度は 105 億 66 百万円（対前年度費 2.3%増）と増加しました。これは、合併特例債等の公債費算入額や社会福祉費等の算定経費の増、市税等収入の減、臨時財政対策債への振替額の増減等の影響によるものです。

義務的経費の歳出総額に対する構成比は次第に高くなり、平成 18 年度には 40%を超え財政の硬直化が進んでいます。人件費は、職員数減などにより減少傾向にあり、平成 20～23 年度は給料の特例減額を行なっていること等から更に減少していますが、平成 23 年度においては退職手当負担金の増により増加となっています。扶助費は、生活保護、自立支援給付費、児童手当等によって増加しており、公債費は累増し、平成 21 年度の 40 億円（繰上償還 3.1 億円を含む）のピークは過ぎたものの、依然として高い水準で推移しています。厳しい経済情勢や、高齢化等の社会情勢の変化に伴い、医療や介護等の社会保障費などの負担は確実に増える一方、自主財源の根幹をなす市税収入は減少傾向にあります。

また、本市の財政は地方交付税に大きく依存しており、合併算定替の終了に伴う普通交付税の減収が見込まれる中、防災面の機能強化や学校再編に伴う施設整備などの他、新たな行政需要にも対応していく必要があり、非常に厳しい状況となることが予想されます。今後は、更なる財源確保と行財政の効率化、とりわけ施設の管理運営の効率化等による歳出の抑制に取り組み、限られた財源をより有効に活用していく必要があります。

本市は平成 14 年度に合併して、今年度で合併から 14 年が経過します。平成 25 年度から 5 カ年で普通交付税の合併特例措置が段階的に削減されており、平成 30 年度からは、合併特例の措置対象から除外されます。平成 25 年度の試算では、措置が無くなることで本市の交付税は段階的に減少し、平成 30 年度までに合併特例措置分である約 20 億円の交付税が削減されることになる見込みです。そのため、基金が底をついた時点で財政が行き詰まる事態を避けるためにも、財政改革に取り組むことが不可欠です。

図表 2-14 では本市における今後の財政収支の推計を示しています。今後も財政改善に向けた方策を何も取らなかった場合、今後収支不足が発生するものと見込まれます。平成 26 年度末において、財政調整基金残高は 66 億円積み立てられており、財政シミュレーションにおける今後の収支不足に対しては当面の間、財政調整基金の取り崩しで対応できると考えられます。しかしながら、長期的な財政運営を見据えれば、財政調整基金の取り崩しを極力抑え、当該基金の残高

を少なくとも３０億円以上は確保していくことが重要であるといえます。

以上のような状況を踏まえ、早急に財政負担の軽減及び、平準化を実現するためにも、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する必要があります。

図表 2-14： 財政収支の見通し

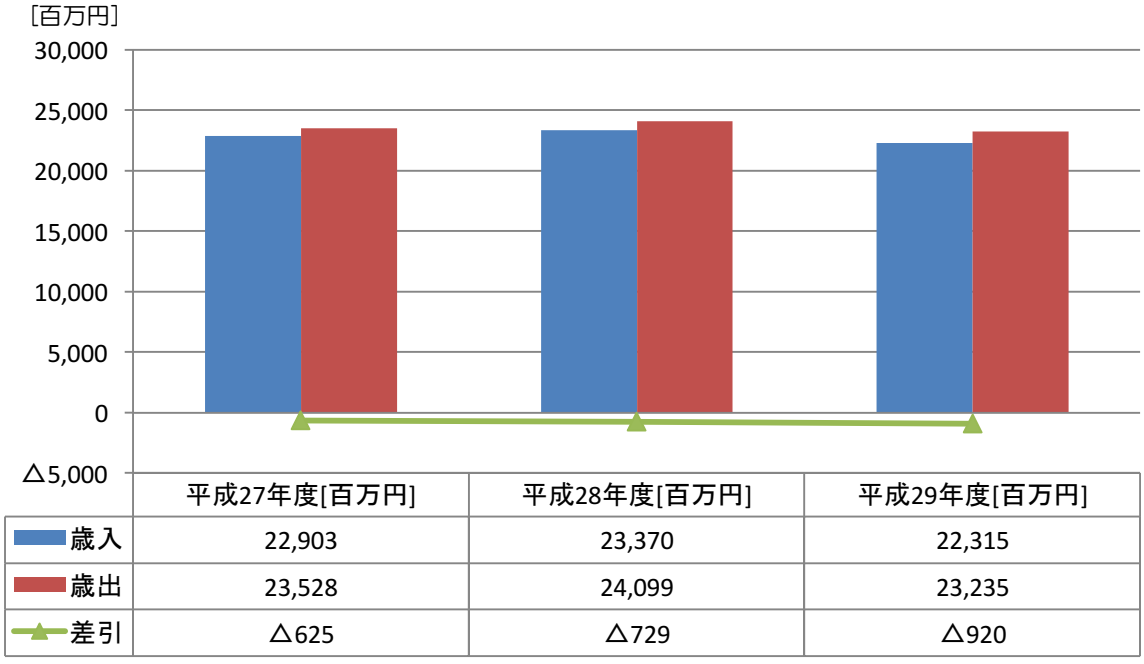


| | 平成27年度[百万円] | 平成28年度[百万円] | 平成29年度[百万円] |
|---|---|---|---|
| 歳入 | 22,903 | 23,370 | 22,315 |
| 歳出 | 23,528 | 24,099 | 23,235 |
| 差引 | △625 | △729 | △920 |

（さぬき市財政健全化策[平成２５年度～平成２９年度]（平成２５年１０月） より作成）

# 第 3 章 公共施設等の現状把握

## 第 1 節 対象施設

さぬき市が保有する公共施設のうち建物の面積の合計は、約 29 万５千㎡です。施設別の割合では、学校施設が約 31.2%、公営住宅が約 14.2%、スポーツ・レクリエーション施設が約 13.1%となっています。公共施設等総合管理計画における対象施設は、本市が保有し、又は借り上げている全施設を対象とします。対象となる施設は 331 施設です。公共施設等は３つの類型（建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設）に分類されます。さらに建物系公共施設は、コミュニティ・集会施設、文化施設、保険・福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、学校施設、子育て支援施設、公営住宅、行政関係施設、生活関連施設、使用していない施設に分類されます。土木系公共施設は、道路、自歩道および橋りょう、そして企業会計施設は、上水道、下水道、病院に分類されます。図表 3-1 では、整理した内容を示しています。

図表 3-1：対象とする施設分類

| 類型区分 | 大区分 | 小区分 |
|---|---|---|
| 建物系公共施設 | コミュニティ・集会施設 | 公民館 |
| | | 集会施設 |
| | 文化施設 | ホール |
| | | 展示場 |
| | | 図書館 |
| | 保健福祉施設 | 高齢者福祉施設 |
| | | 障害者福祉施設 |
| | | 保健医療施設 |
| | スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 |
| | | レクリエーション施設 |
| | | 保養施設 |
| | | 物産施設 |
| | 学校施設 | 小学校 |
| | | 中学校 |
| | | 幼稚園 |
| | | 給食センター |
| | 子育て支援施設 | 保育所 |
| | | 児童館 |
| | 公営住宅 | 公営住宅 |

| | | |
|---|---|---|
| | 行政関係施設 | 庁舎等 |
| | | 消防施設 |
| | | 倉庫書庫 |
| | 生活関連施設 | 斎場 |
| | | 供給処理施設 |
| | | その他施設 |
| | 使用していない施設 | 使用していない施設 |
| 土木系公共施設 | 道路 | 市道 |
| | | 農道 |
| | | 林道 |
| | 自歩道 | 自歩道 |
| | 橋りょう | 橋りょう |
| 企業会計施設 | 上水道 | 管路等施設 |
| | 下水道 | 管路等施設 |
| | 病院 | 病院施設 |

図表 3-2 では、さぬき市における施設分類ごとの延べ床面積を示しています。

図表 3-2：さぬき市における施設分類ごとの延べ床面積

| 類型区分 | 大区分 | 小区分 | 延べ床面積[㎡] |
|---|---|---|---|
| 建物系公共施設 | コミュニティ・集会施設 | 公民館 | 8,411 |
| | | 集会施設 | 13,128 |
| | 文化施設 | ホール | 7,174 |
| | | 展示場 | 3,210 |
| | | 図書館 | 1,485 |
| | 保健福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 6,930 |
| | | 障害者福祉施設 | 1,919 |
| | | 保健医療施設 | 4,147 |
| | スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | 13,066 |
| | | レクリエーション施設 | 1,084 |
| | | 保養施設 | 20,208 |
| | | 物産施設 | 2,912 |
| | 学校施設 | 小学校 | 44,658 |
| | | 中学校 | 36,282 |
| | | 幼稚園 | 7,819 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 給食センター | 3,108 |
| | 子育て支援施設 | 保育所 | 6,062 |
| | | 児童館 | 2,932 |
| | 公営住宅 | 公営住宅 | 41,816 |
| | 行政関係施設 | 庁舎等 | 16,432 |
| | | 消防施設 | 2,345 |
| | | 倉庫書庫 | 1,498 |
| | 生活関連施設 | 斎場 | 1,516 |
| | | 供給処理施設 | 15,725 |
| | | その他施設 | 612 |
| | 使用していない施設 | 使用していない施設 | 29,978 |
| 企業会計施設 | 病院 | 病院施設 | 14,884 |

| 類型区分 | 大分類 | 中分類 | 延長[m] |
|---|---|---|---|
| 土木系公共施設 | 道路 | 市道 | 688,472.41 |
| | | 農道 | 122,527 |
| | | 林道 | 50,546 |
| | 自歩道 | 自歩道 | 32,776,22 |
| | 橋りょう | 橋りょう | 29,068［㎡］ |
| 企業会計施設 | 上水道 | 管路等施設 | 665,225 |
| | 下水道 | 管路等施設 | 270,536 |

## 第 2 節 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用シミュレーション条件

建物系公共施設および土木系公共施設の更新費用推計には、総務省から提供されている公共施設等更新費用試算ソフトを使用しています。推計の際に適用した条件を次に示します。

（1） 更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とします。一般財源負担見込み額を把握することが困難であるためです。

（2） 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積などで更新すると仮定して計算します。

延べ床面積×更新単価

（3） 更新費用

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用します。また、建替に伴う解体、仮移転費用、設計料などについては含むものとして想定しています。

（4） 耐用年数

標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとします[2]。

（5） 地域格差

地域差は考慮しないものとします。

（6） 耐用年数が超過しているもの

今後 10 年間で均等に更新するものとして計算します。

（7） 建替期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替期間は３年間、大規模改修期間は 2 年間として計算します。

（8） 大規模改修の時期

大規模改修を建設後 30 年目に行い、建替を建設後 60 年目に行うと仮定しています。なお、平成 25 年度以前に築 30 年以上が経過し大規模改修の時期を過ぎている施設のうち、築 31 年以上 50 年未満の施設については、当初 10 年間に大規模改修を実施するものとし

[2] 日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より

て、1/10 ずつの費用を計上しています。築 50 年以上の施設については、大規模改修は実施しないものとしています。

（9） 単価の設定

公共施設等の更新（建替）及び大規模改修の単価は、ふるさと財団が提供する公共施設更新費用試算ソフトで用いられている単価を適用しています。

図表 3-3：更新等の費用単価

| 施設用途 | 耐震改修単価（千円/㎡） | 大規模改修単価（千円/㎡） | 建替単価（千円/㎡） | 解体撤去単価（千円/㎡） |
|---|---|---|---|---|
| コミュニティ・集会施設 | 30 | 400 | 250 | 21.4 |
| 文化施設 | 30 | 400 | 250 | 22.9 |
| 保健・福祉施設 | 30 | 360 | 200 | 29.2 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 30 | 360 | 200 | 21.4 |
| 学校施設 | 30 | 330 | 170 | 22.9 |
| 子育て支援施設 | 30 | 330 | 170 | 29.2 |
| 公営住宅 | 30 | 280 | 170 | 23.7 |
| 行政関係施設 | 30 | 400 | 250 | 27.9 |
| 生活関連施設 | 30 | 360 | 200 | 92.7 |
| 使用していない施設 | 30 | 各施設の旧用途に合わせて適宜選択 | | |

図表 3-4：インフラ系公共施設に関する費用単価

| 施設用途 | 更新年数 | 更新単価 |
|---|---|---|
| 道路(市道・農道・林道) | 15 年 | 4,700[円/㎡] |
| 自歩道 | 15 年 | 2,700[円/㎡] |
| 橋りょう | 60 年 | 448[千円/㎡] |
| 上水道 | 40 年 | 97～923[千円/m] |
| 下水道 | 50 年 | 124～2,347[千円/m] |

## 第 3 節 公共施設等の維持管理方針

### 第１項 さぬき市公共施設再生基本計画に基づく基本的な考え方

「今後の財政力に応じて施設の総量抑制を図るとともに、活用施設について利用者ニーズに応じた質の向上を図る」ことを基本目標として、以下に示す４つの考え方に基づき、さぬき市の公共施設の再生に向けての取組を進めていきます。

**〇施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進**

さぬき市が保有する公共施設（331 施設、総床面積約 29.4 万㎡）の現状と課題を踏まえると、現在あるすべての施設をこのまま維持することは、財政上困難です。 このため、設置効果の低い施設の統廃合や、従来の縦割りの枠組みにとらわれない建物の多機能化・複合化を推進し、また、各地区の文化・風土を踏まえながら、市全体を見据えて施設配置の偏在や重複について解消を図るなど、公共施設の総量抑制と適正な再配置を進めていきます。

**〇建物の構造的・機能的な長寿命化の推進**

老朽化した部材や設備の更新、バリアフリー化や環境負荷を低減するための設備投資、利用状況の変化に応じて他の用途へ転用するための改修を進めるなど、建物の構造的・機能的な寿命を伸ばす更新を計画的に実施していきます。また、日常の維持管理においても、対処療法的な維持管理から、定期的な点検に基づく予防保全型の維持管理へ転換を図ることで、建物の長寿命化やライフサイクルコストの削減を進めていきます。

**〇地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生**

機能が重複した施設や学校等の統廃合などで生じる土地・建物について、今後、ますますニーズが増えると考えられる高齢者福祉施設や子育て支援施設、生涯学習施設等としての再利用、地域活性化に資する民間事業者等への開放など、複合的な利活用を進め、地域の様々な活動の拠点施設として公共施設の再生を進めていきます。 また、津波浸水区域や建物の老朽化や耐震化の状況を考慮しながら、避難所など災害時の防災拠点指定の見直しなど、災害に強い公共施設へと機能強化を進めていきます。

**〇財政負担の軽減に向けた取組の推進**

公設公営の原則にこだわることなく、民間施設の借上げや民間の資金による整備等について検討し、財政負担の軽減を進めていきます。 また、未利用・未活用資産の積極的な売却・貸付を通じた財源確保や、公共施設の利用者負担の見直し等も検討していきます。

## 第 2 項 点検・診断等の実施方針

### （1） 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器など、さまざまな素材が組み合わされて構成され、それらは それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくことができます。

【方針】

- 委託契約により実施している保守・点検・整備については、委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から報告を受け実態を把握します。
- 日常点検ができていない施設について把握を行い、点検項目・点検周期などをまとめたマニュアルを作成し日常点検を実施する体制を構築します。
- 点検・保守及び整備については、その履歴を蓄積して老朽化対策などに活かします。

### （2） 施設の診断

現況把握のための施設診断では、①施設の安全性、②耐久性、③不具合性、④適法性の 4 項目が、最低限必要な診断項目となります。

安全性や耐久性などの診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を蓄積することで計画的な保全に活用することができます。また、時代の流れや住民のニーズの変化に対応していくためにも、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能診断も併せて行っていく必要があります。

【方針】

- 耐震診断、劣化診断などの診断結果があるものはそのデータを利用し、公共施設調書などから転用できるデータも活用し、本市で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、診断を行うことを検討します。

## 第 3 項 維持管理・修繕・更新等の実施方針

### （1） 維持管理・修繕の実施方針

建物を長期にわたり使用するためには、設備機器の日常的な点検、消耗品の交換や、清掃などが欠かせません。清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めるとともに、建物の劣化防止としても重要です。また、これらの維持管理に関する取組は、地方公共団体や、管理公社などが役割を決め、速やかな対応ができる体制を構築する必要があります。

【方針】

- 維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、コストを縮減します。
- 業務委託している点検業務や清掃業務などについて、複数施設の包括委託契約の可能性について検討を行います。

（2） 更新・改修の実施計画

建物を長期的に有効活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持、あるいは向上することが必要です。大規模改修・更新を行うに当たっては、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ、適法性など、様々な診断を行い、時代の流れや住民のニーズの変化に対応して行く必要があります。

また建物の管理は様々な法規に従い行われています。そのため、法規改正が行われた場合には、既存不適合が生ずる可能性があるため、これらの法規の管理も必要となります。

【方針】

- 大規模改修・更新をする場合は、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、単独での更新以外に、統合や複合化の可能性について検討を行います。
- 建築後 30 年を超える施設は、大規模改修・更新の必要性について検討を行います。

第 4 項 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、その中に配置されている資産や情報を守るためにも重要です。高い危険性が認められる公共施設については早急に利用停止、取り壊しなどの判断をしなくてはなりません。万一の事故・事件・災害に遭遇したときにも、損害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えておく必要があります。

【方針】

- 定期点検の実施により建物や設備の危険箇所の早期発見につなげます。台風などの災害後には一斉点検を実施します。
- 危険性が認められた建物や設備については、早急に安全確保の対策を実施します。今後も利用見込みのない公共施設等については、早急に取壊しを行います。
- 施設の新設・建替を検討する際には、災害安全性などを考慮した場所への設置を検討します。

第 5 項 耐震化の実施方針

昭和 56 年に建築基準法の改正が行われ、耐震安全性にかかる基準が一部変更になりました。昭和 56 年以前に建築された建物に関しては、現在の耐震基準を満たしていない場合があります。

【方針】

- 昭和 56 年以前に建築された建物のうち、今後も長期にわたり使用する可能性があり、多くの住民が利用する施設、災害時の拠点や避難所として指定されている施設等については、順次耐震診断を実施していきます。

第 6 項 長寿命化の実施方針

図表 3-5 は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後 40 年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

図表 3-5：長寿命化における経過年数と機能・性能(模式図)

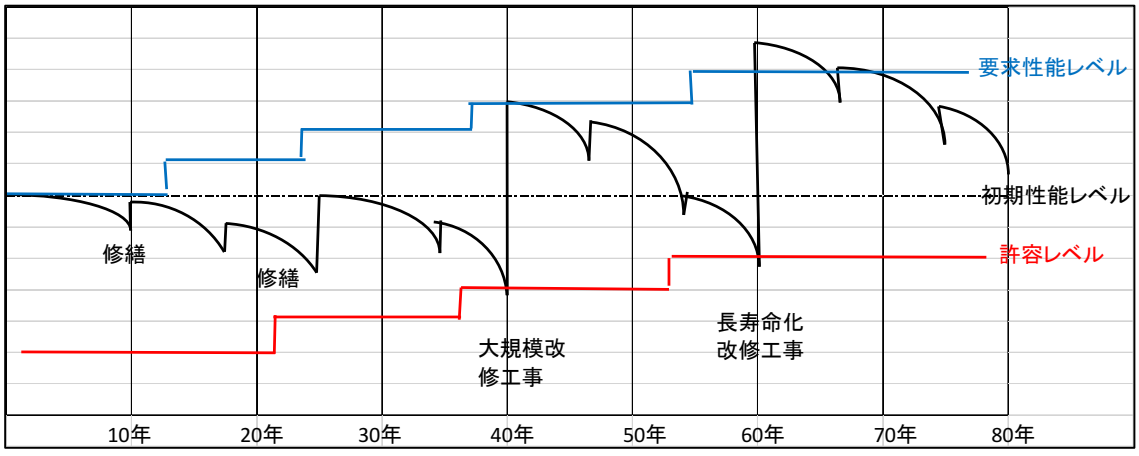


【方針】

- 本市においては、長寿命化計画や再編計画、耐震改修促進計画を策定し、それぞれの計画より、ライフサイクルコストなどを低減することとしています。

① さぬき市橋梁長寿命化修繕計画（平成26年2月）

今後、老朽化が進んだ橋梁の増大が見込まれますが、少子高齢化が進み厳しい財政事情の限られた予算の中で、橋梁の修繕・架替に使うことの出来る費用には限りがあります。このような背景から、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替に充てる費用に対し、可能な限りのコスト縮減の取組が不可欠です。道路交通の安全性を確保しつつ、コスト縮減を図るため、これまでの対症療法的な対応から予防的で計画的な対応で、橋梁を長寿命化させる方針への転換を計画しています。

② さぬき市耐震改修促進計画（平成２４年3月 改正）

防災拠点となる市有建築物は、地震により倒壊等の被害を受けた場合の影響が著しく大きいため、耐震化の取組が必要不可欠です。財政状況も踏まえた効率的な計画を策定し、適切な地震防災対策に取組むための目標を定めています。

③ さぬき市学校再編計画（平成25年3月 改訂）

全国的な傾向として、出生率の低下や晩婚化などにより年少人口（１５歳未満の人口）が徐々に減り続け、本格的な少子高齢社会を迎えています。さぬき市においても、年少人口の減少傾向が続き、今後も年少人口の増加は見込めないものと予想されています。市内の学校施設は、そのほとんどが昭和３０年代から５０年代前半にかけて木造から鉄筋コントリート造りに改築され、その後も必要に応じた増改築が行われていますが、建築後相当の年数が経過し老朽化が進んでいます。このような状況下、教育分野においても財政状況も踏まえた対策が求められています。

第７項 統合や廃止の実施方針

公共施設の統合や廃止の判断には客観的な視点による公平な判定が必要です。公共施設等の統合により、分散していた機能や人員が集約化することで、サービス向上、運営の効率化、コスト削減につながる一方で、住民にとっては、施設が遠くなって不便になるなどの不利益が生じる可能性があります。サービスを維持、あるいは向上すると同時に、不利益を最小限にするために、種々の施策について、住民の合意を取りながら検討を進めていく必要があります。さぬき市では「さぬき市公共施設再生基本計画」にて廃止等対象施設が検討されています。本計画においては、当該計画に基づいた今後の費用予測を行います。

【方針】

- 施設の安全性、機能性、耐久性、施設効率性、地域における施設の充足率、施設利用率、費用対効果などの客観的な視点によって公平な施設診断を実施する方法について検討します。
- 施設の統廃合に関しては、現在のサービスを維持・向上させるとともに、不利益を最小限にできるような方法について、住民とも十分に協議しながら検討します。

## 第 4 節 フォローアップの実施方針

公共施設等の適正配置を推進するためには、計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討といったＰＤＣＡサイクルが機能することが必要です。ＰＤＣＡサイクルに沿った進捗管理を行うことで、適切なタイミングで目標や方針の見直しを実施することができます。

【方針】

- 毎年、各施設の利用状況やコスト調査とともに施設の方向性について所管課と確認調整を実施します。

## 第 5 節 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 第 1 項 公共施設等総合管理策定のための情報収集

本市では、公共施設の配置状況、建物の状況、利用状況、運営状況及び維持管理費 コスト状況などの現有施設の実情を調査し、市民ニーズ、費用対効果及び将来の更新コストなどの面から施設用途別に課題の整理を行いました。

### 第 2 項 施設評価

対象とした施設について、情報収集で得られた施設情報を基に、６つの評価軸を基準とした評価項目を設定し、施設用途別に相対的な評価を行いました。この評価結果を基にして、所管課ヒアリング結果や現地調査、既存計画の内容を踏まえて、各施設の方向性を検討しました。

図表 3-6：評価項目

| 評価軸 | 評価項目 | |
|---|---|---|
| | 基礎項目 | 付加項目 |
| ①建物性能 | ・築年数 | ・耐震性 |
| ②利用状況 | ・利用者数 | － |
| ③防災性能 | ・避難場所の指定<br>・風水害危険性 | ・避難に適した設備状況 |
| ④活用可能性 | ・立地場所<br>・公共交通との近接性 | ・施設規模 |
| ⑤運営状況 | ・閉館時間<br>・土日祝の開館状況 | － |
| ⑥維持管理コスト | ・行政コスト<br>（施設維持費と事業運営費の合計） | － |

# 第 4 章 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針

## 第 1 節 コミュニティ・集会施設

### 第 1 項 公民館

（1）施設の概要

さぬき市が保有する公民館は 13 施設(延べ床面積 8,411 ㎡)です。図表 4-1 に施設の概要を示します。

図表 4-1：さぬき市が保有する公民館の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田公民館 | 961 | 33 | 生涯学習課 |
| 津田公民館北山分館 | 909 | 32 | 生涯学習課 |
| 津田公民館津田分館 | 236 | 46 | 生涯学習課 |
| 大川公民館 | 1,712 | 39 | 生涯学習課 |
| 寒川公民館 | 626 | 40 | 生涯学習課 |
| 長尾公民館 | 1,184 | 36 | 生涯学習課 |
| 長尾公民館昭和分館 | 332 | 33 | 生涯学習課 |
| 長尾公民館造田分館 | 303 | 38 | 生涯学習課 |
| 長尾公民館前山分館 | 299 | 31 | 生涯学習課 |
| 長尾公民館多和分館 | 360 | 34 | 生涯学習課 |
| 志度公民館末分館 | 335 | 39 | 生涯学習課 |
| 志度公民館鴨部分館 | 459 | 36 | 生涯学習課 |
| 志度公民館(志度働く婦人の家) | 695 | 34 | 生涯学習課 |

図表 4-1 に示した施設について、「さぬき市公共施設再生基本計画」（以降、「再生基本計画」）において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-2 および図表 4-3 に示します。

図表 4-2：さぬき市が保有する公民館のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田公民館 | サービス継続 | - |

| | | |
|---|---|---|
| 津田公民館北山分館 | サービス継続 | 地元への指定管理等を検討します。 |
| 津田公民館津田分館 | サービス廃止 | 利用が少ないためサービスを廃止します。 |
| 大川公民館 | サービス継続 | 大川支所跡地への移転を検討します。 |
| 寒川公民館 | 複合化・統合 | 寒川農村環境改善センターへ複合化します。 |
| 長尾公民館 | サービス継続 | 長尾支所への移転を検討します。 |
| 長尾公民館昭和分館 | サービス廃止 | 公民館としてのサービスは廃止し、自治会施設として使用することを検討します。 |
| 長尾公民館造田分館 | 複合化・統合 | 造田ふれあいプラザへ複合化します。また、地元への指定管理等を検討します。 |
| 長尾公民館前山分館 | サービス継続 | - |
| 長尾公民館多和分館 | 複合化・統合 | 旧多和小学校へ複合化します。また、地元への指定管理等を検討します。 |
| 志度公民館末分館 | 複合化・統合 | 旧志度幼稚園末分園への複合化します。また、地元への指定管理等を検討します。 |
| 志度公民館鴨部分館 | サービス継続 | 鴨部幼稚園へ移転します。また、地元への指定管理等を検討します。 |
| 志度公民館(志度働く婦人の家) | サービス継続 | - |

図表 4-3：さぬき市が保有する公民館の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田公民館 | 大規模改修 | 建物を改修して使用します。 |
| 津田公民館北山分館 | 大規模改修 | 建替時は延床面積を 30%減築します。 |
| 津田公民館津田分館 | 建物処分 | 庁舎の再編と併せて建物を除却します。 |
| 大川公民館 | 建物処分 | 移転に併せて建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 寒川公民館 | 建物処分 | 庁舎の再編と併せて建物を除却します。 |
| 長尾公民館 | 建物処分 | 移転に併せて建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 長尾公民館昭和分館 | 建物処分 | 自治会への譲渡を検討します。 |
| 長尾公民館造田分館 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 長尾公民館前山分館 | 大規模改修 | 建物を改修して使用します。なお、建替時は延床面積を 30%減築します。 |
| 長尾公民館多和分館 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 志度公民館末分館 | 建物処分 | 建物の老朽化が著しいため（築 39 年）、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 志度公民館鴨部分館 | 建物処分 | 財政状況をみて建物を除却します。 |
| 志度公民館(志度働く婦人の家) | 大規模改修 | 建物を改修して使用します。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する公民館の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 地域の生涯学習の拠点として、旧町単位で１箇所配置することを基本とします。
- 近隣に類似機能を持つ施設がある場合は、利用状況や施設の特性を考慮しながら複合化を進めます。
- 将来の人口推移に合わせて、施設の規模を見直します。
- 分館は、地元へ指定管理等を検討します。

## 第 2 項 集会施設

### （1）施設の概要

さぬき市が保有する集会施設は 29 施設(延べ床面積 13,128 ㎡)です。図表 4-4 に施設の概要を示します。

図表 4-4：さぬき市が保有する集会施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田多目的研修集会施設 | 767 | 28 | 生涯学習課 |
| 津田働く婦人の家 | 677 | 32 | 生涯学習課 |
| 大川コミュニティセンター | 243 | 20 | 生活環境課 |
| 辛立文化センター分館 | 284 | 17 | 人権推進課 |
| 辛立文化センター | 720 | 7 | 人権推進課 |
| 公文明集会所 | 150 | 34 | 人権推進課 |
| 長尾総合公園研修センター | 566 | 30 | 生涯学習課 |
| 志度南交流センター | 481 | 11 | 商工観光課 |
| さぬき市末ふれあいひろば | 556 | 58 | 学校再編対策室 |
| 志度コミュニティセンター | 286 | 27 | 生活環境課 |
| さぬき市研修センター | 213 | 25 | 商工観光課 |
| 生涯学習館 | 498 | 11 | 生涯学習課 |
| 鴨部集会所 | 132 | 34 | 人権推進課 |
| 西町中集会所 | 99 | 30 | 人権推進課 |
| 農作業管理休養施設 | 86 | 33 | 管財課 |
| 高齢者生きがい発揮促進施設椿の庄さんがわ | 221 | 14 | 長寿障害福祉課 |
| 寒川ふれあいプラザ | 255 | 7 | 長寿障害福祉課 |
| 造田ふれあいプラザ | 260 | 7 | 長寿障害福祉課 |
| 鴨庄ふれあいプラザ | 292 | 12 | 長寿障害福祉課 |
| 鴨部ふれあいプラザ | 329 | 9 | 長寿障害福祉課 |
| 大串いこいの家 | 96 | 8 | 長寿障害福祉課 |
| 小田ふれあいプラザ | 326 | 11 | 長寿障害福祉課 |
| 自然休養村 みろく荘 | 1,020 | 34 | 商工観光課 |
| 鴨庄漁村センター | 200 | 30 | 農林水産課 |
| 小田漁村センター | 299 | 27 | 農林水産課 |
| 大川農村環境改善センター | 1,285 | 18 | 農林水産課 |
| 南川構造改善センター | 167 | 24 | 生涯学習課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 寒川農村環境改善センター | 1,258 | 31 | 農林水産課 |
| 志度構造改善センター | 1,362 | 28 | 農林水産課 |

図表 4-4 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-5 および図表 4-6 に示します。

図表 4-5：さぬき市が保有する集会施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田多目的研修集会施設 | サービス継続 | - |
| 津田働く婦人の家 | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 大川コミュニティセンター | サービス廃止 | 集会施設としてのサービスは廃止し、他団体への貸出しを検討します。 |
| 辛立文化センター分館 | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 辛立文化センター | サービス継続 | - |
| 公文明集会所 | サービス継続 | - |
| 長尾総合公園研修センター | サービス継続 | - |
| 志度南交流センター | サービス継続 | - |
| さぬき市末ふれあいひろば | サービス継続 | - |
| 志度コミュニティセンター | サービス継続 | - |
| さぬき市研修センター | 地域等へ移管 | 地元等への移管を検討し、大規模改修が必要になった時点で移管を終了します。 |
| 生涯学習館 | サービス継続 | - |
| 鴨部集会所 | 地域等へ移管 | 地元等への移管を検討し、大規模改修が必要になった時点で移管を終了します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 西町中集会所 | サービス継続 | － |
| 農作業管理休養施設 | サービス廃止 | 利用が少ないためサービスを廃止します。 |
| 高齢者生きがい発揮促進施設椿の庄さんがわ | サービス継続 | － |
| 寒川ふれあいプラザ | サービス継続 | － |
| 造田ふれあいプラザ | 複合化・統合 | 長尾公民館造田分館、造田出張所を複合化します（受入側）。 |
| 鴨庄ふれあいプラザ | サービス継続 | － |
| 鴨部ふれあいプラザ | サービス継続 | － |
| 大串いこいの家 | 地域等へ移管 | 地元等への移管を検討し、大規模改修が必要になった時点で移管を終了します。 |
| 小田ふれあいプラザ | 複合化・統合 | 小田漁村センターを統合します（受入側）。 |
| 自然休養村 みろく荘 | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 鴨庄漁村センター | 地域等へ移管 | 地元等への移管を検討し、大規模改修が必要になった時点で移管を終了します。 |
| 小田漁村センター | 複合化・統合 | 小田ふれあいプラザへ統合します。 |
| 大川農村環境改善センター | 複合化・統合 | 大川支所を複合化します（受入側）。 |
| 南川構造改善センター | サービス継続 | － |
| 寒川農村環境改善センター | 複合化・統合 | 寒川公民館を複合化します（受入側）。 |
| 志度構造改善センター | サービス継続 | － |

図表 4-6：さぬき市が保有する集会施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田多目的研修集会施設 | 建物維持 | 建替時は延床面積を 30%減築します。 |
| 津田働く婦人の家 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 大川コミュニティセンター | 建物処分 | 大川地区保護司会等への貸出しを検討します。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 辛立文化センター分館 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 辛立文化センター | 建物維持 | - |
| 公文明集会所 | 建替 | 建替時は延床面積を 50%減築します。 |
| 長尾総合公園研修センター | 建物維持 | 建替時は総合公園管理事務所のみを建て替えます。 |
| 志度南交流センター | 建物維持 | - |
| さぬき市末ふれあいひろば | 建替 | 建替時は延床面積を 30%減築します。 |
| 志度コミュニティセンター | 建物維持 | 建替時は延床面積を 30%減築します。 |
| さぬき市研修センター | 建物処分(大規模改修や建替時) | サービス終了後は、建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 生涯学習館 | 建物維持 | - |
| 鴨部集会所 | 建物処分(大規模改修や建替時) | サービス終了後は、建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 西町中集会所 | 建物維持 | - |
| 農作業管理休養施設 | 建物処分 | 建物の売却や譲渡を検討します。 |
| 高齢者生きがい発揮促進施設椿の庄さんがわ | 建物維持 | - |

| | | |
|---|---|---|
| 寒川ふれあいプラザ | 建物維持 | － |
| 造田ふれあいプラザ | 建物維持 | － |
| 鴨庄ふれあいプラザ | 建物維持 | － |
| 鴨部ふれあいプラザ | 建物維持 | － |
| 大串いこいの家 | 建物処分（大規模改修や建替時） | サービス終了後は財政状況をみて建物を除却します。 |
| 小田ふれあいプラザ | 建物維持 | － |
| 自然休養村 みろく荘 | 建物処分（大規模改修や建替時） | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 鴨庄漁村センター | 建物処分（大規模改修や建替時） | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 小田漁村センター | 建物処分 | 財政状況をみて建物を除却します。 |
| 大川農村環境改善センター | 建物維持 | － |
| 南川構造改善センター | 建物維持 | － |
| 寒川農村環境改善センター | 建物維持 | － |
| 志度構造改善センター | 建物維持 | － |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する集会施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 近隣に類似機能を持つ施設がある場合は、利用状況や施設の特性を考慮しながら複合化を進めます。
- 利用状況を考慮し、地元への移管を行い地域の活動拠点として有効活用を図ることを検討します。
- 将来の人口推移に合わせて、施設の規模を見直します。

## 第 2 節 文化施設

### 第 1 項 ホール

（1）施設の概要

さぬき市が保有するホールは 2 施設(延べ床面積 7,174 ㎡)です。図表 4-7 に施設の概要を示します。

図表 4-7：さぬき市が保有するホールの状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 音楽ホール | 2,722 | 26 | 生涯学習課 |
| 志度野外音楽広場(テアトロン) | 4,452 | 17 | 商工観光課 |

図表 4-7 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-8 および図表 4-9 に示します。

図表 4-8：さぬき市が保有するホールのサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 音楽ホール | サービス継続 | - |
| 志度野外音楽広場(テアトロン) | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |

図表 4-9：さぬき市が保有するホールの建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 音楽ホール | 建物維持 | - |
| 志度野外音楽広場(テアトロン) | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有するホールの今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 利用状況や施設の特性を考慮しながら、施設の再編を検討します。

## 第 2 項 展示室等

### （1）施設の概要

さぬき市が保有する展示室等は 12 施設(延べ床面積 3,210 ㎡)です。図表 4-10 に施設の概要を示します。

図表 4-10：さぬき市が保有する展示室等の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| さぬき市郷土館 | 104 | 43 | 生涯学習課 |
| 雨滝自然科学館 | 345 | 13 | 生涯学習課 |
| みろく伝習館 | 275 | 32 | 商工観光課 |
| 歴史民俗資料館 | 618 | 23 | 生涯学習課 |
| 旧恵利家住宅 | 133 | 12 | 生涯学習課 |
| 陶芸作業棟 | 50 | 3 | 生涯学習課 |
| 21 世紀館さんがわ | 322 | 12 | 生涯学習課 |
| 門入工房 | 83 | 13 | 生涯学習課 |
| さぬき市前山活性化センター | 304 | 14 | 土地改良課 |
| 産業資料館 | 271 | 54 | 商工観光課 |
| さぬき市田園交流センター | 100 | 8 | 土地改良課 |
| おへんろ交流サロン | 605 | 14 | 生涯学習課 |

図表 4-10 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-11 および図表 4-12 に示します。

図表 4-11：さぬき市が保有する展示室等のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| さぬき市郷土館 | サービス継続 | 旧鶴羽小学校へ移転します。 |
| 雨滝自然科学館 | サービス継続 | - |
| みろく伝習館 | サービス継続 | - |
| 歴史民俗資料館 | サービス改善 | サービス内容や運営方法、維持管理コスト等を改善します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 旧恵利家住宅 | サービス継続 | - |
| 陶芸作業棟 | サービス継続 | - |
| 21 世紀館さんがわ | サービス継続 | - |
| 門入工房 | 地域等へ移管 | 地元へ移管し、大規模改修が必要になった時点で移管を終了します。 |
| さぬき市前山活性化センター | サービス継続 | 所管課を一本化することを検討します。 |
| 産業資料館 | サービス廃止 | 利用が少ないためサービスを廃止します。 |
| さぬき市田園交流センター | サービス改善 | サービス内容や運営方法、維持管理コスト等を改善します。 |
| おへんろ交流サロン | サービス継続 | 所管課を一本化することを検討します。 |

図表 4-12：さぬき市が保有する展示室等の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| さぬき市郷土館 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 雨滝自然科学館 | 建物維持 | - |
| みろく伝習館 | 建物維持 | - |
| 歴史民俗資料館 | 建物維持 | - |
| 旧恵利家住宅 | 建物維持 | - |
| 陶芸作業棟 | 建物維持 | - |
| 21 世紀館さんがわ | 建物維持 | - |
| 門入工房 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 移管終了後は財政状況をみて建物を除却します。 |

| | | |
|---|---|---|
| さぬき市前山活性化センター | 建物維持 | - |
| 産業資料館 | 建物処分 | 建物の老朽化が著しいため（築 54 年）、財政状況をみて建物を除却します。 |
| さぬき市田園交流センター | 建物維持 | - |
| おへんろ交流サロン | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する展示室等の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 利用状況や施設の特性を考慮しながら、施設の再編を進めます。

第 3 項 図書館

（1）施設の概要

さぬき市が保有する図書館は 2 施設(延べ床面積 1,485 ㎡)です。図表 4-13 に施設の概要を示します。

図表 4-13：さぬき市が保有する図書館の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 寒川図書館 | 433 | 22 | 生涯学習課 |
| 志度図書館 | 1,052 | 11 | 生涯学習課 |

図表 4-13 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-14 および図表 4-15 に示します。

図表 4-14：さぬき市が保有する図書館のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 寒川図書館 | サービス継続 | - |
| 志度図書館 | サービス継続 | - |

図表 4-15：さぬき市が保有する図書館の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 寒川図書館 | 建物維持 | - |
| 志度図書館 | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する図書館の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- サービスの継続を基本とします。

## 第 3 節 保健福祉施設

### 第 1 項 高齢者福祉施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有する高齢者福祉施設は 4 施設(延べ床面積 6,930 ㎡)です。図表 4-16 に施設の概要を示します。

図表 4-16：さぬき市が保有する高齢者福祉施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田町老人福祉センター | 880 | 32 | 長寿障害福祉課 |
| 地域福祉センター | 1,195 | 21 | 長寿障害福祉課 |
| 行基ハイツ | 1,524 | 21 | 長寿障害福祉課 |
| 高齢者福祉開発推進センター(日盛の里) | 3,331 | 11 | 長寿障害福祉課 |

図表 4-16 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-17 および図表 4-18 に示します。

図表 4-17：さぬき市が保有する高齢者福祉施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田町老人福祉センター | サービス廃止 | 利用が少ないためサービスを廃止します。 |
| 地域福祉センター | サービス継続 | - |
| 行基ハイツ | サービス継続 | - |
| 高齢者福祉開発推進センター(日盛の里) | サービス継続 | - |

図表 4-18：さぬき市が保有する高齢者福祉施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田町老人福祉センター | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 地域福祉センター | 建物維持 | - |
| 行基ハイツ | 建物維持 | - |
| 高齢者福祉開発推進センター（日盛の里） | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する高齢者福祉施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- サービスの継続を基本とし、引き続き指定管理者による管理運営を行います。

第 2 項 障害者福祉施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有する障害者福祉施設は５施設(延べ床面積 1,919 ㎡)です。図表 4-19 に施設の概要を示します。

図表 4-19：さぬき市が保有する障害者福祉施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 北原ふれあい会館・きんりん園(就労支援施設) | 483 | 40 | 福祉総務課 |
| 真珠の杜しど(旧志度作業所) | 238 | 4 | 長寿障害福祉課 |
| 恵生ノ園(旧行基苑) | 639 | 21 | 長寿障害福祉課 |
| 旧恵生ノ園(倉庫として使用) | 237 | 42 | 長寿障害福祉課 |
| みなとの家(旧長尾南保育所) | 322 | 39 | 長寿障害福祉課 |

図表 4-19 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-20 および図表 4-21 に示します。

図表 4-20：さぬき市が保有する障害者福祉施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 北原ふれあい会館・きんりん園(就労支援施設) | サービス継続 | 津田幼稚園へ移転を検討します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 真珠の杜しど(旧志度作業所) | サービス継続 | - |
| 恵生ノ園(旧行基苑) | サービス継続 | - |
| 旧恵生ノ園(倉庫として使用) | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| みなとの家(旧長尾南保育所) | サービス継続 | - |

図表 4-21：さぬき市が保有する障害者福祉施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 北原ふれあい会館・きんりん園(就労支援施設) | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 真珠の杜しど(旧志度作業所) | 建物維持 | - |
| 恵生ノ園(旧行基苑) | 建物維持 | - |
| 旧恵生ノ園(倉庫として使用) | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の老朽化が著しいため（築 42 年）、財政状況をみて建物を除却します。 |
| みなとの家(旧長尾南保育所) | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する障害者福祉施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- サービスの継続を基本とし、引き続き指定管理者による管理運営を行います。

第 3 項 保健医療施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有する保健医療施設は 6 施設(延べ床面積 4,147 ㎡)です。図表 4-22 に施設の概要を示します。

図表 4-22：さぬき市が保有する保健医療施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田保健センター | 1,176 | 11 | 国保・健康課 |
| 大川保健センター | 393 | 33 | 国保・健康課 |
| 長尾保健センター | 301 | 31 | 国保・健康課 |
| 志度保健センター | 510 | 34 | 国保・健康課 |
| 多和診療所 | 356 | 31 | 国保・健康課 |
| 津田診療所 | 1,411 | 4 | 津田診療所 |

図表 4-22 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-23 および図表 4-24 に示します。

図表 4-23：さぬき市が保有する保健医療施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田保健センター | 複合化・統合 | 各保健センターを統合します（受入側）。 |
| 大川保健センター | 複合化・統合 | 津田保健センターへ統合します。 |
| 長尾保健センター | 複合化・統合 | 津田保健センターへ統合します。長尾児童館に用途を転用して使用します。 |
| 志度保健センター | 複合化・統合 | 津田保健センターへ統合します。 |
| 多和診療所 | サービス継続 | - |
| 津田診療所 | サービス継続 | - |

図表 4-24：さぬき市が保有する保健医療施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田保健センター | 建物維持 | - |
| 大川保健センター | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 長尾保健センター | 建物維持 | - |

| | | |
|---|---|---|
| 志度保健センター | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 多和診療所 | 建物維持 | - |
| 津田診療所 | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する保健医療施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 保健センターは、サービス提供の現状と施設の機能性を考慮し、施設の統廃合を進めます。
- 診療所は、サービスを継続します。

## 第 4 節 スポーツ・レクリエーション施設

### 第 1 項 スポーツ施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有するスポーツ施設は 21 施設(延べ床面積 13,066 ㎡)です。図表 4-25 に施設の概要を示します。

図表 4-25：さぬき市が保有するスポーツ施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田北山体育館 | 534 | 31 | 生涯学習課 |
| 津田柔剣道場 | 484 | 41 | 生涯学習課 |
| 津田水泳プール | 94 | 38 | 教育総務課 |
| 津田体育館 | 1,337 | 33 | 生涯学習課 |
| 大川体育館 | 1,175 | 35 | 生涯学習課 |
| 大川武道館 | 827 | 26 | 生涯学習課 |
| 神前体育館 | 1,191 | 29 | 生涯学習課 |
| 寒川体育館 | 1,247 | 39 | 生涯学習課 |
| 寒川 B&G 海洋センター(体育館) | 1,103 | 30 | 生涯学習課 |
| 寒川 B&G 海洋センター(プール) | 959 | 30 | 生涯学習課 |
| 寒川飛翔の館 | 865 | 23 | 生涯学習課 |
| さぬき市屋内ゲートボール(スパーク寒川) | 1,179 | 21 | 生涯学習課 |
| 志度武道館 | 984 | 18 | 生涯学習課 |
| 津田 B&G 海洋センター(艇庫) | 450 | 33 | 生涯学習課 |
| 津田総合公園管理棟 | 230 | 23 | 生涯学習課 |
| 長尾テニスコート管理棟 | 90 | 29 | 生涯学習課 |
| 下所運動広場管理棟 | 36 | 3 | 生涯学習課 |
| 志度運動公園テニス管理事務所 | 110 | 26 | 生涯学習課 |
| 生涯スポーツ広場 | 36 | 12 | 生涯学習課 |
| みろくテニスコート管理棟 | 80 | 32 | 商工観光課 |
| みろく自然公園サッカー場管理施設 | 55 | 17 | 商工観光課 |

図表 4-25 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-26 および図表 4-27 に示します。

図表 4-26：さぬき市が保有するスポーツ施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田北山体育館 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建替が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 津田柔剣道場 | サービス継続 | 旧津田中学校施設の一部においてサービスを継続します。 |
| 津田水泳プール | サービス廃止 | 津田中学校の統廃合に合わせてサービスを廃止します。 |
| 津田体育館 | 複合化・統合 | 建替が必要になった時点で、津田小学校の体育館にサービスを統合します。 |
| 大川体育館 | 複合化・統合 | 大規模改修が必要になった時点で、さぬき南中学校の体育館にサービスを統合します。 |
| 大川武道館 | サービス継続 | － |
| 神前体育館 | サービス継続 | － |
| 寒川体育館 | サービス継続 | 所管替えを検討します。 |
| 寒川 B&G 海洋センター（体育館） | サービス継続 | － |
| 寒川 B&G 海洋センター（プール） | サービス継続 | － |
| 寒川飛翔の館 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| さぬき市屋内ゲートボール（スパーク寒川） | サービス継続 | － |
| 志度武道館 | サービス継続 | － |
| 津田 B&G 海洋センター（艇庫） | サービス継続 | － |
| 津田総合公園管理棟 | サービス継続 | － |
| 長尾テニスコート管理棟 | サービス継続 | － |
| 下所運動広場管理棟 | サービス継続 | － |

| | | |
|---|---|---|
| 志度運動公園テニス管理事務所 | サービス継続 | - |
| 生涯スポーツ広場 | サービス継続 | - |
| みろくテニスコート管理棟 | サービス継続 | - |
| みろく自然公園サッカー場管理施設 | サービス継続 | - |

図表 4-27：さぬき市が保有するスポーツ施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田北山体育館 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の老朽化が著しいため（築 31 年）、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 津田柔剣道場 | 建物処分 | 旧津田中学校跡地の再編に伴い建物を除却します。 |
| 津田水泳プール | 建物処分 | 旧津田中学校跡地の再編に伴い建物を除却します。 |
| 津田体育館 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 耐震改修と大規模改修は実施します。（第１期）建替が必要になった時点で、財政状況をみて建物を除却します。（第３期） |
| 大川体育館 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 大川武道館 | 建物維持 | - |
| 神前体育館 | 建物維持 | - |
| 寒川体育館 | 大規模改修 | 建物を改修して使用します。なお、建替時は延床面積を 30%減築します。 |
| 寒川 B&G 海洋センター(体育館) | 建物維持 | - |
| 寒川 B&G 海洋センター(プール) | 建物維持 | - |
| 寒川飛翔の館 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 財政状況をみて建物を除却します。 |
| さぬき市屋内ゲートボール(スパーク寒川) | 建物維持 | - |

| | | |
|---|---|---|
| 志度武道館 | 建物維持 | - |
| 津田 B&G 海洋センター(艇庫) | 建物維持 | - |
| 津田総合公園管理棟 | 建物維持 | - |
| 長尾テニスコート管理棟 | 建物維持 | - |
| 下所運動広場管理棟 | 建物維持 | - |
| 志度運動公園テニス管理事務所 | 建物維持 | - |
| 生涯スポーツ広場 | 建物維持 | - |
| みろくテニスコート管理棟 | 建物維持 | - |
| みろく自然公園サッカー場管理施設 | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有するスポーツ施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 利用状況や施設の特性、地域性を考慮しながら、学校施設の有効活用を含めて施設の再編を進めます。

## 第 2 項 レクリエーション施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有するレクリエーション施設は 5 施設(延べ床面積 1,084 ㎡)です。図表 4-28 に施設の概要を示します。

図表 4-28：さぬき市が保有するレクリエーション施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| みろく野営場休憩室 | 26 | 35 | 商工観光課 |
| 門入茶房 | 65 | 12 | 商工観光課 |
| 椿の城 | 384 | 16 | 商工観光課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 南川自然の家 | 566 | 24 | 生涯学習課 |
| 教育のもり | 43 | 11 | 農林水産課 |

図表 4-28 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-29 および図表 4-30 に示します。

図表 4-29：さぬき市が保有するレクリエーション施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| みろく野営場休憩室 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 門入茶房 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 椿の城 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 南川自然の家 | サービス継続 | - |
| 教育のもり | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |

図表 4-30：さぬき市が保有するレクリエーション施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| みろく野営場休憩室 | 建物処分（大規模改修や建替時） | 建物の老朽化が著しいため（築 35 年）、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 門入茶房 | 建物処分（大規模改修や建替時） | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 椿の城 | 建物処分（大規模改修や建替時） | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 南川自然の家 | 建物維持 | - |
| 教育のもり | 建物処分（大規模改修や建替時） | 財政状況をみて建物を除却します。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有するレクリエーション施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成27年12月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 利用状況や施設の特性を踏まえて、施設の再編を進めます。

第 3 項 保養施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有する保養施設は 11 施設(延べ床面積 20,208 ㎡)です。図表 4-31 に施設の概要を示します。

図表 4-31：さぬき市が保有する保養施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| クアタラソさぬき津田 | 3,090 | 20 | 商工観光課 |
| 寒川共同福祉施設 | 556 | 24 | 商工観光課 |
| 春日温泉コテージ | 108 | 22 | 商工観光課 |
| 春日ふれあいセンター | 253 | 22 | 商工観光課 |
| カメリア温泉福祉センター | 1,243 | 20 | 商工観光課 |
| 健康生きがい施設(ツインパルながお) | 8,657 | 15 | 商工観光課 |
| クアパーク津田国民宿舎松琴閣 | 2,430 | 17 | 商工観光課 |
| 長尾総合公園コテージ | 339 | 10 | 生涯学習課 |
| シーサイドコリドール | 376 | 10 | 商工観光課 |
| さぬき市農林漁業体験実習館(みろく温泉) | 2,213 | 20 | 商工観光課 |
| 寒川老人福祉センター(春日温泉) | 943 | 24 | 商工観光課 |

図表 4-31 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-32 および図表 4-33 に示します。

図表 4-32：さぬき市が保有する保養施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| クアタラソさぬき津田 | サービス継続 | - |
| 寒川共同福祉施設 | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 春日温泉コテージ | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 春日ふれあいセンター | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| カメリア温泉福祉センター | サービス継続 | - |
| 健康生きがい施設(ツインパルスながお) | サービス継続 | - |
| クアパーク津田国民宿舎松琴閣 | サービス改善 | - |
| 長尾総合公園コテージ | サービス継続 | - |
| シーサイドコリドール | サービス継続 | - |
| さぬき市農林漁業体験実習館(みろく温泉) | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 寒川老人福祉センター(春日温泉) | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |

図表 4-33：さぬき市が保有する保養施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| クアタラソさぬき津田 | 建物維持 | - |
| 寒川共同福祉施設 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 春日温泉コテージ | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 春日ふれあいセンター | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| カメリア温泉福祉センター | 建物維持 | - |
| 健康生きがい施設(ツインパルスながお) | 建物維持 | 建替は体育館（2,579 ㎡）のみとします。 |
| クアパーク津田国民宿舎松琴閣 | 建物維持 | - |

| | | |
|---|---|---|
| 長尾総合公園コテージ | 建物維持 | - |
| シーサイドコリドール | 建物維持 | - |
| さぬき市農林漁業体験実習館(みろく温泉) | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 寒川老人福祉センター(春日温泉) | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する保養施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 交流や観光の拠点として、サービスの継続を基本として利用促進を図りますが、温泉施設については、経営状況や機能状況を踏まえて再編を進めます。

第 4 項 物産施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有する物産施設は 8 施設(延べ床面積 2,912 ㎡)です。図表 4-34 に施設の概要を示します。

図表 4-34：さぬき市が保有する物産施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| さぬき市生産物直売所 | 394 | 20 | 農林水産課 |
| 津田観光物産センター | 222 | 26 | 商工観光課 |
| 公園内中央売店 | 211 | 22 | 商工観光課 |
| 道の駅みろく | 288 | 16 | 商工観光課 |
| 道の駅ながお | 123 | 11 | 商工観光課 |
| さぬき市物産センター | 528 | 18 | 農林水産課 |
| さぬき市ワイン加工施設 | 1,092 | 24 | 農林水産課 |
| みろくふれあい農園 | 54 | 19 | 農林水産課 |

図表 4-34 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-35 および図表 4-36 に示します。

図表 4-35：さぬき市が保有する物産施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| さぬき市生産物直売所 | サービス廃止 | サービスを廃止します。 |
| 津田観光物産センター | サービス継続 | - |
| 公園内中央売店 | 地域等へ移管 | 地元等への移管を検討し、大規模改修が必要になった時点で移管を終了します。 |
| 道の駅みろく | サービス改善 | - |
| 道の駅ながお | サービス継続 | - |
| さぬき市物産センター | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建替が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| さぬき市ワイン加工施設 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建替が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| みろくふれあい農園 | サービス廃止 | 事業が廃止になった時点でサービスを廃止します。 |

図表 4-36：さぬき市が保有する物産施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| さぬき市生産物直売所 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 津田観光物産センター | 建物維持 | - |
| 公園内中央売店 | 建物処分（大規模改修や建替時） | サービス終了後は、建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 道の駅みろく | 建物維持 | - |
| 道の駅ながお | 建物維持 | - |
| さぬき市物産センター | 建物処分（大規模改修や建替時） | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| さぬき市ワイン加工施設 | 建物処分（大規模改修や建替時） | 財政状況をみて建物を除却します。 |

| | | |
|---|---|---|
| みろくふれあい農園 | 建物処分 | 財政状況をみて建物を除却します。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する物産施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 利用状況や施設の特性、地域性を考慮しながら、施設の再編を進めます。

## 第 5 節 学校施設

### 第 1 項 小学校

（1）施設の概要

さぬき市が保有する小学校は 10 施設(延べ床面積 44,658 ㎡)です。図表 4-37 に施設の概要を示します。

図表 4-37：さぬき市が保有する小学校の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田小学校 | 5,797 | 8 | 教育総務課 |
| 松尾小学校 | 3,565 | 46 | 教育総務課 |
| 富田小学校 | 4,521 | 55 | 教育総務課 |
| 神前小学校 | 3,090 | 42 | 教育総務課 |
| 石田小学校 | 2,777 | 44 | 教育総務課 |
| 長尾小学校 | 5,607 | 59 | 教育総務課 |
| 造田小学校 | 4,862 | 40 | 教育総務課 |
| 前山小学校 | 1,471 | 40 | 教育総務課 |
| 志度小学校 | 8,716 | 38 | 教育総務課 |
| さぬき北小学校 | 4,252 | 33 | 教育総務課 |

図表 4-37 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-38 および図表 4-39 に示します。

図表 4-38：さぬき市が保有する小学校のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田小学校 | サービス継続 | - |
| 松尾小学校 | 複合化・統合 | さぬき南小学校へ統合します。 |
| 富田小学校 | 複合化・統合 | さぬき南小学校へ統合します。 |
| 神前小学校 | サービス継続 | 学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合を検討します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 石田小学校 | サービス継続 | 学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合を検討します。 |
| 長尾小学校 | サービス継続 | 学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。 |
| 造田小学校 | サービス継続 | 学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。 |
| 前山小学校 | サービス継続 | 学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。 |
| 志度小学校 | サービス継続 | - |
| さぬき北小学校 | 複合化・統合 | 既にさぬき北小学校として鴨部小学校及び小田小学校を統合済みです（受入側）。 |

図表 4-39：さぬき市が保有する小学校の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田小学校 | 建物維持 | - |
| 松尾小学校 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 富田小学校 | 建物処分 | 建物の老朽化が著しいため（築 55 年）、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 神前小学校 | 建物維持 | - |
| 石田小学校 | 建物維持 | - |
| 長尾小学校 | 建物維持 | - |
| 造田小学校 | 建物維持 | - |
| 前山小学校 | 建物維持 | - |
| 志度小学校 | 建物維持 | - |
| さぬき北小学校 | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する小学校の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- さぬき市学校再編計画（平成 25 年 3月）に基づき、施設の統廃合を進めます。

第 2 項 中学校

（1）施設の概要

さぬき市が保有する中学校は 5 施設(延べ床面積 36,282 ㎡)です。図表 4-40 に施設の概要を示します。

図表 4-40：さぬき市が保有する中学校の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田中学校 | 5,736 | 50 | 教育総務課 |
| さぬき南中学校 | 9,423 | 0 | 教育総務課 |
| 長尾中学校 | 7,781 | 52 | 教育総務課 |
| 志度中学校 | 7,364 | 34 | 教育総務課 |
| 志度東中学校 | 5,978 | 53 | 教育総務課 |

図表 4-40 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-41 および図表 4-42 に示します。

図表 4-41：さぬき市が保有する中学校のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田中学校 | 複合化・統合 | さぬき南中学校に統合します。跡地に鶴羽幼稚園、津田幼稚園、津田東部保育所、津田中央保育所、東部児童館を複合化します。 |
| さぬき南中学校 | 複合化・統合 | 津田中学校を統合します（受入側）。 |
| 長尾中学校 | サービス継続 | - |
| 志度中学校 | 複合化・統合 | 志度東中学校を統合します（受入側）。 |
| 志度東中学校 | 複合化・統合 | 志度中学校へ統合します。 |

図表 4-42：さぬき市が保有する中学校の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田中学校 | 建替 | 建物の老朽化が著しいため（築 50 年）、幼保一体施設に必要な規模に建て替えます。 |
| さぬき南中学校 | 建物維持 | - |
| 長尾中学校 | 建物維持 | - |
| 志度中学校 | 建物維持 | - |
| 志度東中学校 | 建物処分 | 消防署および社会体育施設の建設予定地のため、建物を除却します。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する中学校の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- さぬき市学校再編計画（平成 25 年 3月）に基づき、施設の統廃合を進めます。

第 3 項 幼稚園

（1）施設の概要

さぬき市が保有する幼稚園は 10 施設（延べ床面積 7,819 ㎡）です。図表 4-43 に施設の概要を示します。

図表 4-43：さぬき市が保有する幼稚園の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 鶴羽幼稚園 | 544 | 30 | 教育総務課 |
| 津田幼稚園 | 762 | 33 | 教育総務課 |
| 松尾幼稚園 | 411 | 29 | 教育総務課 |
| 富田幼稚園 | 560 | 34 | 教育総務課 |
| 寒川幼稚園 | 878 | 17 | 教育総務課 |
| 長尾幼稚園 | 793 | 37 | 教育総務課 |
| 造田幼稚園 | 760 | 38 | 教育総務課 |
| 前山幼稚園 | 165 | 40 | 教育総務課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 志度幼稚園 | 2,301 | 6 | 教育総務課 |
| さぬき北幼稚園 | 645 | 35 | 教育総務課 |

図表 4-43 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-44 および図表 4-45 に示します。

図表 4-44：さぬき市が保有する幼稚園のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 鶴羽幼稚園 | 複合化・統合 | 津田幼稚園と統合し、津田中学校跡地へ移転します。 |
| 津田幼稚園 | 複合化・統合 | 鶴羽幼稚園と統合し、津田中学校跡地への移転します。 |
| 松尾幼稚園 | 複合化・統合 | 富田幼稚園と統合し、さぬき南幼稚園へ移転します。 |
| 富田幼稚園 | 複合化・統合 | 松尾幼稚園と統合し、さぬき南幼稚園へ移転します。 |
| 寒川幼稚園 | サービス継続 | - |
| 長尾幼稚園 | サービス継続 | 学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。 |
| 造田幼稚園 | サービス継続 | 学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。 |
| 前山幼稚園 | サービス継続 | 学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。 |
| 志度幼稚園 | サービス継続 | - |
| さぬき北幼稚園 | サービス継続 | - |

図表 4-45：さぬき市が保有する幼稚園の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 鶴羽幼稚園 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 津田幼稚園 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 松尾幼稚園 | 建物処分 | 地元から跡地活用の要望があるため、地元への貸付等を進めます。 |
| 富田幼稚園 | 建物処分(大規模改修や建替時) | シルバー人材センター等への貸出しを検討します。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 寒川幼稚園 | 建物維持 | - |
| 長尾幼稚園 | 建物維持 | - |
| 造田幼稚園 | 建物維持 | - |
| 長尾幼稚園 | 建物維持 | - |
| 志度幼稚園 | 建物維持 | - |
| さぬき北幼稚園 | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する幼稚園の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- さぬき市学校再編計画(平成 25 年 3月)に基づき、施設の統廃合を進めます。

## 第 4 項 給食センター

（1）施設の概要

さぬき市が保有する給食センターは 2 施設(延べ床面積 3,108 ㎡)です。図表 4-46 に施設の概要を示します。

図表 4-46：さぬき市が保有する給食センターの状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 大川学校給食共同調理場 | 2,080 | 13 | 学校教育課 |
| 志度学校給食共同調理場 | 1,028 | 17 | 学校教育課 |

図表 4-46 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-47 および図表 4-48 に示します。

図表 4-47：さぬき市が保有する給食センターのサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 大川学校給食共同調理場 | サービス継続 | - |
| 志度学校給食共同調理場 | 複合化・統合 | 児童数の推移を考慮しながら、将来的に統合を検討します。 |

図表 4-48：さぬき市が保有する給食センターの建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 大川学校給食共同調理場 | 建物維持 | - |
| 志度学校給食共同調理場 | 建物処分 | 財政状況をみて建物を除却します。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する給食センターの今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- さぬき市学校再編計画（平成 25 年 3月）に基づき、施設の統廃合を進めます。

## 第 6 節 子育て支援施設

### 第 1 項 保育所

（1）施設の概要

さぬき市が保有する保育所は 7 施設(延べ床面積 6,062 ㎡)です。図表 4-49 に施設の概要を示します。

図表 4-49：さぬき市が保有する保育所の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田東部保育所 | 758 | 17 | 子育て支援課 |
| 津田中央保育所 | 719 | 35 | 子育て支援課 |
| 富田保育所分園松尾保育所 | 780 | 30 | 子育て支援課 |
| 富田保育所 | 1,037 | 13 | 子育て支援課 |
| 寒川保育所 | 700 | 25 | 子育て支援課 |
| 長尾保育所 | 868 | 3 | 子育て支援課 |
| 志度保育所 | 1,200 | 14 | 子育て支援課 |

図表 4-49 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-50 および図表 4-51 に示します。

図表 4-50：さぬき市が保有する保育所のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田東部保育所 | 複合化・統合 | 津田中央保育所と統合し、津田中学校跡地へ移転します。 |
| 津田中央保育所 | 複合化・統合 | 津田東部保育所と統合し、津田中学校跡地への移転をします。 |
| 富田保育所分園松尾保育所 | サービス廃止 | サービスを廃止します。 |
| 富田保育所 | サービス継続 | - |
| 寒川保育所 | サービス継続 | - |
| 長尾保育所 | サービス継続 | - |
| 志度保育所 | サービス継続 | - |

図表 4-51：さぬき市が保有する保育所の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田東部保育所 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 津田中央保育所 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 富田保育所分園松尾保育所 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 富田保育所 | 建物維持 | － |
| 寒川保育所 | 建物維持 | － |
| 長尾保育所 | 建物維持 | － |
| 志度保育所 | 建物維持 | － |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する保育所の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 旧町単位で公立保育所を１箇所配置することを基本とします。

第 2 項 児童館

（1）施設の概要

さぬき市が保有する児童館は 7 施設(延べ床面積 2,932 ㎡)です。図表 4-52 に施設の概要を示します。

図表 4-52：さぬき市が保有する児童館の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 東部児童館 | 376 | 16 | 子育て支援課 |
| 寒川町児童ふれあいセンター | 357 | 16 | 子育て支援課 |
| 長尾児童館 | 490 | 25 | 子育て支援課 |
| 造田児童館 | 509 | 18 | 子育て支援課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 志度放課後児童クラブ | 370 | 1 | 子育て支援課 |
| 鴨庄放課後児童クラブ | 180 | 0 | 子育て支援課 |
| 大川町児童館･さざんか園(障害者就労支援施設) | 650 | 12 | 子育て支援課 |

図表 4-52 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-53 および図表 4-54 に示します。

図表 4-53：さぬき市が保有する児童館のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 東部児童館 | 複合化・統合 | 津田中学校跡地へ移転・複合化します。 |
| 寒川町児童ふれあいセンター | サービス継続 | - |
| 長尾児童館 | サービス継続 | - |
| 造田児童館 | サービス継続 | - |
| 志度放課後児童クラブ | サービス継続 | - |
| 鴨庄放課後児童クラブ | サービス継続 | - |
| 大川町児童館・さざんか園(障害者就労支援施設) | 複合化・統合 | さぬき南小学校へ移転・複合化します。跡地は他団体への貸出しを検討します。 |

図表 4-54：さぬき市が保有する児童館の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 東部児童館 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 寒川町児童ふれあいセンター | 建物維持 | - |
| 長尾児童館 | 建物維持 | - |
| 造田児童館 | 建物維持 | - |

| | | |
|---|---|---|
| 志度放課後児童クラブ | 建物維持 | - |
| 鴨庄放課後児童クラブ | 建物維持 | - |
| 大川町児童館・さざんか園(障害者就労支援施設) | 建物処分 | 跡地は社会福祉協議会（さざんか園）への貸付けを検討し、大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する児童館の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- サービスの継続を基本とします。

## 第 7 節 公営住宅

（1）施設の概要

さぬき市が保有する公営住宅は 46 施設(延べ床面積 41,816 ㎡)です。図表 4-55 に施設の概要を示します。

図表 4-55：さぬき市が保有する公営住宅の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 吉見(浜)団地 | 321 | 50 | 都市計画課 |
| 吉見団地 | 231 | 54 | 都市計画課 |
| 北原(水源地)団地 | 126 | 58 | 都市計画課 |
| 北原(中)団地 | 188 | 57 | 都市計画課 |
| 薬師堂団地 | 63 | 57 | 都市計画課 |
| 琴林東団地 | 188 | 57 | 都市計画課 |
| 琴林団地 | 2,038 | 23 | 都市計画課 |
| 天神下団地 | 311 | 47 | 都市計画課 |
| 天神団地(旧津田) | 1,571 | 43 | 都市計画課 |
| 一本松団地 | 297 | 52 | 都市計画課 |
| 脇元団地 | 191 | 50 | 都市計画課 |
| 鵜部団地 | 3,121 | 28 | 都市計画課 |
| 国道団地 | 150 | 34 | 都市計画課 |
| 西町団地 | 152 | 30 | 都市計画課 |
| 天神団地(旧大川) | 1,066 | 11 | 都市計画課 |
| 旧王子団地 | 288 | 51 | 都市計画課 |
| 王子新団地 | 879 | 44 | 都市計画課 |
| 田辺団地 | 866 | 47 | 都市計画課 |
| 田辺新団地 | 133 | 42 | 都市計画課 |
| 吉金団地 | 200 | 46 | 都市計画課 |
| 羽鹿団地 | 1,218 | 45 | 都市計画課 |
| 日浦団地 | 359 | 41 | 都市計画課 |
| 筒野団地 | 2,041 | 24 | 都市計画課 |
| 大井団地 | 2,444 | 18 | 都市計画課 |
| 昭南団地 | 578 | 20 | 都市計画課 |
| 津村団地 | 911 | 53 | 都市計画課 |
| 正面団地 | 219 | 60 | 都市計画課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 小岩団地 | 134 | 54 | 都市計画課 |
| 西山団地 | 97 | 53 | 都市計画課 |
| 仁兵谷団地 | 582 | 32 | 都市計画課 |
| 新町団地広域付近 | 300 | 35 | 都市計画課 |
| 新町団地蓮住寺横 | 300 | 34 | 都市計画課 |
| 神前団地 | 3,323 | 26 | 都市計画課 |
| 天王団地 | 1,740 | 20 | 都市計画課 |
| 女体団地 | 1,020 | 42 | 都市計画課 |
| 千代町団地 | 481 | 36 | 都市計画課 |
| 山王団地 | 5,804 | 13 | 都市計画課 |
| 横内団地 | 33 | 48 | 都市計画課 |
| 下所団地 | 580 | 50 | 都市計画課 |
| 西内間団地 | 368 | 49 | 都市計画課 |
| 西井手団地 | 1,204 | 45 | 都市計画課 |
| 下屋団地 | 655 | 41 | 都市計画課 |
| 長尾 A 団地 | 3,734 | 22 | 都市計画課 |
| 上辛立更新団地 | 282 | 13 | 都市計画課 |
| 公文明団地 | 391 | 41 | 都市計画課 |
| 上辛立団地 | 638 | 37 | 都市計画課 |

図表 4-55 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-56 に示します。

図表 4-56：さぬき市が保有する公営住宅の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 吉見(浜)団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 吉見団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 北原(水源地)団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |
| 北原(中)団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |
| 薬師堂団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |

| | | |
|---|---|---|
| 琴林東団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |
| 琴林団地 | 長寿命化型 | 建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。 |
| 天神下団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 天神団地(旧津田) | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 一本松団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 脇元団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 鵜部団地 | 長寿命化型 | 建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。 |
| 国道団地 | 維持修繕 | 建築から 10 年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。 |
| 西町団地 | 維持修繕 | 建築から 10 年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。 |
| 天神団地(旧大川) | 維持修繕 | 建築から 10 年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。 |
| 旧王子団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |
| 王子新団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |
| 田辺団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 田辺新団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 吉金団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 羽鹿団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 日浦団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 筒野団地 | 長寿命化型 | 建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。 |

| | | |
|---|---|---|
| 大井団地 | 長寿命化型 | 建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。 |
| 昭南団地 | 長寿命化型 | 建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。 |
| 津村団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 正面団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 小岩団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |
| 西山団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |
| 仁兵谷団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |
| 新町団地広域付近 | 維持修繕 | 建築から 10 年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。 |
| 新町団地蓮住寺横 | 維持修繕 | 建築から 10 年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。 |
| 神前団地 | 長寿命化型 | 建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。 |
| 天王団地 | 長寿命化型 | 建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。 |
| 女体団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 千代町団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 山王団地 | 長寿命化型 | 建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。 |
| 横内団地 | 用途廃止 | 基本的に入居者が退去した時に廃止する。 |
| 下所団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 西内間団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 西井手団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |

| | | |
|---|---|---|
| 下屋団地 | 建替 | 暫定的に建替としており、基本的には入居希望者の増加が見込めない場合は 10 年ごとに計画を見直す際に用途廃止となる可能性もある。 |
| 長尾 A 団地 | 長寿命化型 | 建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。 |
| 上辛立更新団地 | 維持修繕 | 建築から 10 年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。 |
| 公文明団地 | 安全確保 | 耐震補強が行われていない建物について、耐震改修を行うもの。 |
| 上辛立団地 | 安全確保 | 耐震補強が行われていない建物について、耐震改修を行うもの。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する公営住宅の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- さぬき市市営住宅長寿命化計画（平成 26 年 3月）に基づき、ニーズや地域性を考慮しながら、施設の廃止や長寿命化などを進めます。

## 第 8 節 行政関係施設

### 第 1 項 庁舎等

（1）施設の概要

さぬき市が保有する庁舎等は 11 施設(延べ床面積 16,432 ㎡)です。図表 4-57 に施設の概要を示します。

図表 4-57：さぬき市が保有する庁舎等の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田支所 | 1,696 | 46 | 津田支所 |
| 大川支所 | 1,485 | 49 | 大川支所 |
| 寒川支所 | 1,522 | 40 | 寒川支所 |
| 長尾支所 | 2,843 | 36 | 長尾支所 |
| 長尾 CATV ネットワーク | 464 | 20 | 福祉総務課 |
| さぬき市役所 | 8,333 | 13 | 管財課 |
| 鴨部出張所 | 20 | 11 | 市民課 |
| 小田出張所 | 25 | 9 | 市民課 |
| 造田出張所 | 11 | 37 | 市民課 |
| 鴨庄出張所 | 13 | 11 | 市民課 |
| 多和出張所 | 20 | 31 | 市民課 |

図表 4-57 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-58 および図表 4-59 に示します。

図表 4-58：さぬき市が保有する庁舎等のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田支所 | サービス継続 | 津田出張所として、サービスを継続します。 |
| 大川支所 | 複合化・統合 | 大川出張所として、大川農村環境改善センターへ複合化しサービスを継続します。跡地は、大川公民館の移転を検討します。 |
| 寒川支所 | サービス継続 | 統合支所として、サービスを継続します。 |
| 長尾支所 | サービス継続 | 長尾出張所として、長尾 CATV ネットワークへ移転しサービスを継続します。跡地は、長尾公民館の移転を検討します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 長尾 CATV ネットワーク | 用途転用 | 長尾出張所として使用します。 |
| さぬき市役所 | サービス継続 | - |
| 鴨部出張所 | サービス継続 | 庁舎のあり方とともに検討します |
| 小田出張所 | サービス継続 | 庁舎のあり方とともに検討します |
| 造田出張所 | 複合化・統合 | 造田ふれあいプラザへ複合化します。庁舎のあり方とともに検討します |
| 鴨庄出張所 | サービス継続 | 庁舎のあり方とともに検討します |
| 多和出張所 | サービス継続 | 庁舎のあり方とともに検討します |

図表 4-59：さぬき市が保有する庁舎等の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田支所 | 大規模改修 | 増築部分（343 ㎡、築 18 年）を改修して出張所として使用し、一部を社協支所として貸し出します。その他の建物は、老朽化が著しいため（築 46 年）、建物を除却します。 |
| 大川支所 | 建替 | 大川公民館として建て替えます。なお、建替時はホール部分の面積は含まないこととします。 |
| 寒川支所 | 建替 | 庁舎の再編に併せて建物を除却し、分庁舎として建て替えます |
| 長尾支所 | 大規模改修 | 大規模改修を行い、長尾公民館として使用します。但し、大規模改修時は延床面積を 30%減築します。 |
| 長尾 CATV ネットワーク | 建物維持 | 一部のスペースを社会福祉協議会に貸し出します。 |
| さぬき市役所 | 建物維持 | - |
| 鴨部出張所 | 建物維持 | - |
| 小田出張所 | 建物維持 | - |
| 造田出張所 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 鴨庄出張所 | 建物維持 | － |
| 多和出張所 | 建物維持 | － |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する庁舎等の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 住民サービスを提供する拠点として、市民の利便性を考慮しながら、行政機能の移転や複合化を進めます。

第 2 項 消防施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有する消防施設は 28 施設(延べ床面積 2,345 ㎡)です。図表 4-60 に施設の概要を示します。

図表 4-60：さぬき市が保有する消防施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田第 1 分団屯所(中町) | 106 | 23 | 総務課 |
| 津田第 1 分団屯所(岡ノ端中) | 32 | 21 | 総務課 |
| 津田第 2 分団屯所 | 95 | 23 | 総務課 |
| 津田第 3 分団屯所(旭町) | 136 | 23 | 総務課 |
| 津田第 3 分団屯所(北羽立) | 30 | 23 | 総務課 |
| 津田第 4 分団屯所 | 67 | 0 | 総務課 |
| 大川第 1 分団屯所 | 64 | 26 | 総務課 |
| 大川第 2 分団屯所 | 63 | 47 | 総務課 |
| 大川第 3 分団屯所 | 71 | 24 | 総務課 |
| 志度西第 1 分団屯所(金屋) | 63 | 19 | 総務課 |
| 志度西第 1 分団屯所(寺町) | 50 | 19 | 総務課 |
| 志度西第 2 分団屯所(津村) | 85 | 5 | 総務課 |
| 志度西第 2 分団屯所(間川) | 82 | 5 | 総務課 |
| 志度東鴨庄分団屯所(松ヶ端) | 68 | 20 | 総務課 |
| 志度東鴨庄分団屯所(新開) | 43 | 19 | 総務課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 志度東鴨庄分団屯所(白方) | 50 | 19 | 総務課 |
| 志度東鴨庄分団屯所(小方) | 63 | 19 | 総務課 |
| 志度東鴨部分団屯所(馬次) | 75 | 20 | 総務課 |
| 志度東鴨部分団屯所(中通) | 89 | 20 | 総務課 |
| 志度東小田分団屯所 | 95 | 22 | 総務課 |
| 寒川第 1 分団屯所 | 87 | 30 | 総務課 |
| 寒川第 2 分団屯所 | 180 | - | 総務課 |
| 寒川第 3 分団屯所 | 153 | 14 | 総務課 |
| 長尾第 1 分団屯所 | 268 | 11 | 総務課 |
| 長尾第 2 分団屯所 | 72 | 38 | 総務課 |
| 長尾第 2 分団消防車格納庫 | 32 | 2 | 総務課 |
| 長尾第 3 分団屯所 | 68 | 34 | 総務課 |
| 長尾第 4 分団屯所 | 58 | 40 | 総務課 |

図表 4-60 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-61 および図表 4-62 に示します。

図表 4-61：さぬき市が保有する消防施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田第 1 分団屯所(中町) | 複合化・統合 | 津田第１分団屯所（岡ノ端）を統合します（受入側）。 |
| 津田第 1 分団屯所(岡ノ端中) | 複合化・統合 | 津田第１分団屯所（中町）へ統合します。 |
| 津田第 2 分団屯所 | サービス継続 | - |
| 津田第 3 分団屯所(旭町) | 複合化・統合 | 津田第３分団屯所（北羽立）を統合します（受入側）。 |
| 津田第 3 分団屯所(北羽立) | 複合化・統合 | 津田第３分団屯所（旭町）へ統合します。 |
| 津田第 4 分団屯所 | サービス継続 | - |
| 大川第 1 分団屯所 | サービス継続 | - |
| 大川第 2 分団屯所 | サービス継続 | - |

| | | |
|---|---|---|
| 大川第 3 分団屯所 | サービス継続 | － |
| 志度西第 1 分団屯所(金屋) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度西第 1 分団屯所(寺町) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度西第 2 分団屯所(津村) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度西第 2 分団屯所(間川) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度東鴨庄分団屯所(松ヶ端) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度東鴨庄分団屯所(新開) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度東鴨庄分団屯所(白方) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度東鴨庄分団屯所(小方) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度東鴨部分団屯所(馬次) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度東鴨部分団屯所(中通) | 複合化・統合 | 統合を検討します。 |
| 志度東小田分団屯所 | サービス継続 | － |
| 寒川第 1 分団屯所 | サービス継続 | － |
| 寒川第 2 分団屯所 | サービス継続 | － |
| 寒川第 3 分団屯所 | サービス継続 | － |
| 長尾第 1 分団屯所 | サービス継続 | － |
| 長尾第 2 分団屯所 | サービス継続 | － |
| 長尾第 2 分団消防車格納庫 | サービス継続 | － |
| 長尾第 3 分団屯所 | サービス継続 | － |
| 長尾第 4 分団屯所 | サービス継続 | － |

図表 4-62：さぬき市が保有する消防施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 津田第 1 分団屯所(中町) | 建物維持 | - |
| 津田第 1 分団屯所(岡ノ端中) | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 津田第 2 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 津田第 3 分団屯所(旭町) | 建物維持 | - |
| 津田第 3 分団屯所(北羽立) | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 津田第 4 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 大川第 1 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 大川第 2 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 大川第 3 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 志度西第 1 分団屯所(金屋) | 建物維持 | - |
| 志度西第 1 分団屯所(寺町) | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 志度西第 2 分団屯所(津村) | 建物維持 | - |
| 志度西第 2 分団屯所(間川) | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 志度東鴨庄分団屯所(松ヶ端) | 建物維持 | - |
| 志度東鴨庄分団屯所(新開) | 建物処分 | 財政状況をみて建物を除却します。 |
| 志度東鴨庄分団屯所(白方) | 建物処分 | 財政状況をみて建物を除却します。 |
| 志度東鴨庄分団屯所(小方) | 建物処分 | 財政状況をみて建物を除却します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 志度東鴨部分団屯所(馬次) | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 志度東鴨部分団屯所(中通) | 建物維持 | - |
| 志度東小田分団屯所 | 建物維持 | - |
| 寒川第 1 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 寒川第 2 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 寒川第 3 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 長尾第 1 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 長尾第 2 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 長尾第 2 分団消防車格納庫 | 建物維持 | - |
| 長尾第 3 分団屯所 | 建物維持 | - |
| 長尾第 4 分団屯所 | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する消防施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 地域バランスを考慮して、施設の統廃合を進めます。

第 3 項 倉庫書庫

（1）施設の概要

さぬき市が保有する倉庫書庫は 7 施設(延べ床面積 1,498 ㎡)です。図表 4-63 に施設の概要を示します。

図表 4-63：さぬき市が保有する倉庫書庫の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田防火水槽小屋(山口町) | 44 | 19 | 総務課 |
| 寺町水防倉庫 | 35 | 33 | 総務課 |
| 小田水防倉庫 | 18 | 20 | 総務課 |
| 小田消防器具置場 | 10 | 19 | 総務課 |
| 臨港倉庫 | 1,068 | 33 | 建設課 |
| さぬき市庁舎倉庫 | 267 | 33 | 管財課 |
| 神前倉庫 | 56 | 14 | 教育総務課 |

図表 4-63 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。さぬき市が保有する全ての倉庫書庫について、サービスの継続と建物の維持を行う方向です。

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する倉庫書庫の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 他の公共施設の余剰スペースを有効活用し、施設の再編を検討します。

## 第 9 節 生活関連施設

### 第 1 項 斎場

（1）施設の概要

さぬき市が保有する斎場は 1 施設(延べ床面積 1,516 ㎡)です。図表 4-64 に施設の概要を示します。

図表 4-64：さぬき市が保有する斎場の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| さぬき市斎場 | 1,516 | 15 | 生活環境課 |

図表 4-64 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-65 および図表 4-66 に示します。

図表 4-65：さぬき市が保有する斎場のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| さぬき市斎場 | サービス継続 | - |

図表 4-66：さぬき市が保有する斎場の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| さぬき市斎場 | 建物維持 | - |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する斎場の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 市の基幹的なサービスの一つであり、サービスの継続を基本とします。

## 第 2 項 供給処理施設

### （1）施設の概要

さぬき市が保有する供給処理施設は 45 施設(延べ床面積 15,725 ㎡)です。図表 4-67 に施設の概要を示します。

図表 4-67：さぬき市が保有する供給処理施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 流田ポンプ場 | 200 | 34 | 下水道課 |
| 津田町中央浄化センター | 1,019 | 22 | 下水道課 |
| 鵜部ポンプ場 | 293 | 18 | 下水道課 |
| 津田町東部浄化センター | 1,039 | 15 | 下水道課 |
| 江泊地区漁業集落排水処理施設 | 193 | 15 | 下水道課 |
| 津田町西部浄化センター | 1,114 | 11 | 下水道課 |
| 大井地区農業集落排水 | 124 | 18 | 下水道課 |
| 富田東地区農業集落排水 | 156 | 17 | 下水道課 |
| 宮町地区農業集落排水 | 175 | 16 | 下水道課 |
| 大川町東部浄化センター | 439 | 16 | 下水道課 |
| 吉金地区農業集落排水 | 160 | 15 | 下水道課 |
| 山下地区農業集落排水 | 174 | 14 | 下水道課 |
| 大川町西部浄化センター | 1,083 | 13 | 下水道課 |
| 富田第 1 中継ポンプ施設 | 30 | 12 | 下水道課 |
| 富田第 2 中継ポンプ施設 | 30 | 9 | 下水道課 |
| 玉浦ポンプ場 | 619 | 32 | 下水道課 |
| 塩屋ポンプ場 | 441 | 20 | 下水道課 |
| 志度汚水中継ポンプ場 | 923 | 20 | 下水道課 |
| 長尾汚水中継ポンプ場 | 684 | 20 | 下水道課 |
| 鴨部川浄化センター | 2,757 | 19 | 下水道課 |
| 新開ポンプ場 | 362 | 18 | 下水道課 |
| 本小田処理場 | 169 | 18 | 下水道課 |
| 藁屋処理場 | 119 | 12 | 下水道課 |
| 小田浦地区漁業集落排水処理施設 | 268 | 8 | 下水道課 |
| 自動堰操作室 | 6 | 45 | 土地改良課 |
| 鳥田排水機場 | 14 | 27 | 土地改良課 |
| 白方排水機場 | 50 | 23 | 土地改良課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 坂子排水機場 | 43 | 23 | 土地改良課 |
| 川古排水機場 | 95 | 21 | 土地改良課 |
| 松ヶ端排水機場 | 36 | 15 | 土地改良課 |
| 乙井排水機場 | 64 | 14 | 土地改良課 |
| 水道ポンプ室(西畑) | 23 | 57 | 水道課 |
| 水道ポンプ室(寺町) | 24 | 53 | 水道課 |
| 水道ポンプ室(第 5) | 66 | 42 | 水道課 |
| 水道ポンプ室(川北) | 24 | 37 | 水道課 |
| 門入浄水場 | 699 | 12 | 水道課 |
| 石神浄水場管理棟 | 130 | 47 | 水道課 |
| 大橋川雨水排水ポンプ場 | 78 | 9 | 建設課 |
| 弁天川雨水排水ポンプ場 | 195 | 3 | 建設課 |
| 寺町雨水排水ポンプ場 | 70 | 46 | 建設課 |
| 梅川雨水排水ポンプ場 | 89 | 0 | 建設課 |
| 津田町クリーンセンター | 1,209 | 24 | 生活環境課 |
| 六番作業所 | 230 | 16 | 生活環境課 |
| 泊ポンプ場 | 9 | 2 | 農林水産課 |
| 中村排水機場 | 情報なし | 30 | 土地改良課 |

図表 4-67 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。さぬき市が保有する全ての供給処理施設について、サービスの継続と建物の維持を行う方向です。

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する供給処理施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 市の基幹的なサービスの一つであり、サービスの継続を基本とします。

## 第 10 節 その他施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有するその他施設は 6 施設(延べ床面積 312 ㎡)です。図表 4-68 に施設の概要を示します。

図表 4-68：さぬき市が保有するその他施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 津田の松原公衆便所 | 100 | - | 商工観光課 |
| みろく自然休養村便所 | 11 | 34 | 商工観光課 |
| 大窪寺公衆便所 | 197 | 12 | 商工観光課 |
| 亀鶴公園公衆便所 | 40 | 10 | 商工観光課 |
| JR 志度駅ふれあい通路等 | 242 | 15 | 都市計画課 |
| 志度バスストップ駐車場 | 22 | 12 | 都市計画課 |

図表 4-68 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。さぬき市が保有する全てのその他施設について、サービスの継続と建物の維持を行う方向です。

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有するその他施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 市の基幹的なサービスの一つであり、サービスの継続を基本とします。

## 第 11 節 使用していない施設

（1）施設の概要

さぬき市が保有する使用していない施設は 28 施設(延べ床面積 29,978 ㎡)です。図表 4-69 に施設の概要を示します。

図表 4-69：さぬき市が保有する使用していない施設の状況

| 施設名称 | 延べ床面積[㎡] | 築年数[年] | 所管課 |
|---|---|---|---|
| 旧鶴羽小学校 | 3,185 | 36 | 教育総務課 |
| 旧大川第一中学校 | 6,190 | 35 | 教育総務課 |
| 旧志度幼稚園末分園 | 190 | 20 | 管財課 |
| 大川町有線テレビセンター | 325 | 22 | 地域情報課 |
| 旧大川町水道課事務所 | 88 | 38 | 水道課 |
| 旧神前幼稚園 | 180 | 63 | 教育総務課 |
| 旧天王中学校 | 4,827 | 37 | 教育総務課 |
| 寒川町元分庁舎 | 555 | 50 | 寒川支所 |
| 旧多和小学校 | 2,712 | 53 | 教育総務課 |
| 旧多和小学校槙川分校 | 185 | 22 | 教育総務課 |
| 旧志度南幼稚園 | 864 | 40 | 管財課 |
| 旧志度水道課庁舎 | 577 | 42 | 水道課 |
| 旧多和診療所 | 158 | 49 | 国保・健康課 |
| 津田町老人憩いの家 | 51 | 21 | 人権推進課 |
| さぬき市勤労青少年ホーム | 850 | 37 | 生涯学習課 |
| さぬき市民プール | 204 | 33 | 生涯学習課 |
| 旧志度東幼稚園 | 325 | 34 | 管財課 |
| 前山ダムキャンプ場 | 80 | 35 | 商工観光課 |
| 青少年旅行村 | 136 | 37 | 生涯学習課 |
| グリーンヒル大串(志度サイクリングターミナル) | 840 | 23 | 商工観光課 |
| 大串野外活動施設(大串温泉) | 598 | 27 | 商工観光課 |
| 大串温泉揚湯ポンプ室 | 12 | 10 | 商工観光課 |
| 旧鴨部小学校 | 3,170 | 32 | 教育総務課 |
| 旧小田小学校 | 2,380 | 39 | 教育総務課 |
| 旧鴨部幼稚園 | 520 | 32 | 教育総務課 |
| 旧小田幼稚園 | 119 | 11 | 教育総務課 |
| 旧志度東保育所 | 403 | 42 | 管財課 |
| 旧大串児童館 | 255 | 28 | 管財課 |

図表 4-69 に示した施設について、再生基本計画において今後の方向性が示されています。建物に関する方向性とサービスに関する方向性について図表 4-70 および図表 4-71 に示します。

図表 4-70：さぬき市が保有する使用していない施設のサービスの方向性

| 施設名称 | サービスの方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 旧鶴羽小学校 | 用途転用 | 埋蔵文化財展示施設予定施設として使用します。 |
| 旧大川第一中学校 | 複合化・統合 | 松尾小学校、富田小学校、松尾幼稚園、富田幼稚園、大川児童館を統合・複合化します（受入側）。 |
| 旧志度幼稚園末分園 | 複合化・統合 | 志度公民館末分館を複合化します（受入側）。 |
| 大川町有線テレビセンター | 用途転用 | 地域情報課を移転して使用します。 |
| 旧大川町水道課事務所 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。 |
| 旧神前幼稚園 | サービス廃止 | 既に使用していない施設です。 |
| 旧天王中学校 | 用途転用 | 暫定的に文書保管施設等として使用します。なお、学校再編計画の動向によっては、統合小学校としての使用を検討します。 |
| 寒川町元分庁舎 | サービス廃止 | シルバー人材センター及び商工会への貸し出しを終了しサービスを廃止します。 |
| 旧多和小学校 | 用途転用 | 地域活性化施設として使用しています。また、長尾公民館多和分館を複合化します（受入側）。なお、建替が必要になった時点で使用を中止します。 |
| 旧多和小学校槙川分校 | サービス廃止 | 既に使用していない施設です。 |
| 旧志度南幼稚園 | サービス廃止 | 既にサービスを廃止し、地元に貸出しています。 |
| 旧志度水道課庁舎 | サービス廃止 | 既に使用していない施設です。 |
| 旧多和診療所 | サービス廃止 | 既に使用していない施設です。 |
| 津田町老人憩いの家 | サービス廃止 | 既に使用していない施設であり、地元への貸出しを検討します。 |

| | | |
|---|---|---|
| さぬき市勤労青少年ホーム | サービス廃止 | 既に使用していない施設です。 |
| さぬき市民プール | サービス廃止 | 既に使用していない施設です。 |
| 旧志度東幼稚園 | サービス廃止 | 既にサービスを廃止し、地元に貸出しています。 |
| 前山ダムキャンプ場 | サービス廃止 | 既に使用していない施設です。 |
| 青少年旅行村 | サービス廃止 | 既に使用していない施設です。 |
| グリーンヒル大串（志度サイクリングターミナル） | サービス廃止 | 既にサービスを廃止し、民間に貸出しています。 |
| 大串野外活動施設（大串温泉） | サービス廃止 | 既にサービスを廃止し、民間に貸出しています。 |
| 大串温泉揚湯ポンプ室 | サービス廃止 | 壊れて使用できない状態です。 |
| 旧鴨部小学校 | サービス廃止 | 体育館については地域活動の拠点として暫定的に使用します。 |
| 旧小田小学校 | サービス廃止 | 既にさぬき北小学校へ統合済みです。 |
| 旧鴨部幼稚園 | 用途転用 | さぬき北幼稚園へ統合済みです。跡地は鴨部公民館を移転して使用します。 |
| 旧小田幼稚園 | サービス廃止 | さぬき北幼稚園へ統合済みです。 |
| 旧志度東保育所 | サービス廃止 | 既にサービスを廃止し、地元に貸出しています。 |
| 旧大串児童館 | サービス廃止 | 既にサービスを廃止し、地元に貸出しています。 |

図表 4-71：さぬき市が保有する使用していない施設の建物の方向性

| 施設名称 | 建物の方向性 | 備考 |
|---|---|---|
| 旧鶴羽小学校 | 建物維持 | 校舎３棟のうち、１棟（888 ㎡）のみを改修・建替して使用します。 |
| 旧大川第一中学校 | 建物維持 | － |

| | | |
|---|---|---|
| 旧志度幼稚園末分園 | 建物維持 | - |
| 大川町有線テレビセンター | 建物維持 | - |
| 旧大川町水道課事務所 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 操作基盤の移転先を検討した後、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 旧神前幼稚園 | 建物処分 | 老朽化が著しいため（築 63 年）、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 旧天王中学校 | 建物処分(大規模改修や建替時) | サービス終了後は、建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 寒川町元分庁舎 | 建物処分 | 消防署建設予定地のため、建物を除却します。 |
| 旧多和小学校 | 建物処分(大規模改修や建替時) | 建替については、今後の利用状況等をみて検討します。 |
| 旧多和小学校槙川分校 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 旧志度南幼稚園 | 建物処分 | 既に地元に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 旧志度水道課庁舎 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 旧多和診療所 | 建物処分 | 建物の老朽化が著しいため（築 49 年）、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 津田町老人憩いの家 | 建物処分 | 地元への貸出しを検討します。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。 |
| さぬき市勤労青少年ホーム | 建物処分 | 公共施設の再整備のため建物を除却します。 |
| さぬき市民プール | 建物処分 | 既に除却済みです。 |
| 旧志度東幼稚園 | 建物処分 | 既に地元に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 前山ダムキャンプ場 | 建物処分 | 活用の可能性が低いため財政状況をみて建物を除却します。 |
| 青少年旅行村 | 建物処分 | 活用の可能性が低いため財政状況をみて建物を除却します。 |

| | | |
|---|---|---|
| グリーンヒル大串（志度サイクリングターミナル） | 建物処分 | 既に民間に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 大串野外活動施設（大串温泉） | 建物処分 | 既に民間に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 大串温泉揚湯ポンプ室 | 建物処分 | 壊れて使用できない状態であるため財政状況をみて建物を除却します。 |
| 旧鴨部小学校 | 建物処分 | 借地の返却及び建物の老朽化が著しいため（築 32 年）、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 旧小田小学校 | 建物処分 | 既に売却済みです。 |
| 旧鴨部幼稚園 | 建物維持 | - |
| 旧小田幼稚園 | 建物処分 | 建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 旧志度東保育所 | 建物処分 | 既に地元に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。 |
| 旧大串児童館 | 建物処分 | 既に地元に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。 |

（2） 維持管理の基本方針

さぬき市が保有する使用していない施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、平成 27 年 12 月に策定された再生基本計画に示す下記の方針に基づき取り組みます。

- 積極的に建物の売却や譲渡、貸付、除却を進めます。
- 各ニーズや施設の特性を考慮して、用途転用や複合化も進めます。

## 第 12 節 建物系公共施設の総括

### 第 1 項 築年別整備状況

図表 4-72 は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本市においては、昭和 50 年頃から平成 16 年頃にかけて、集中して公共施設を整備してきました。平成 16 年度以降は建設投資を抑制してきたことが分かります。

建築基準法改正前の昭和 56 年以前に旧耐震基準で建築された建物の延床面積は約 14 万 3 千㎡で、全体の約 48.5%を占めています。全体の約半分にあたる建物が建築から既に 30 年以上経過しており、今後大規模な改修や建替が必要となることが予想されます。

図表 4-72：建物系公共施設 築年別整備状況

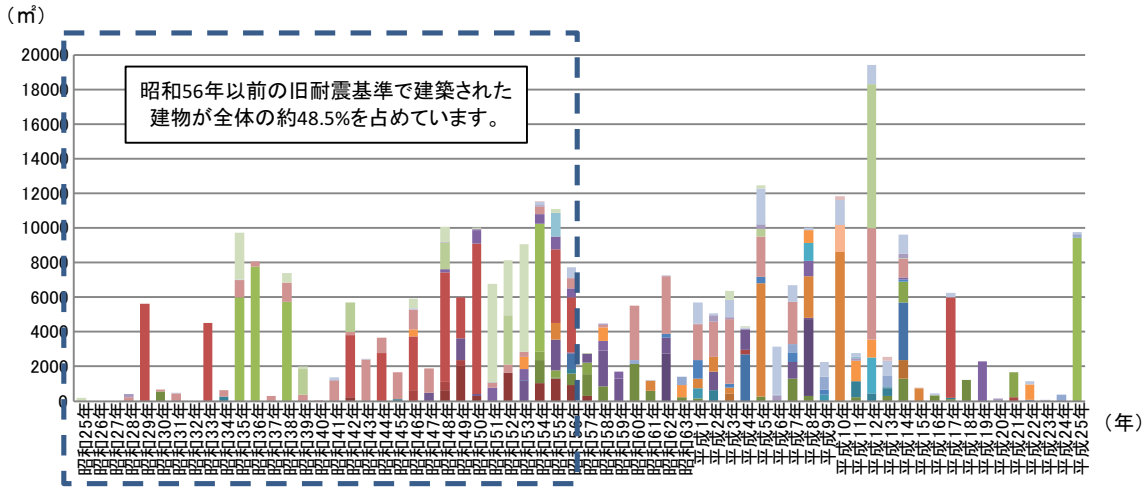


（※さぬき市 公共施設再生基本計画より算定）

### 第 2 項 将来の更新費用の推計

図表 4-73 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する公共施設について、耐用年数を経過後、現状規模のまま建替を行った場合、今後 40 年間で約 911 億円の投資的経費を要し、1 年あたりの平均は約 22 億 8 千万円かかる試算となりました。直近 5 ヵ年の公共施設にかかる投資的経費の年平均は 15 億 3 千万円であるため、約 7 億 5 千万円不足することになります（現状の公共施設にかかる 1 年あたりの投資的経費の約 1.5 倍）。

今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられます。

図表 4-73：建物系公共施設の更新費用

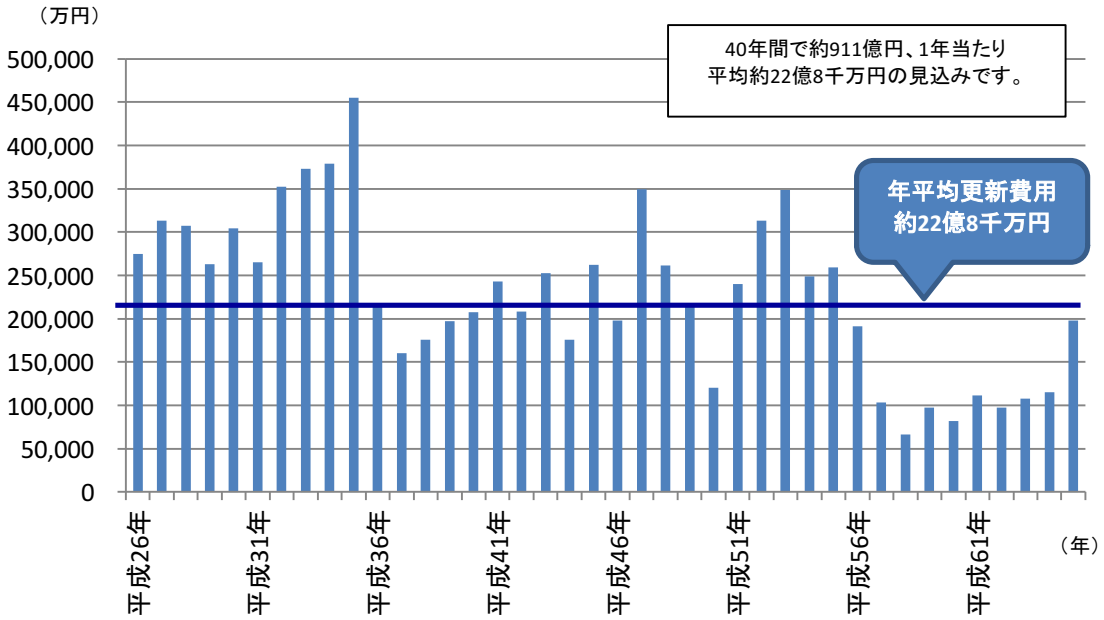


（総務省 公共施設等更新費用試算ソフトより算定）

# 第 5 章 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

## 第 1 節 市道

（1）施設の概要

図表 5-1 は、本市が保有する土木系公共施設（市道）の延長および道路部面積をまとめたものです。

図表 5-1：市道の状況

| 区分 | 実延長（m） | 道路部面積（㎡） |
|---|---|---|
| 市道 | 688,472.41 | 3,520,969.41 |
| 自歩道 | 32,776.22 | 85,564.99 |

（2）将来の更新費用の推計

図表 5-2 は、市道の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する市道について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後４０年間で 447 億５千万円かかる試算となりました。年平均を計算すると、毎年 11 億２千万円かかる試算です。

また、図表 5-3 は、市道の直近５ヵ年の投資的経費を示しています。1 年あたりの平均は約 4.3 億円であることから、約 6.9 億円不足する試算です。

（現状の市道にかかる 1 年あたりの平均投資的経費の約 2.9 倍）

図表 5-2：市道の更新費用

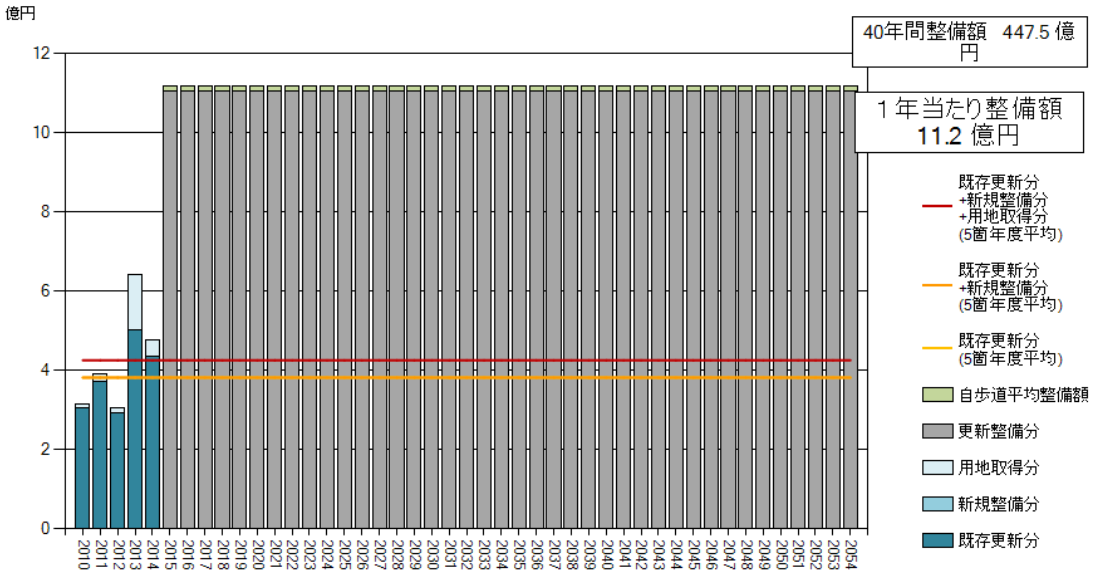

図表 5-3：市道の直近５ヵ年の投資的経費（千円）

| 年度 | 既存更新および新規整備分 | 用地取得分 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 平成 22 年度(2010 年) | 304,221 | 9,590 | 313,811 |
| 平成 23 年度(2011 年) | 371,616 | 19,784 | 391,400 |
| 平成 24 年度(2012 年) | 291,676 | 12,218 | 303,894 |
| 平成 25 年度(2013 年) | 502,861 | 137,340 | 640,201 |
| 平成 26 年度(2014 年) | 434,850 | 40,980 | 475,830 |
| 平均 | 381,045 | 43,982 | 425,027 |

（3） 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

市道の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。
道路構造令および県条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な市道整備とします。

## 第 2 節 農道

（1）施設の概要

図表 5-4 は、本市が保有する土木系公共施設（農道）の延長および道路部面積をまとめたものです。

図表 5-4：農道の状況

| 区分 | 延長（m） | 道路部面積（㎡） |
|---|---|---|
| 農道 | 121,184 | 459,666 |

（2）将来の更新費用の推計

図表 5-5 は、農道の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する農道について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後４０年間で 57 億 6 千万円かかる試算となりました。年平均を計算すると、毎年 1 億 4 千万円かかる試算です。

また、図表 5-6 は、農道の直近５ヵ年の投資的経費を示しています。1 年あたりの平均は約 1.2 億円であることから、約 2 千万円不足する試算です。

（現状の農道にかかる 1 年あたりの平均投資的経費の約 1.2 倍）

図表 5-5：農道の更新費用

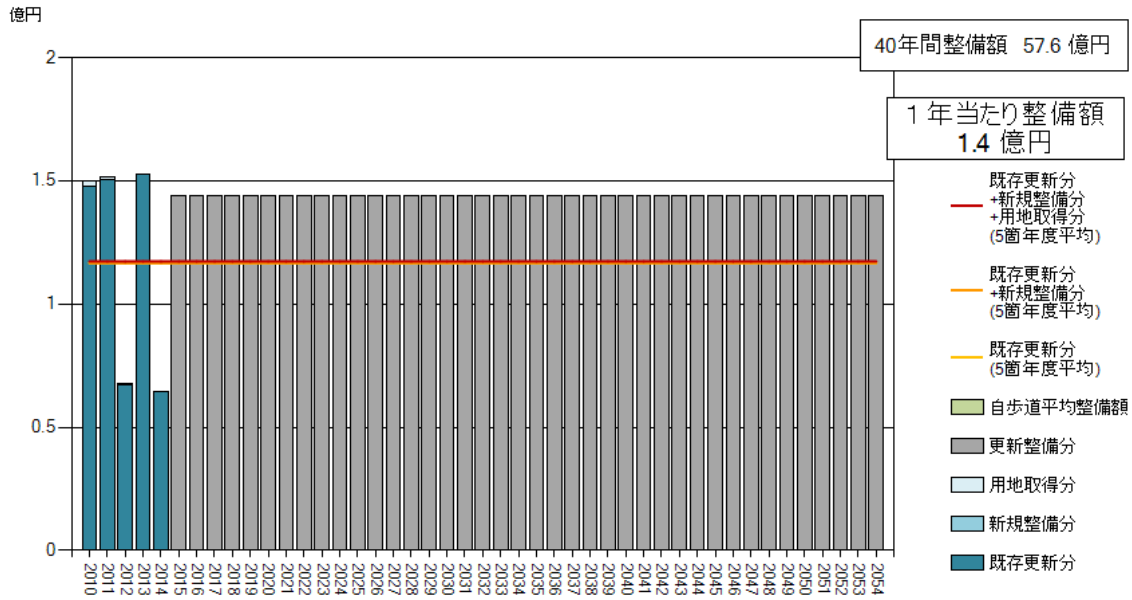

図表 5-6：農道の直近５ヵ年の投資的経費（千円）

| 年度 | 既存更新および新規整備分 | 用地取得分 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 平成 22 年度(2010 年) | 148,007 | 1,771 | 149,778 |
| 平成 23 年度(2011 年) | 150,536 | 1,099 | 151,635 |
| 平成 24 年度(2012 年) | 67,423 | 545 | 67,968 |
| 平成 25 年度(2013 年) | 152,609 | 0 | 152,609 |
| 平成 26 年度(2014 年) | 64,496 | 0 | 64,496 |
| 平均 | 116,614 | 683 | 117,297 |

（3） 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

農道の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。
道路構造令および県条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な農道整備とします。

## 第 3 節 林道

（1）施設の概要

図表 5-7 は、本市が保有する土木系公共施設（林道）の延長および道路部面積をまとめたものです。

図表 5-7：林道の状況

| 区分 | 延長（m） | 道路部面積（㎡） |
|---|---|---|
| 林道 | 50,546 | 183,872.5 |

（2）将来の更新費用の推計

図表 5-8 は、林道の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する林道について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 23 億円かかる試算となりました。年平均を計算すると、毎年 6 千万円かかる試算です。

また、図表 5-9 は、林道の直近５ヵ年の投資的経費を示しています。1 年あたりの平均は約 1.6 千万円であることから、約 4.4 千万円不足する試算です。

（現状の林道にかかる 1 年あたりの平均投資的経費の約 3.8 倍）

図表 5-8：林道の更新費用

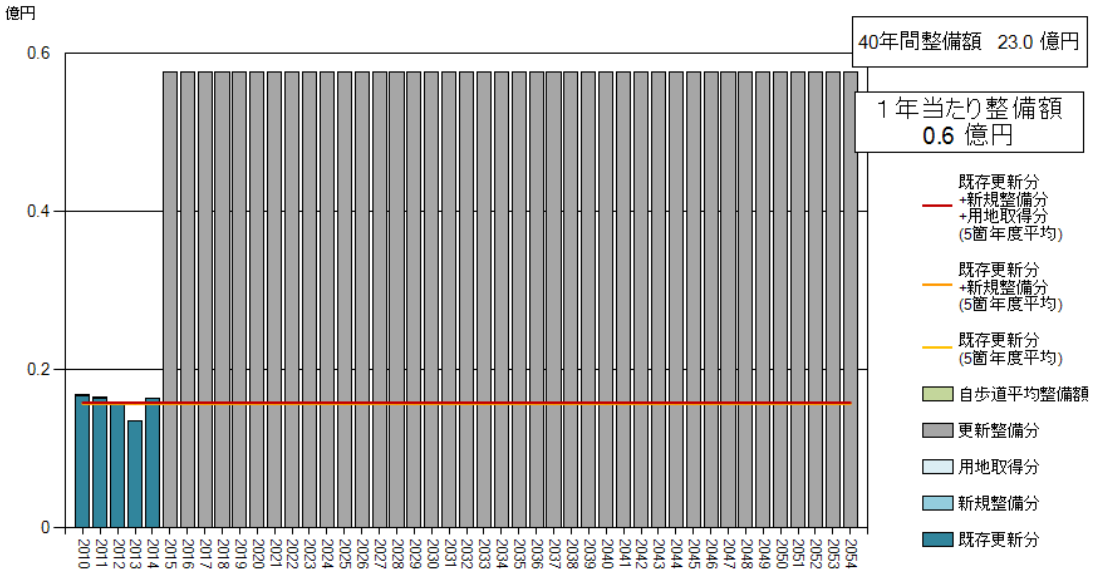

図表 5-9：林道の直近５ヵ年の投資的経費（千円）

| 年度 | 既存更新および新規整備分 | 用地取得分 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 平成 22 年度(2010 年) | 16,656 | 209 | 16,865 |
| 平成 23 年度(2011 年) | 16,374 | 123 | 16,497 |
| 平成 24 年度(2012 年) | 15,653 | 133 | 15,786 |
| 平成 25 年度(2013 年) | 13,547 | 0 | 13,547 |
| 平成 26 年度(2014 年) | 16,297 | 0 | 16,297 |
| 平均 | 15,705 | 93 | 15,798 |

（3） 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

林道の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。
道路構造令および県条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な林道整備とします。

## 第 4 節 橋りょう

（1）施設の概要

図表 5-10 は、本市が保有する土木系公共施設（橋りょう）の道路部面積をまとめたものです。

図表 5-10：橋りょうの状況

| 区分 | 本数 | 道路部面積（㎡） |
|---|---|---|
| 橋りょう | 537 | 28,985.7 |

（2）将来の更新費用の推計

図表 5-11 は、橋りょうの将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する橋りょうについて、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後４０年間で 86 億 6 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年 2 億 2 千万円かかる試算です。図表 5-12 は、橋りょうの直近５ヵ年の投資的経費を示しています。１年あたりの平均は約 1.4 千万円であることから、約 2 億 1 千万円不足する試算です。

（現状の橋りょうにかかる 1 年あたりの投資的経費の約 15.9 倍）

図表 5-11：橋りょうの更新費用

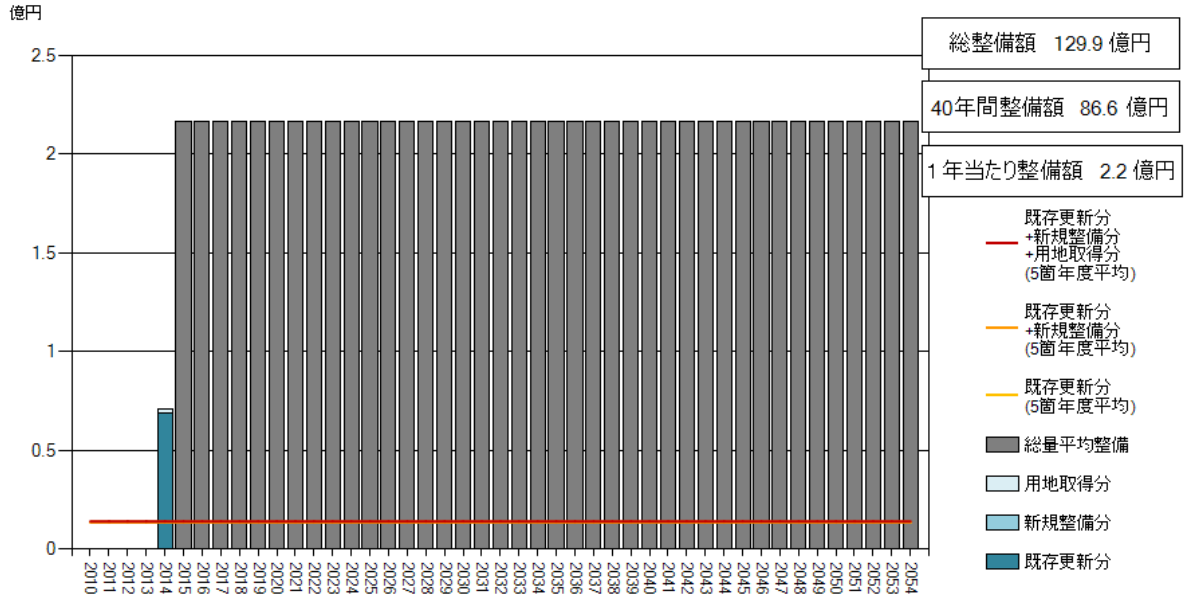

図表 5-12：橋りょうの直近５ヵ年の投資的経費（千円）

| 年度 | 既存更新および新規整備分 | 用地取得分 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 平成 22 年度(2010 年) | 0 | 0 | 0 |
| 平成 23 年度(2011 年) | 0 | 0 | 0 |
| 平成 24 年度(2012 年) | 0 | 0 | 0 |
| 平成 25 年度(2013 年) | 0 | 0 | 0 |
| 平成 26 年度(2014 年) | 69,077 | 2,178 | 71,255 |
| 平均 | 13,815 | 436 | 14,251 |

（3） 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。本市では平成26年2月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的かつ予防的な対応に転換を図り、橋りょうの長寿命化およびコスト縮減を図ることとしています。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

橋りょうの状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

市が管理する橋りょうの中で、架設後 30 年以上経過した橋りょうは、全体の 85%を占めているため、近い将来一斉に架替時期を迎えることが予測されます。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、修繕及び架替に要するコストを縮減します。

# 第 6 章 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

## 第 1 節 上水道施設

（1）施設の概要

上水道施設および簡易水道施設は、本市の生活用水その他の浄水として、市民その他の需要者に供給するための施設として設置します。さぬき市水道ビジョンに基づいて、効果的な運転、災害時などの対応を迅速に行います。図表 6-1 は本市の所有する上水道事業に係る管径別延長一覧をまとめた表です。

図表 6-1：管径別延長一覧表（上水道事業）

| 管種 | 口径 | | 総延長[m] |
|---|---|---|---|
| | 300mm以下[m] | 300～500mm未満[m] | |
| 導水管 | 16,778 | 1,874 | 18,652 |
| 送水管 | 33,765 | 5 | 33,770 |
| 配水管 | 612,803 | 0 | 612,803 |

（2）給水人口の推移と予測

給水人口は、給水区域内に居住し、水道から既に給水を受けている人口です。平成 25 年度は 50,589 人となっています。上水道と簡易水道を合わせた水道普及率は 99.6%になっています。

図表 6-2：給水人口等の実績と予測

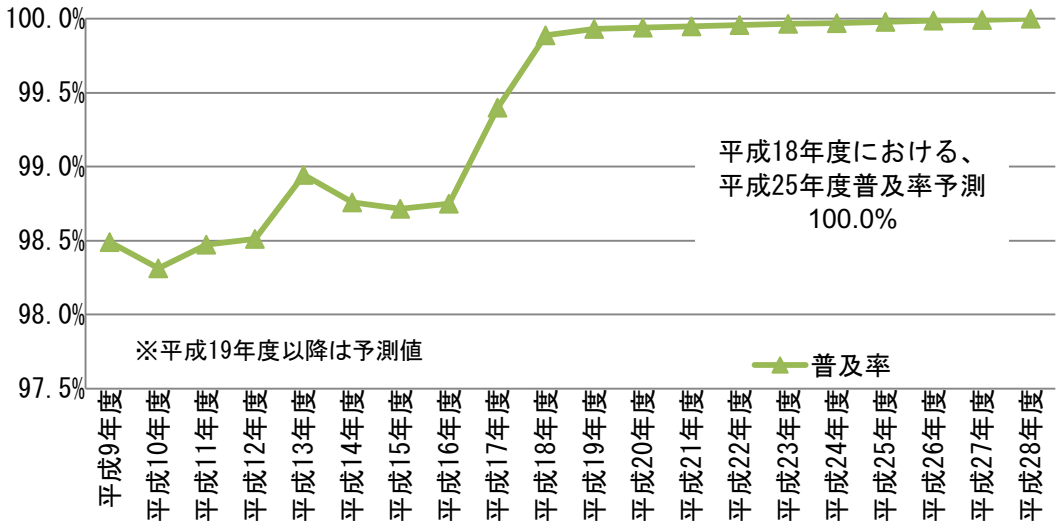


（さぬき市水道ビジョン（平成 18 年）より）

（3）将来の更新費用の推計

図表 6-3 は、上水道施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する上水道施設について、上水道の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後４０年間で 565 億６千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年１４億１千万円かかる試算です。

また図表 6-4 は、上水道施設の直近５カ年の投資的経費を示しています。1 年あたりの平均は約２億２千万円であることから、大幅な負担が予想されるため、留意が必要です。

図表 6-3：上水道施設の更新費用

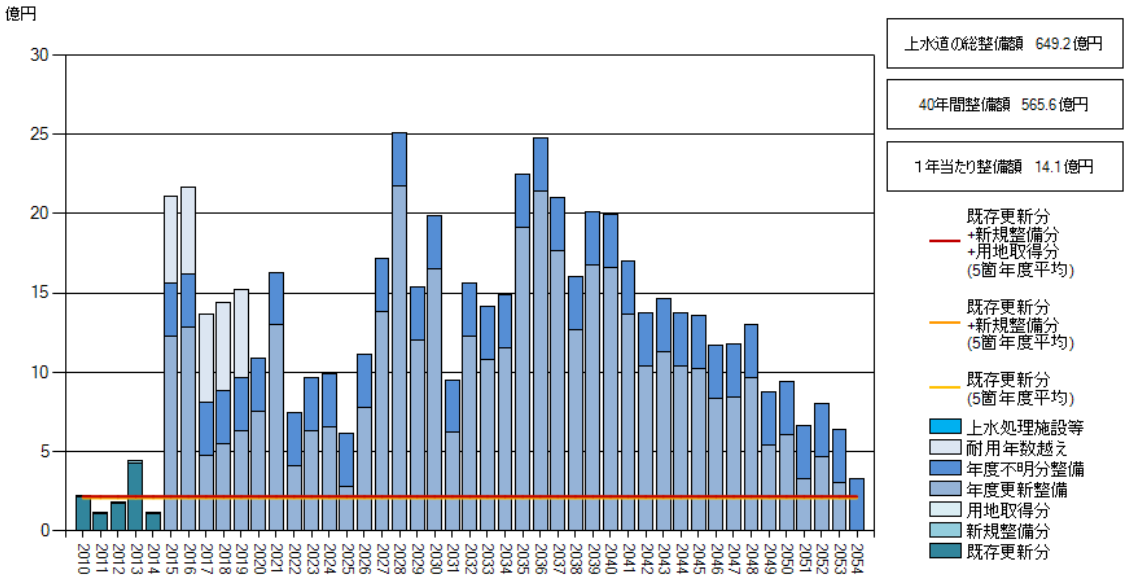


図表 6-4：上水道施設の直近５ヵ年の投資的経費（千円）

| 年度 | 既存更新分 | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 平成 22 年度(2010 年) | 215, 357 | 6, 748 | 0 | 222, 105 |
| 平成 23 年度(2011 年) | 108, 806 | 9, 692 | 0 | 118, 498 |
| 平成 24 年度(2012 年) | 173, 071 | 0 | 7, 782 | 180, 853 |
| 平成 25 年度(2013 年) | 432, 164 | 16, 052 | 0 | 448, 216 |
| 平成 26 年度(2014 年) | 120, 040 | 2, 132 | 0 | 122, 172 |
| 平均 | 209, 888 | 6, 925 | 1, 556 | 218, 369 |

（4） 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、さぬき市水道ビジョンに示される基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

将来の給水人口、給水量より、適正な数量を把握します。また、健全な財政を維持するために経営基盤を強化するとともにムダを省くようにします。損益・ストック情報の把握や経営の自由度向上による経営効率化等によって、より健全な事業経営を継続して行うこととしています。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

老朽化した施設については、不具合箇所の診断等を優先的に実施します。また、重要度に応じて施設の耐震化や基幹管路の耐震化を検討します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

今後、少子高齢化などによる給水人口の減少や、節水意識の浸透による水需要の減少により、料金収入の減少が予測されます。しかしながら、安全な水を安定的に供給するため、計画的な整備事業を効率的に行い、諸経費の節減に努めます。

## 第 2 節 下水道施設

（1）施設の概要

下水道施設は、市の健全な発展及び環境衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として設置します。図表 6-5 は、さぬき市の下水道施設の管径ごとの延長を示しています。過去整備を行った施設については今後も老朽化が進行し、維持や更新のための財政支出が増大すると予想されます。

図表 6-5：管径別延長調書 集計表

| 管径別[m] | | | |
|---|---|---|---|
| 250mm 未満 | 251～500mm | 501～1000mm | 1001mm 以上 |
| 256, 248 | 8, 809 | 5, 102 | 377 |

（2）将来の更新費用の推計

図表 6-6 は、下水道施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する下水道施設について、下水道の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後４０年間で 280 億７千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年７億円かかる試算です。

また図表 6-7 は、下水道施設の直近５カ年の投資的経費を示しています。1 年あたりの平均は約 1 億 3 千万円であることから、大幅な負担が予想されるため、留意が必要です。

図表 6-6：下水道施設の更新費用

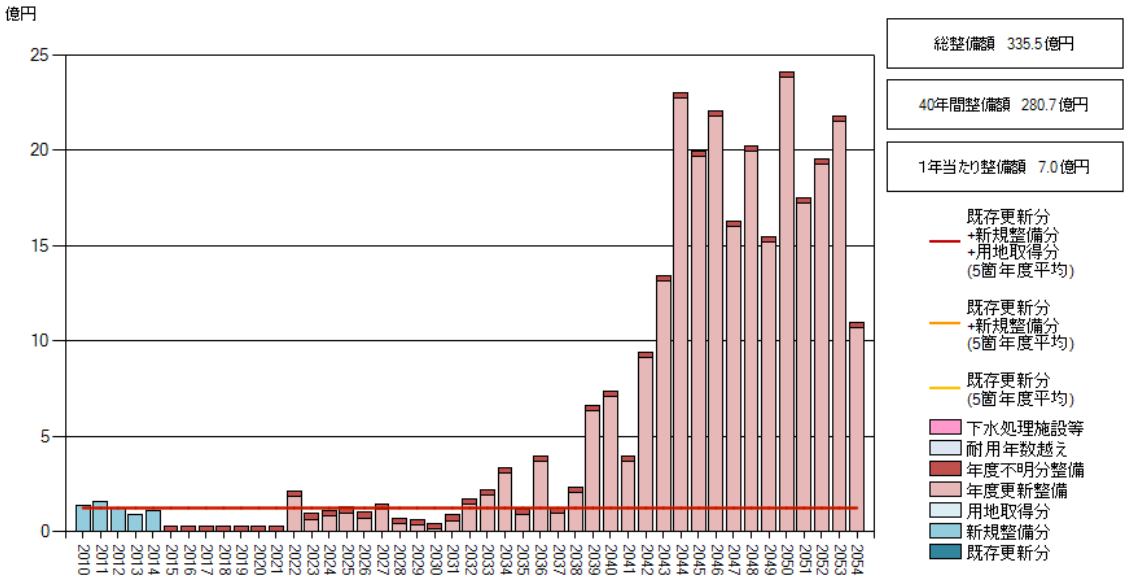

図表 6-7：下水道施設の直近５ヵ年の投資的経費（千円）

| 年度 | 既存更新分 | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 平成 22 年度(2010 年) | 0 | 139,478 | 0 | 139,478 |
| 平成 23 年度(2011 年) | 0 | 161,611 | 0 | 161,611 |
| 平成 24 年度(2012 年) | 0 | 129,053 | 0 | 129,053 |
| 平成 25 年度(2013 年) | 0 | 88,799 | 0 | 88,799 |
| 平成 26 年度(2014 年) | 0 | 114,806 | 0 | 114,806 |
| 平均 | 0 | 126,749 | 0 | 126,749 |

（3） 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

将来の使用人口、給水量より、適正な数量を把握します。また、健全な財政を維持するために経営基盤を強化するとともにムダを省くようにします。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

老朽化した施設については、不具合箇所の診断等を優先的に実施します。また、施設の耐震化や基幹管路の耐震化を検討します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

今後、少子高齢化や節水意識の浸透による水需要の減少により、下水道使用料収入の減少が予測されます。しかしながら、計画的な整備事業を効率的に行い、諸経費の節減に努めます。

## 第 3 節 市民病院施設

（1）施設の概要

図表 6-8 は、本市が保有する病院施設の施設名称、延床面積および建築年など、施設概要をまとめたものです。市民病院においてはさぬき市民病院経営計画を策定し、経営基盤の強化、計画的な経営の推進、効率的な経営の推進、財務の適正化、透明性の向上など対策を行います。

医療制度改革による影響で官民問わず赤字経営に陥る医療機関が増えています。本市の市民病院では市からの繰入金に依存しているというのが現状です。そのため、実際の経営は厳しい状況にあることを踏まえて経営基盤の強化が急務となっています。施設の更新などの投資については、耐用年数、更新年数、経過年数及び使用状況などを把握し、計画的な更新を行います。

図表 6-8：病院施設の状況

| 施設名称 | 延床面積（㎡） | 建築年度 | 建物および<br>サービスの方向性 |
|---|---|---|---|
| 市民病院 | 14,884 | 平成 23 年度 | 継続 |

（2）将来の更新費用の推計

図表 6-9 は、市民病院施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する市民病院施設について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後４０年間で 37 億 2 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年９千３百万円かかる試算です。また図表 6-10 は、市民病院施設の直近５カ年の投資的経費を示しています。１年あたりの平均は約 13 億９千５百千万円であることから、更新費用の大幅な負担が今後予想されるため、留意が必要です。

図表 6-9：市民病院施設の更新費用

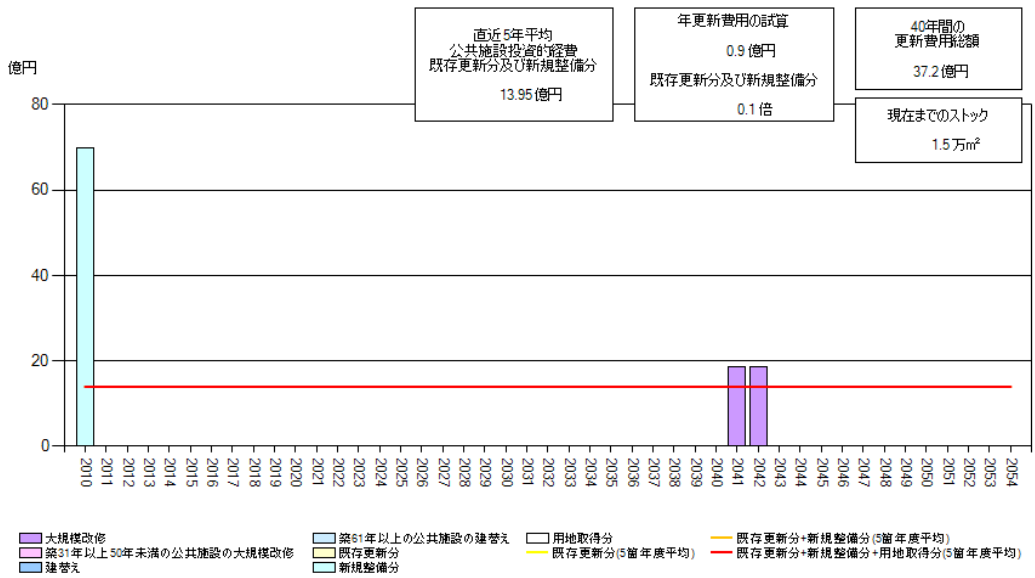

図表 6-10：市民病院施設の直近５ヵ年の投資的経費（千円）

| 年度 | 既存更新分 | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 平成 22 年度(2010 年) | 0 | 6,976,400 | 0 | 6,976,400 |
| 平成 23 年度(2011 年) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 24 年度(2012 年) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 25 年度(2013 年) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 26 年度(2014 年) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平均 | 0 | 0 | 0 | 1,395,280 |

（3）維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、さぬき市民病院経営計画に示された以下のような基本的な考えのもとで取り組みます。

◎良質で効率的な医療提供体制の整備

**満足度の高い患者サービスの提供**

患者の立場に立った心あたたかい医療を進めるため、待ち時間の短縮やインフォームドコンセントの実践などにより、人間性尊重の医療を提供し、患者サービスの一層の充実に努めます。

- 患者の人間性尊重と患者・家族との信頼関係の確保を図るため、インフォームドコンセントの実践、科学的根拠に基づいた医療（ＥＢＭ）を推進します。
- 診療予約制の拡大など、待ち時間対策の取組を進めます。
- 迅速で正確な情報の共有と活用により、適正なきめ細かい看護を提供するとともに、診療や会計等の待ち時間の短縮を図るため、オーダリングシステム、電子カルテ等の病院情報システムの効率的な活用を進めます。
- 治療方針や患者サービスに対する疑問や苦情へ適切に対応するとともにセカンドオピニオンについても検討します。

**医療を軸とした幅広い地域サービスの展開**

保健・医療・福祉の連携を考え、地域に根ざした信頼される病院づくりを推進します。

◎安定した経営基盤の確立

**良質な医療サービスを支える安定した経営基盤の確立**

- 薬品・医療材料の廉価購入、委託業務の拡大等コストの削減に努めるとともに、病床の一元管理による病床利用率の向上、診療報酬の適正算定等により、収益の確保を図り、単年度収支が均衡する健全経営を目指します。
- 効率性や採算性、経営収支のバランスなど総合的に検討しながら、計画的な投資に努めます。

**環境の変化に柔軟に対応できる人づくりと組織の形成**

- 病院職員としての自覚をもち、意欲に燃え、積極的に行動する人材の確保・育成に努め、職員の資質の向上を図ります。
- 職員が柔軟な発想と創造性が発揮できる職員参加による職場づくりや職員を効率的で適正に配置することにより、社会環境の変化に的確に対応できる活力ある組織の形成を図ります。

図表 6-11 市民病院の収支（収益的収支）

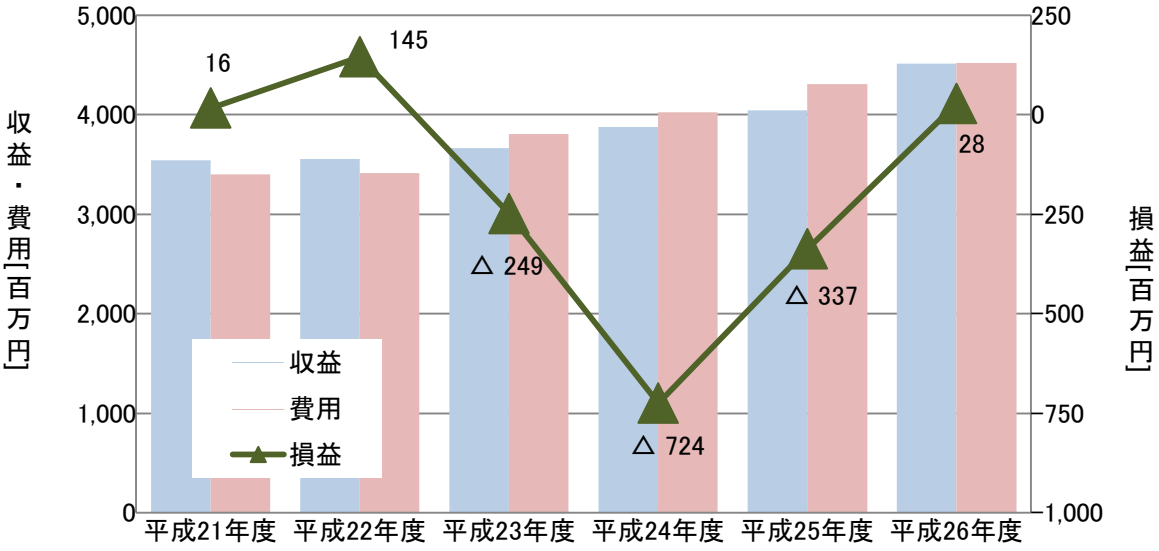


（「さぬき市民病院改革プランの取組状況」（各年度）より作成）

図表 6-12 市民病院の収支（資本的収支）

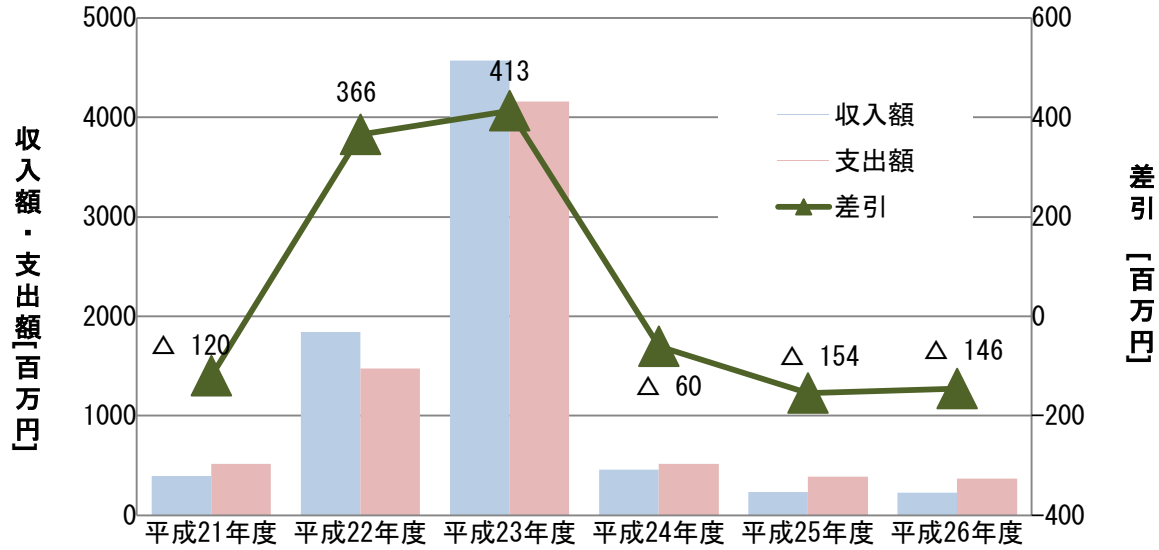


（「さぬき市民病院改革プランの取組状況」（各年度）より作成）

# 第 7 章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

## 第 1 節 公共施設における現状と課題

① 施設の老朽化

さぬき市の公共施設は、築 30 年以上の建物が全体の半分を占めており、機能向上や耐震補強を含めて大規模改修を本格的に実施する時期に差し掛かっています。また、築 50 年以上経過した建物は現在のところ約 13%ですが、10 年後には約 25%、20 年後には約 51%となり、建替等が必要な建物が今後急速に増加していきます。

② 住民ニーズの変化

今後、高齢化の進行に伴い、特に 75 歳以上の後期高齢者が増加し、介護や支援のニーズが増えることが予想されます。また、生産年齢人口の減少や女性の社会進出の進展に伴い、子育て支援施設へのニーズも増加すると考えられます。学校施設の再編計画など少子化への対応についても、住民との対話を通じて合意形成を図りながら計画的に進めていく必要があります。

また、バリアフリー化や環境負荷を軽減させる設備などの導入も十分でなく、引き続き対応を進めていく必要があります。

③ 財源の不足

現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合（使用していない施設を除く）、今後 40 年間で大規模改修や建替に必要な費用は約 911 億円（年平均約 22 億 8 千万円）を超えるものと想定されます。一方で過去 5 年間に公共施設の更新や大規模改修に投じた歳出（投資的経費）は、道路や河川などのインフラへの投資を含めて年平均で約 27 億円となっています。道路や橋梁などインフラでも老朽化が進んでおり、投資的経費の全てを公共施設へ割り当てることは困難です。

今後、人口減少・少子高齢化が進むとともに、市の財政が大きく好転することが考えられない社会経済情勢下では、公共施設の再配置を進めるとともに、持続可能な公共施設の保有量へと縮減を進めていく必要があります。

## 第 2 節 さぬき市が保有する全ての公共施設に関する更新費用推計

図表 7-1 から図表 7-8 は、建物系、土木系、企業会計すべての公共施設の更新費用の推計を示しており、今後 40 年間で約 2,409 億 2 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約 60 億 2 千万円かかる試算です。図表 7-9 は、公共施設とインフラ全体の直近５カ年の投資的経費を示しています。投資的経費の 1 年あたりの平均は 38 億 5 千万円であることから、全体の財源不足額は 21 億 7 千万円となります。

図表 7-1：公共施設の更新費用

（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）

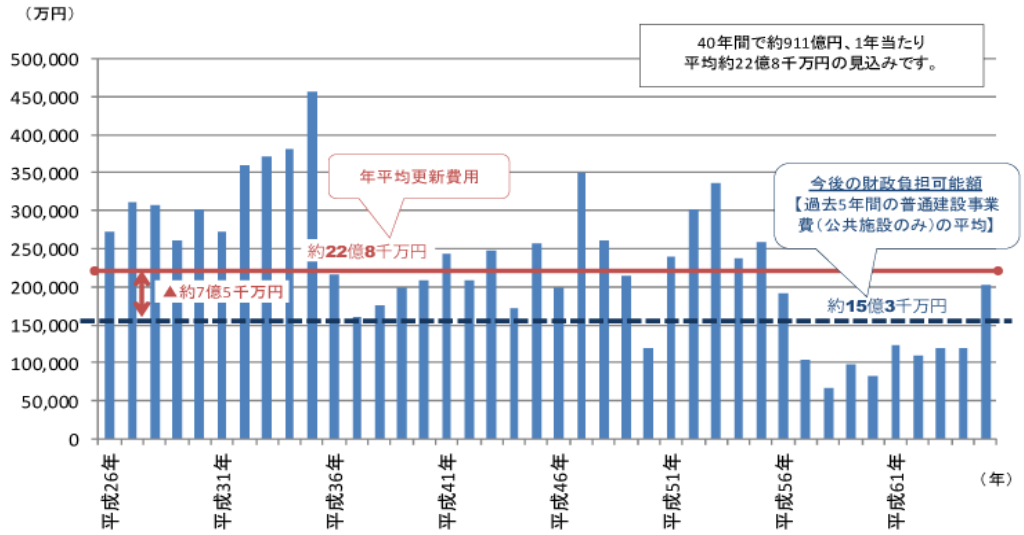


図表 7-2：市道の更新費用

（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）

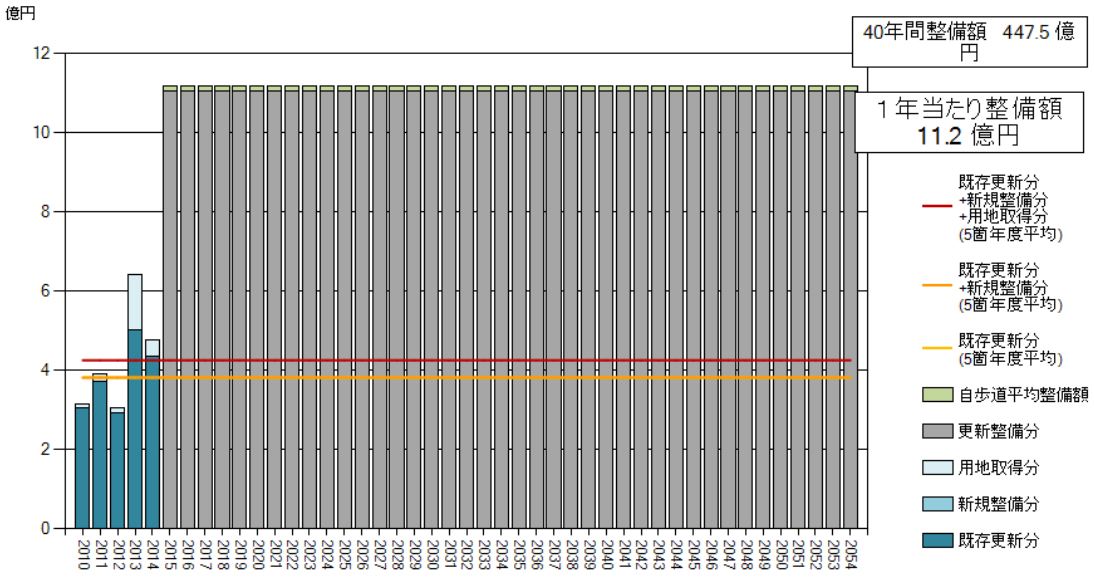

図表 7-3：農道の更新費用

（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）

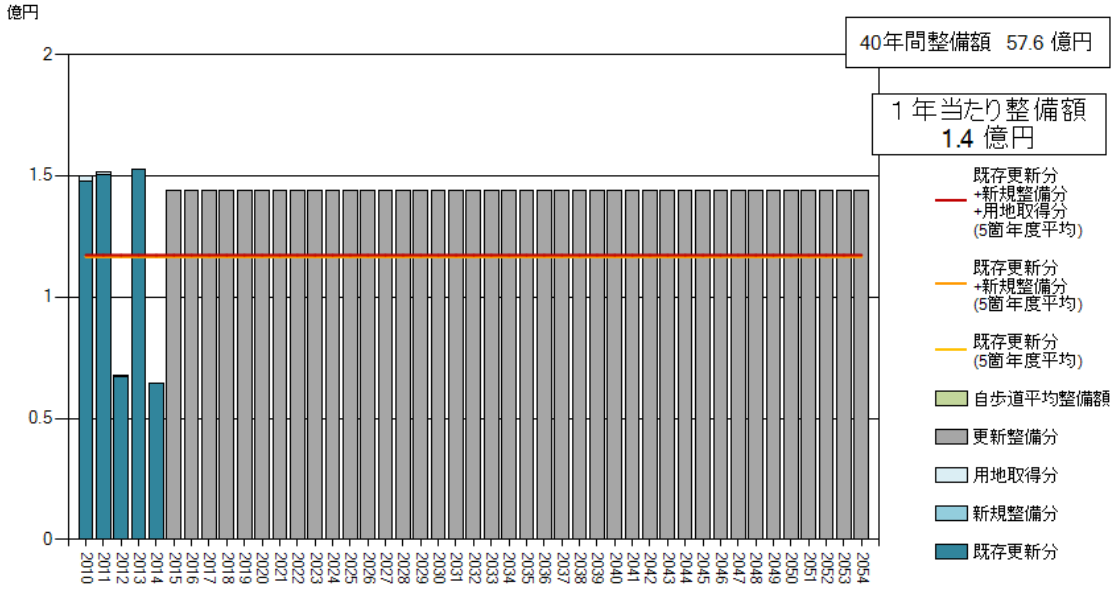


図表 7-4：林道の更新費用

（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）

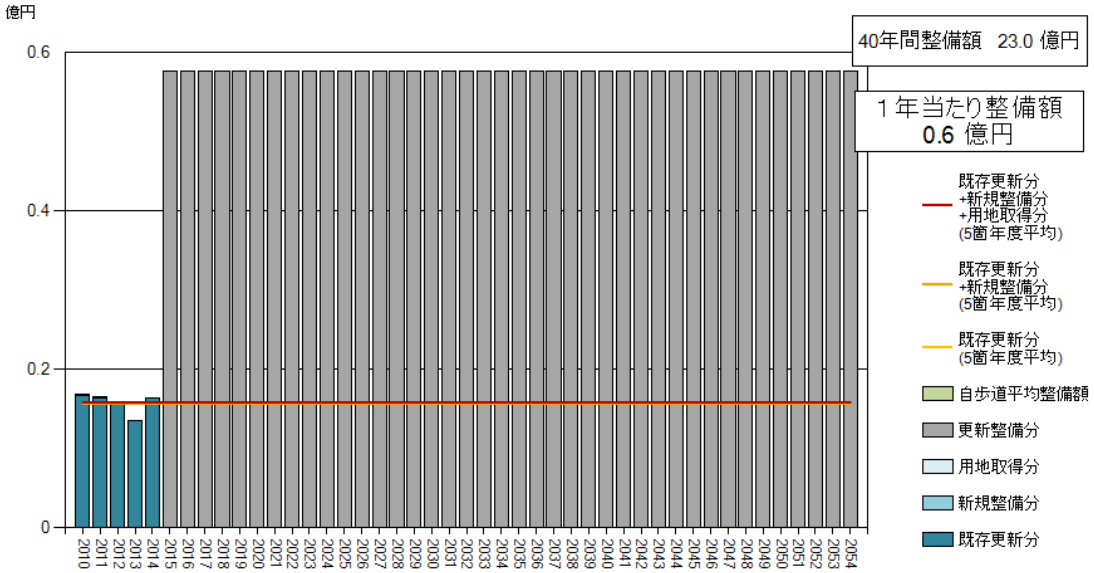

図表 7-5：橋りょうの更新費用

（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）

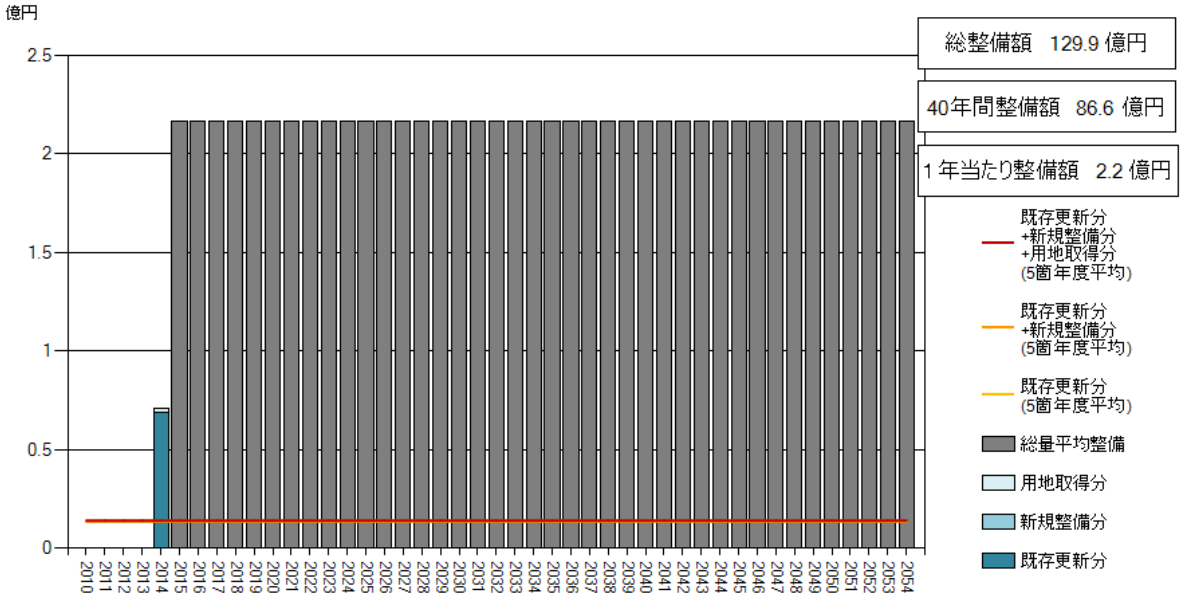


図表 7-6：上水道施設の更新費用

（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）

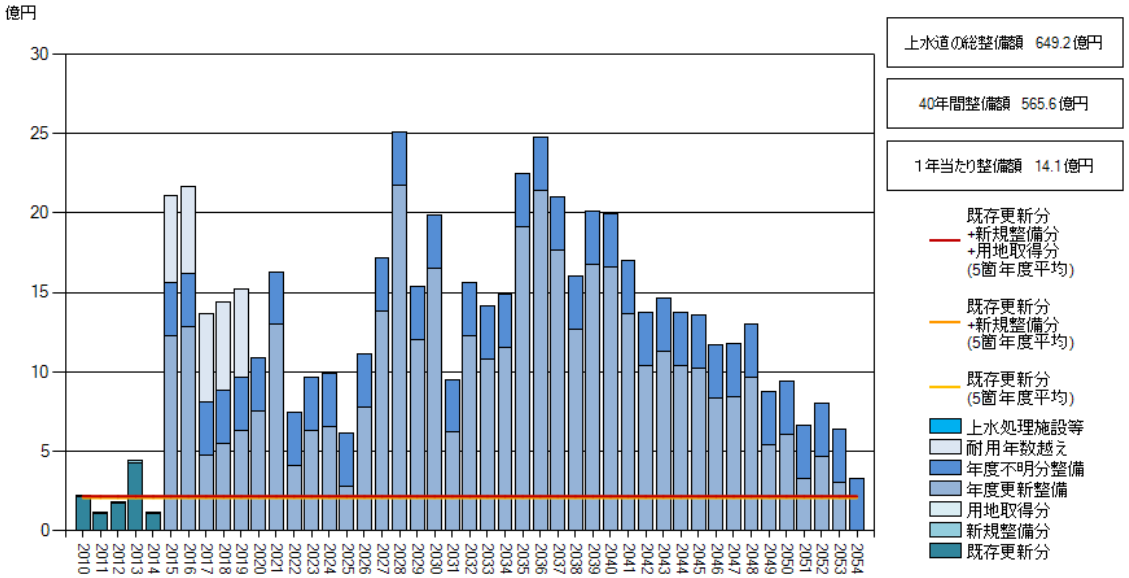

図表 7-7：下水道施設の更新費用

（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）

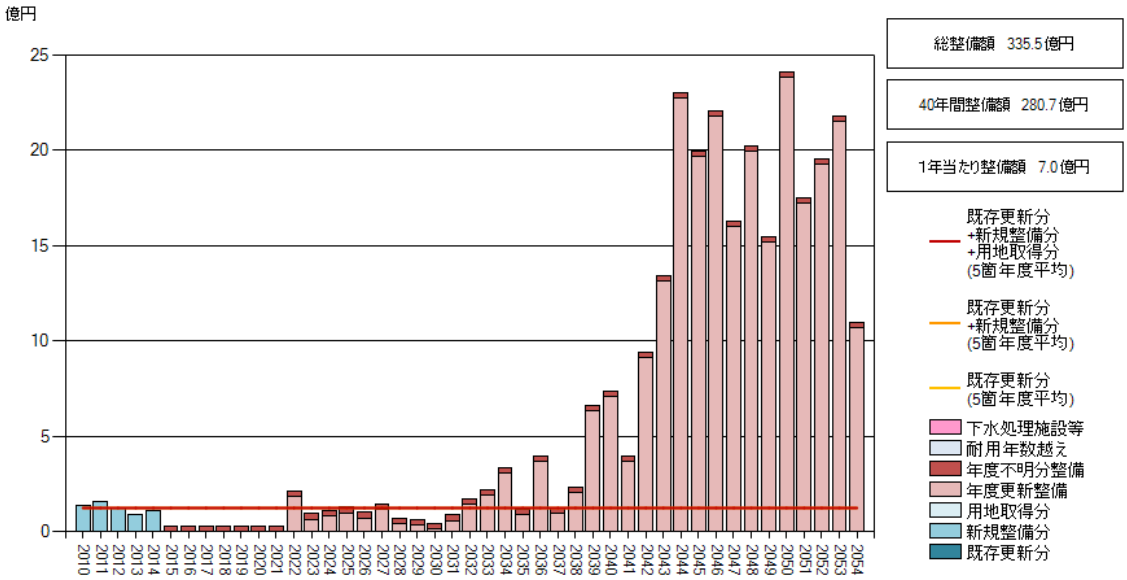


図表 7-8：市民病院施設の更新費用

（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）

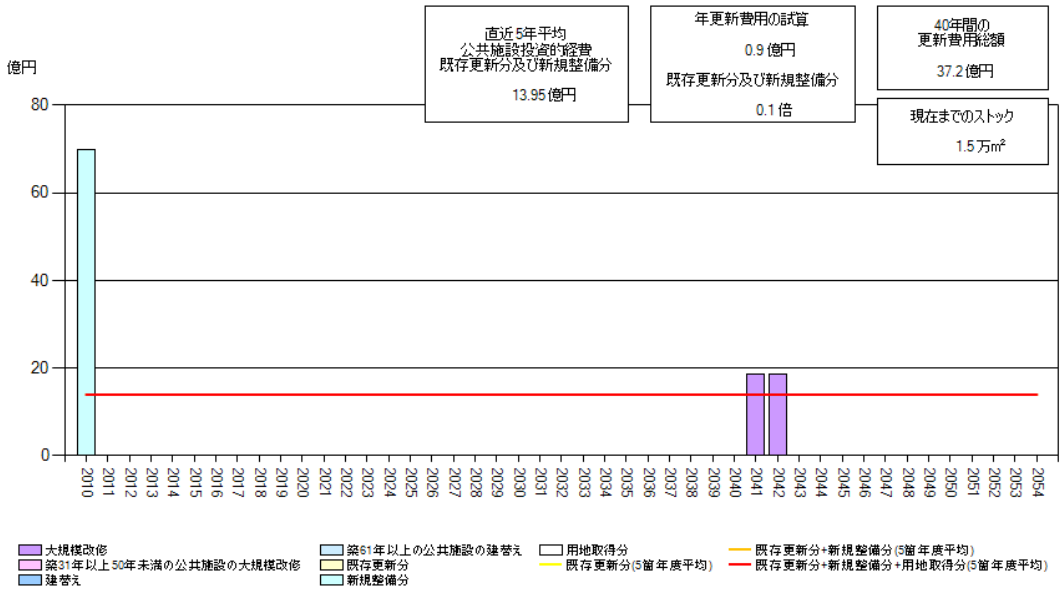

図表 7-9：公共施設とインフラ全体の直近５ヵ年の投資的経費

（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）

| | 建物系 | 土木系 | 企業会計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 更新費用[億円]<br>（40 年間の平均） | 22.8 | 15.4 | 22.0 | 60.2 |
| 投資的経費[億円]<br>（5 カ年の平均） | 15.3 | 5.7 | 17.5 | 38.5 |
| 不足分 | 7.5 | 9.7 | 4.5 | 21.7 |

## 第 3 節 今後の公共施設マネジメントの進め方

さぬき市では、平成 26 年度に別途計画を策定済みまたは検討中の庁舎・学校施設・公営住宅等とも十分に調整を図りながら、集会施設等をはじめとする公共施設の再生の基本方針となる「さぬき市公共施設再生基本計画」を作成しました。同計画では、公共施設白書の内容を踏まえ施設全般の評価を行い、市民との情報及び認識の共有化を図りながら、見直しが必要な施設についての廃止、統廃合または用途変更等の方針や、引き続き活用する施設に対する改修、更新等の方針を整理しています。「さぬき市公共施設再生基本計画」および本計画において示された施設の方向性に基づき、今後 10 年間の具体的な取組内容を示す個別計画を施設所管課において策定する予定としています。なお、策定された個別計画については実施に向けた取組を推進していきます。

## 第 4 節 将来的に廃止検討または更新をしない施設の方針

図表 7-10 は、さぬき市公共施設再生基本計画において廃止検討または更新をしないという方針とした施設です。この中には、売却や譲渡、類似施設と統合するという判定となった施設が含まれます。さぬき市公共施設再生基本計画の実施により、施設数は 93 施設（延床面積：約 8 万 2 千㎡）が減少します。また、延べ床面積比では約 27.9%の減少となります。該当する 93 施設の更新費用の合計は、今後 40 年間で約 274 億円となりました。これは、現在試算している公共施設の更新費用の約 30.1%にあたります。1 年あたりの投資的経費の削減額は約 6.9 億円となります。

図表 7-10 将来的に廃止検討または更新をしないという方針とした施設

| 施設用途 | 施設名称 | サービスの具体方向 | 建物の具体方向 |
|---|---|---|---|
| 公民館 | 津田公民館津田分館 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 公民館 | 大川公民館 | サービス継続 | 建物処分 |
| 公民館 | 寒川公民館 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 公民館 | 長尾公民館 | サービス継続 | 建物処分 |
| 公民館 | 長尾公民館昭和分館 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 公民館 | 長尾公民館造田分館 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 公民館 | 長尾公民館多和分館 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 公民館 | 志度公民館末分館 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 公民館 | 志度公民館鴨部分館 | サービス継続 | 建物処分 |
| 集会施設 | 津田働く婦人の家 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 集会施設 | 大川コミュニティセンター | サービス廃止 | 建物処分 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 集会施設 | 辛立文化センター分館 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 集会施設 | さぬき市研修センター | 地域等へ移管 | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 集会施設 | 鴨部集会所 | 地域等へ移管 | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 集会施設 | 農作業管理休養施設 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 集会施設 | 大串いこいの家 | 地域等へ移管 | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 集会施設 | 自然休養村 みろく荘 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 集会施設 | 鴨庄漁村センター | 地域等へ移管 | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 集会施設 | 小田漁村センター | 複合化・統合 | 建物処分 |
| ホール | 志度野外音楽広場（テアトロン） | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 展示施設等 | さぬき市郷土館 | サービス継続 | 建物処分 |
| 展示施設等 | 門入工房 | 地域等へ移管 | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 展示施設等 | 産業資料館 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 高齢者福祉施設 | 津田町老人福祉センター | サービス廃止 | 建物処分 |
| 障害者福祉施設 | 北原ふれあい会館・きんりん園（就労支援施設） | サービス継続 | 建物処分 |
| 障害者福祉施設 | 旧恵生ノ園（倉庫として使用） | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 保健医療施設 | 大川保健センター | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 保健医療施設 | 志度保健センター | 複合化・統合 | 建物処分 |
| スポーツ施設 | 津田北山体育館 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| スポーツ施設 | 津田柔剣道場 | サービス継続 | 建物処分 |
| スポーツ施設 | 津田水泳プール | サービス廃止 | 建物処分 |
| スポーツ施設 | 津田体育館 | 複合化・統合 | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| スポーツ施設 | 大川体育館 | 複合化・統合 | 建物処分（大規模改修や建替時） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| スポーツ施設 | 寒川飛翔の館 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| レクリエーション施設 | みろく野営場休憩室 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| レクリエーション施設 | 門入茶房 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| レクリエーション施設 | 椿の城 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| レクリエーション施設 | 教育のもり | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 保養施設 | 寒川共同福祉施設 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 保養施設 | 春日温泉コテージ | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 保養施設 | 春日ふれあいセンター | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 使用していない施設 | グリーンヒル大串（志度サイクリングターミナル） | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 大串野外活動施設（大串温泉） | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 大串温泉揚湯ポンプ室 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 保養施設 | さぬき市農林漁業体験実習館（みろく温泉） | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 保養施設 | 寒川老人福祉センター（春日温泉） | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 物産施設 | さぬき市生産物直売所 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 物産施設 | 公園内中央売店 | 地域等へ移管 | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 物産施設 | さぬき市物産センター | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 物産施設 | さぬき市ワイン加工施設 | サービス廃止（大規模改修や建替時） | 建物処分（大規模改修や建替時） |
| 物産施設 | みろくふれあい農園 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 小学校 | 松尾小学校 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 小学校 | 富田小学校 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧鴨部小学校 | サービス廃止 | 建物処分 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 使用していない施設 | 旧小田小学校 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 中学校 | 志度東中学校 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 幼稚園 | 鶴羽幼稚園 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 幼稚園 | 津田幼稚園 | 複合化・統合 | 建物処分(大規模改修や建替時) |
| 幼稚園 | 松尾幼稚園 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 幼稚園 | 富田幼稚園 | 複合化・統合 | 建物処分(大規模改修や建替時) |
| 使用していない施設 | 旧小田幼稚園 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 給食センター | 志度学校給食共同調理場 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 保育所 | 津田東部保育所 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 保育所 | 津田中央保育所 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 保育所 | 富田保育所分園松尾保育所 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧志度東保育所 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 児童館 | 東部児童館 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧大串児童館 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 児童館 | 大川町児童館・さざんか園(障害者就労支援施設) | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 庁舎等 | 造田出張所 | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 消防施設 | 津田第 1 分団屯所(岡ノ端中) | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 消防施設 | 津田第 3 分団屯所(北羽立) | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 消防施設 | 志度西第 1 分団屯所(寺町) | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 消防施設 | 志度西第 2 分団屯所(間川) | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 消防施設 | 志度東鴨庄分団屯所(新開) | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 消防施設 | 志度東鴨庄分団屯所(白方) | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 消防施設 | 志度東鴨庄分団屯所(小方) | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 消防施設 | 志度東鴨部分団屯所(馬次) | 複合化・統合 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧大川町水道課事務所 | サービス廃止(大規模改修や建替時) | 建物処分(大規模改修や建替時) |
| 使用していない施設 | 旧神前幼稚園 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧天王中学校 | 用途転用 | 建物処分(大規模改修や建替時) |
| 使用していない施設 | 寒川町元分庁舎 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧多和小学校 | 用途転用 | 建物処分(大規模改修や建替時) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 使用していない施設 | 旧多和小学校槙川分校 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧志度南幼稚園 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧志度水道課庁舎 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧多和診療所 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 津田町老人憩いの家 | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | さぬき市勤労青少年ホーム | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | さぬき市民プール | サービス廃止 | 建物処分 |
| 使用していない施設 | 旧志度東幼稚園 | サービス廃止 | 建物処分 |

## 第 5 節 将来的に廃止検討または更新をしない場合の将来更新費用

さぬき市公共施設再生基本計画に基づき、将来的に廃止検討または更新をしないと判定された施設を考慮した場合の、今後 40 年間の将来更新費用の削減額を試算しました。

**削減額の試算条件**

①建物の具体方向が「建物処分」の施設は、耐震改修、大規模改修、建替を実施せず、建物を処分（売却や貸付、譲渡等）するものとします。

②建物の具体方向が「建物処分（大規模改修や建替の発生時）」の施設については、

A)大規模改修が必要になった際に建物を除却の場合

⇒耐震改修、大規模改修、建替を実施せず、建物を処分するものとします。

B)建替が必要になった際に建物を除却の場合

⇒耐震改修、大規模改修は実施しますが、建替は実施せず建物を処分するものとします。

③既に大規模改修を実施済みの施設や大規模改修を実施しない施設については、建替経費のみを試算に計上します。

④建物や土地を売却した場合の収益は考慮しないものとします。

⑤建物の解体撤去費用は試算に計上します。

※解体撤去費用の単価は、「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果（平成 25 年 12 月） 総務省自治財政局地方債課」の施設用途別の解体撤去費を使用しています。

推計の結果、本計画実施後の今後 40 年間の将来更新費用は 40 年間で約 2,135 億２千万円（約 53 億 3 千万円/年）となり、全ての施設を維持する場合と比べると 274 億円（約 6 億 9 千万円/年）が削減されます。直近 5 カ年の投資的経費の平均である約 38 億 5 千万円/年と比較すると、約 14 億 8 千万円/年が不足すると推計されます。

図表 7-11：公共施設とインフラ全体の直近５ヵ年の投資的経費
（さぬき市公共施設再生基本計画に基づく推計）

| | 建物系 | 土木系 | 企業会計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 更新費用[億円]<br>（40 年間の平均） | 15.9 | 15.4 | 22.0 | 53.3 |
| 投資的経費[億円]<br>（5 カ年の平均） | 15.3 | 5.7 | 17.5 | 38.5 |
| 不足分 | 0.6 | 9.7 | 4.5 | 14.8 |

# 第 8 章 おわりに

## 第 1 節 現状の整理

■ 合併に伴う余剰施設・重複施設が多くあります。

平成 14 年に 5 つの町が合併して誕生したさぬき市では、合併前の公共施設をほぼそのまま活用してきました。このため、市役所の支所等では、建物に余剰空間が多く存在しています。また、体育館や集会施設など、機能が重複する施設も多く存在しています。

■ 災害対応に問題がある公共施設が存在しています。

平成 25 年度に見直された津波被害想定に基づくと、市役所本庁舎や津田支所などの多くの公共施設が津波浸水区域内に該当し、震災時には建物の被災により、防災拠点として機能しなくなることが考えられます。 また、液状化の危険性の高いエリアに立地する公共施設でも、震災後にはライフラインの機能停止や、建物と敷地に段差が生じるなどにより、利用が制限される状態が続くことが予想されます。

■ 老朽化に伴い建物の改修・更新需要が急増します。

さぬき市の公共施設は、築 30 年以上の建物が全体の半分を占めており、機能向上や耐震補強を含めて大規模改修を本格的に実施する時期に差し掛かっています。また、築 50 年以上経過した建物は現在のところ約 13%ですが、10 年後には約 25%、20 年後には約 51%となり、建替等が必要な建物が今後急速に増加していきます。

図表 8-1：築後経過年数別の公共施設の床面積の割合の推移

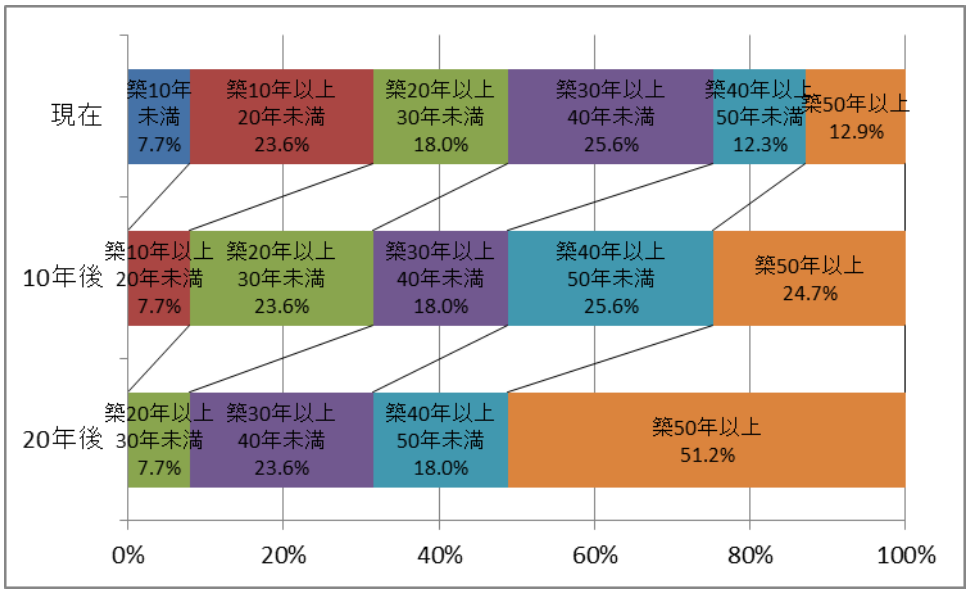

■ 利用状況

機能が重複する施設を中心に、利用が少ない施設が散見されます。

■ 運営状況

平成 24 年度の公共施設の維持管理や運営に掛かった総コスト（減価償却費を含む）は、約 53 億円で市民一人当たり 10 万 1 千円を負担していることになります。

幼稚園、保育所、公営住宅など、利用者負担（施設の収入）があるものも含まれていますが、一方で、庁舎等の人件費や県が負担している学校施設の教職員の人件費などは含んでいません。

図表 8-2：公共施設の維持管理や運営に掛かった総コスト

（円）

| | 建物に係るコスト | 事業運営費 | 指定管理委託料 | 減価償却費 | 総コスト | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 市民一人当たり |
| 公民館 | 13,249,459 | 22,484,700 | 0 | 67,260,080 | 102,994,239 | 3,933 |
| 集会施設 | 25,149,475 | 25,034,795 | 680,000 | 89,398,896 | 140,263,166 | 5,356 |
| ホール | 12,482,100 | 1,054,800 | 21,923,000 | 57,392,000 | 92,851,900 | 3,546 |
| 展示施設等 | 11,156,154 | 19,546,235 | 0 | 23,251,280 | 53,953,669 | 2,060 |
| 図書管 | 7,580,915 | 31,494,076 | 0 | 7,517,540 | 46,592,531 | 1,779 |
| 高齢者福祉施設 | 6,266,400 | 2,109,600 | 28,950,000 | 42,394,420 | 79,720,420 | 3,044 |
| 障害者福祉施設 | 282,906 | 2,637,000 | 0 | 13,818,096 | 16,738,002 | 639 |
| 保健施設 | 36,776,114 | 116,230,561 | 0 | 25,252,024 | 178,258,699 | 6,807 |
| スポーツ施設 | 11,584,629 | 12,164,400 | 21,500,000 | 86,810,400 | 132,059,429 | 5,043 |
| レクレーション施設 | 3,543,994 | 5,572,229 | 0 | 7,804,800 | 16,921,023 | 646 |
| 保養施設 | 28,744,430 | 154,647,787 | 37,500,000 | 155,930,544 | 376,822,761 | 14,390 |
| 物産施設 | 2,679,483 | 4,989,810 | 4,845,000 | 18,683,535 | 31,197,828 | 1,191 |
| 小学校 | 67,043,432 | 93,245,000 | 0 | 331,372,800 | 491,661,232 | 18,775 |
| 中学校 | 36,701,763 | 17,354,000 | 0 | 180,866,400 | 234,922,163 | 8,971 |
| 幼稚園 | 18,195,822 | 274,063,000 | 0 | 55,822,800 | 348,081,622 | 13,292 |
| 給食センター | 39,094,322 | 161,720,473 | 0 | 20,512,800 | 221,327,595 | 8,452 |
| 保育所 | 25,924,747 | 408,138,222 | 0 | 42,669,000 | 476,731,969 | 18,205 |
| 児童館 | 6,359,171 | 17,149,802 | 0 | 21,034,200 | 44,543,173 | 1,701 |
| 公営住宅 | 24,260,400 | 24,260,400 | 0 | 96,021,740 | 135,763,410 | 5,352 |
| 庁舎等 | 97,199,810 | 1,002,014 | 0 | 113,878,732 | 212,080,556 | 8,099 |
| 消防施設 | 1,952,084 | 14,239,800 | 0 | 10,189,861 | 26,381,745 | 1,007 |
| 倉庫書庫 | 68,728 | 3,691,800 | 0 | 8,494,400 | 12,254,928 | 468 |
| 斎場 | 9,859,500 | 1,582,200 | 32,826,000 | 10,915,200 | 55,182,900 | 2,107 |
| 供給処理施設 | 1,291,949,102 | 24,591,600 | 0 | 278,596,832 | 1,595,137,534 | 60,913 |
| その他の施設 | 4,886,253 | 3,510,836 | 0 | 10,606,418 | 19,003,507 | 726 |
| 使用していない施設 | 27,132,564 | 7,383,600 | 0 | 136,517,600 | 171,033,764 | 6,531 |
| 合計 | 1,810,123,757 | 1,449,898,740 | 148,224,000 | 1,913,012,397 | 5,312,479,764 | 101,434 |

庁舎等は職員等の人件費を除く
小学校、中学校は県負担の人件費を除く
人口は住民基本台帳人口（平成25年3月31日現在）の52,374人で計算

■ 市民ニーズの変化への対応

今後、高齢化の進行に伴い、特に 75 歳以上の後期高齢者が増加し、介護や支援のニーズが増えることが予想されます。また、生産年齢人口の減少や女性の社会進出の進展に伴い、子育て支援施設へのニーズも増加すると考えられます。学校施設の再編計画など少子化への対応についても、住民との対話を通じて合意形成を図りながら計画的に進めていく必要があります。また、バリアフリー化や環境負荷を軽減させる設備などの導入も十分でなく、引き続き対応を進めていく必要があります。

■ 将来更新コスト負担への対応

現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合（使用していない施設を除く）、今後 40 年間で大規模改修や建替に必要な費用は約 911 億円（年平均約 22 億 8 千万円）を超えるものと想定されます。一方で過去 5 年間に公共施設の更新や大規模改修に投じた歳出（投資的経費）は、道路や河川などのインフラへの投資を含めて年平均で約 27 億円となっています。道路や橋梁などインフラでも老朽化が進んでおり、投資的経費の全てを公共施設へ割り当てることは困難です。

今後、人口減少・少子高齢化が進むとともに、市の財政が大きく好転することが考えられない社会経済情勢下では、公共施設の再配置を進めるとともに、持続可能な公共施設の保有量へと縮減を進めていく必要があります。

## 第 2 節 今後の公共施設マネジメントの進め方

さぬき市では、平成 26 年度に別途計画を策定済みまたは検討中の庁舎・学校施設・公営住宅等とも十分に調整を図りながら、集会施設等をはじめとする公共施設の再生の基本方針となる「公共施設再生基本計画」を作成しました。同計画では、公共施設白書の内容を踏まえ施設全般の評価を行い、市民との情報及び認識の共有化を図りながら、見直しが必要な施設についての廃止、統廃合または用途変更等の方針や、引き続き活用する施設に対する改修、更新等の方針を整理していきます。 また、平成 27 年度には、公共施設再生基本計画をもとに各施設の統廃合計画、用途変更計画、改修更新計画など施設ごとの実施計画を策定し、市民との情報共有を図り、意見も取り入れながら合意の形成を図ります。

本計画では、建物系公共施設についてさぬき市公共施設再生基本計画で施設ごとに方針を定め、今後 10 年で廃止や統合・更新を行わないなどにより、本市の保有する建物系公共施設の将来の更新費用（40 年後までの額）を、約 274 億円削減することとしています。1 年あたりの削減額は約 6.9 億円です。年間 6.9 億円の更新費用を削減することで、本市の建物系公共施設に係る将来の更新費用の推計は 1 年当たり 15.9 億円となります。しかし直近 5 カ年の投資的経費の平均は 15.3 億円であるため、比較すると依然として 1 年あたり 0.6 億円の財源が不足する予測です。また、道路や橋りょう、上水道・下水道の管路網、市民病院を含めると将来の更新費用（40 年後までの額）は約 52.5 億円となり、大幅な財源不足が予想されます。

本市では平成 27 年度より普通交付税の合併特例措置が段階的に削減されます。このまま何も対策を取らなかった場合、本市の財政は悪化することが予想されます。このような財政状況を踏まえると、公共施設の更新に充てられる予算を今後増額するのは困難であると考えられます。そのため今後も、財政負担を軽減し、また、財政の支出が偏らないように計画的な財政運営を行い、公共施設等の適正化を図る必要があります。本市では、本計画を策定するにあたり、地元住民の代表者と行政の意見を共有したさぬき市公共施設再生基本計画を策

定し、一定の住民参加を実現しました。今後は本計画およびさぬき市公共施設再生基本計画などの既存計画に基づき施設ごとに個別計画などを策定し、より具体的な方針を定めて、最適化を推進していく必要があります。

公共施設マネジメントを実現するためには、これまで以上に住民などの利用者の意見が反映されることが重要です。一例を挙げると、本計画を住民に公開しパブリックコメントを集めたり、施設利用者アンケートなどを実施したり、さらには廃止された公共施設等の利活用策についての意見を集めることなども挙げられます。

参考文献等


1. さぬき市公共施設再生基本計画（平成 27 年 12 月）
2. さぬき市公共施設マネジメント基本方針（平成 25 年３月）
3. さぬき市公共施設白書（平成 26 年３月）
4. さぬき市市勢要覧（平成 22 年１月）
5. さぬき市第２次総合計画（平成２７年３月）
6. さぬき市行政改革大綱（平成 20 年３月）
7. 国勢調査（H12、 H17、 H22）
8. さぬき市 橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年２月）
9. さぬき市 市営住宅長寿命化計画（平成２６年３月）
10. さぬき市 決算状況カード
11. さぬき市 道路台帳（市道、農道、林道）
12. さぬき市 橋りょう台帳
13. 人口問題研究所 男女･年齢(5 歳)階級別データ--『日本の地域別将来推計人口』（平成 25 年３月推計）
14. 建築リニューアル支援協会 建築・設備の日常点検項目
15. JFME13 マニュアル（試行版）
16. 総解説ファシリティマネジメント
17. 総解説ファシリティマネジメント追補版
18. さぬき市水道ビジョン（平成 19 年９月）
19. 総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2